
（仮称）門真市第2期子ども・子育て支援事業計画 素案

令和2（2020）年1月

門 真 市



計画の概要

▶ 1 計画策定の背景

本市では、平成27（2015）年3月に「門真市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画期間の5年が経過しました。

この間にも、わが国における少子化の更なる進行、核家族化や地域のつながりの希薄化などが進むだけでなく、男性・女性ともに就労環境の変化などライフスタイルの多様化にともない、子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化してきました。

このような状況のなか、国は、平成29（2017）年6月には保育の受け皿の拡大や保育人材の確保、保育の質の確保等を目指す「子育て安心プラン」、平成29（2017）年12月には教育・保育の無償化等を盛り込んだ「新しい経済政策パッケージ」、平成30（2018）年9月には児童の安全・安心な居場所の確保に向けた「新・放課後子ども総合プラン」を打ち出すなど、施策を展開してきました。

また、本市においても、人口減少の流れにあるなか、出生率、合計特殊出生率も府平均と比べて低い水準となるだけでなく、出産を契機とした他都市への転出が増加傾向にあります。

一方、平成27（2015）年度からの計画期間に施設整備を進め、保育定員の拡充に努めてきたことで、待機児童の問題が解消に向かいつつあるなど、今後の保育や子育て支援へのニーズの転換期を迎えています。

今後も、すべての家庭が安心して子どもを産み育てることができるよう、急速に変化していく子ども・子育てをめぐるさまざまな問題へと柔軟に対応し、子どもの育ちと子育てを、社会全体で支援していかなければなりません。

こうしたことから、本市では、「門真市子ども・子育て支援事業計画」を引き継ぐ「門真市第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育てに関する施策を総合的・計画的に進めていきます。

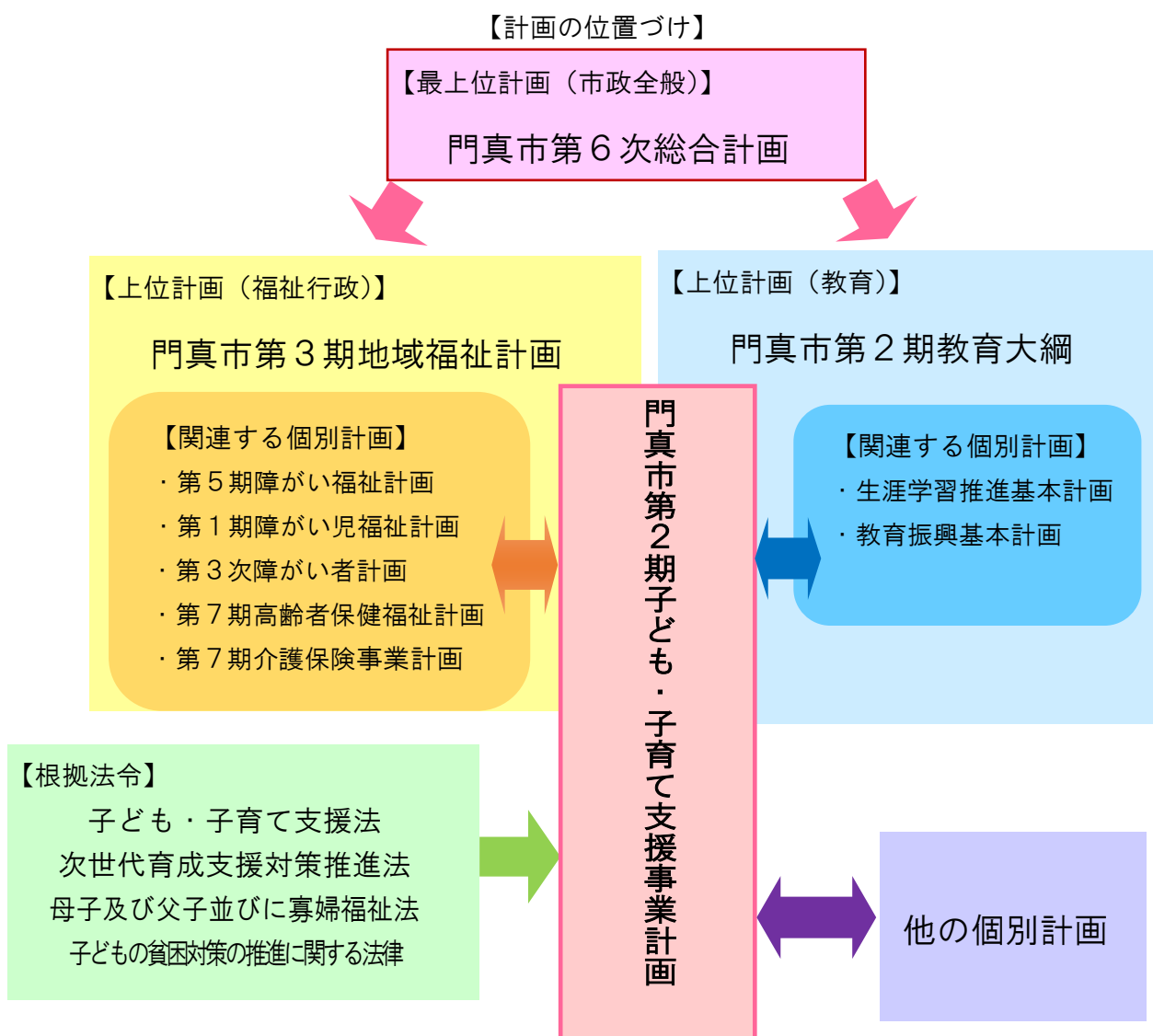
▶ 2 計画策定の趣旨

（１）計画の法的な位置づけと関連計画との関係

この計画は、「子ども・子育て支援法」に定める５年を一期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

また、この計画は「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく「自立促進計画」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「市町村計画」として位置づけています。

「門真市第６次総合計画」を上位計画とし、関連する諸計画との整合を図りながら、「門真市第２期子ども・子育て支援事業計画」における施策を推進していきます。



（２）計画の対象

この計画の対象は、生まれる前から乳幼児期・学童期を経て、青少年期に至る18歳までの子ども・青少年とその家庭を含め、すべての子どもと子育てにかかわる個人や団体が対象となります。

▶ 3 計画期間

この計画は、令和２（2020）年度から令和６（2024）年度までを計画期間とします。

年度	平成27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	平成31 令和元 (2019)	令和 2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)
門真市子ども・ 子育て支援事業 計画	前期計画					第２期計画				

▶ 4 計画策定体制

（１）市民ニーズ調査の実施

この計画を策定するに際して、子育て中の保護者等の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、市内に在住する就学前児童の保護者1,500人、小学生の保護者1,500人、13～18歳の児童750人を対象として、「門真市子ども・子育て支援に関するニーズ等調査」を実施しました。

○実施期間：平成30（2018）年11月21日～12月10日

○実施結果

	配布数	回収数	回収率
就学前児童の保護者	1,500通	596通	39.7%
小学生の保護者	1,500通	606通	40.4%
13～18歳の児童	750通	213通	28.4%

（２）「門真市子ども・子育て会議」での審議

この計画には子育て当事者等の意見を反映するとともに、市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭等の実情を踏まえて実施するため、保護者、公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「門真市子ども・子育て会議」において、計画の内容について審議し、計画書に反映しました。

（３）パブリックコメントの実施

この計画の素案を市役所などの窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募り、計画を策定しました。

○実施期間：令和2（2020）年1月30日～令和2（2020）年2月19日

○素案閲覧場所：こども政策課、情報コーナー、市役所（本館入口）、保健福祉センター、南部市民センター、市民プラザ、公民館、文化会館、図書館本館、女性サポートステーションWESS、こども発達支援センター、公立認定こども園・幼稚園・保育所、地域子育て支援拠点（ひよこる～む、なかよし広場）、市ホームページ

○意見数：

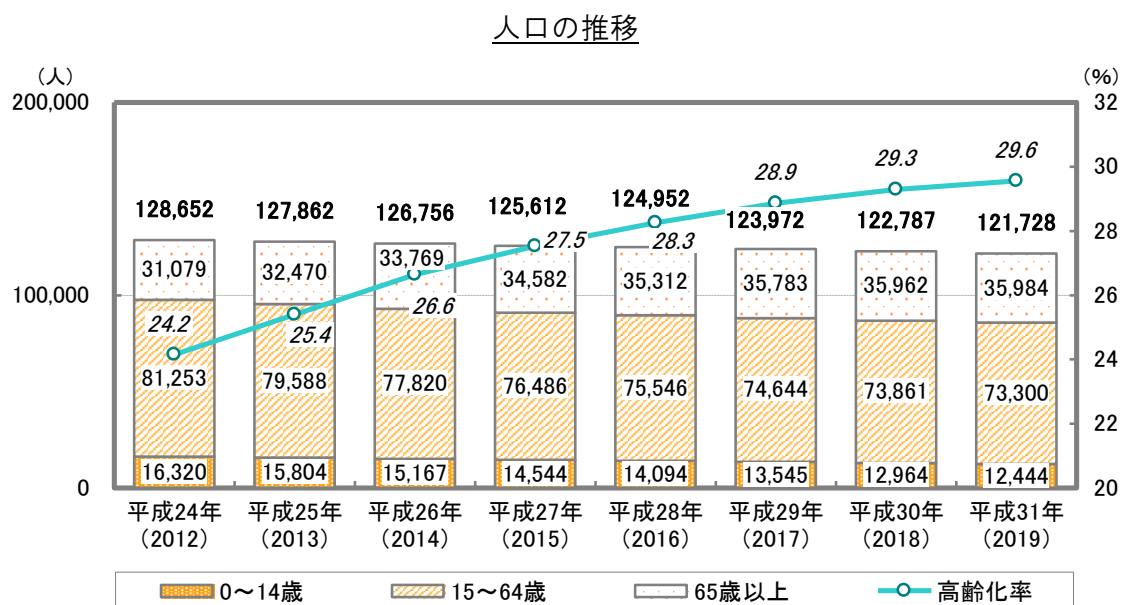


子ども・子育てを取り巻く 現状と課題

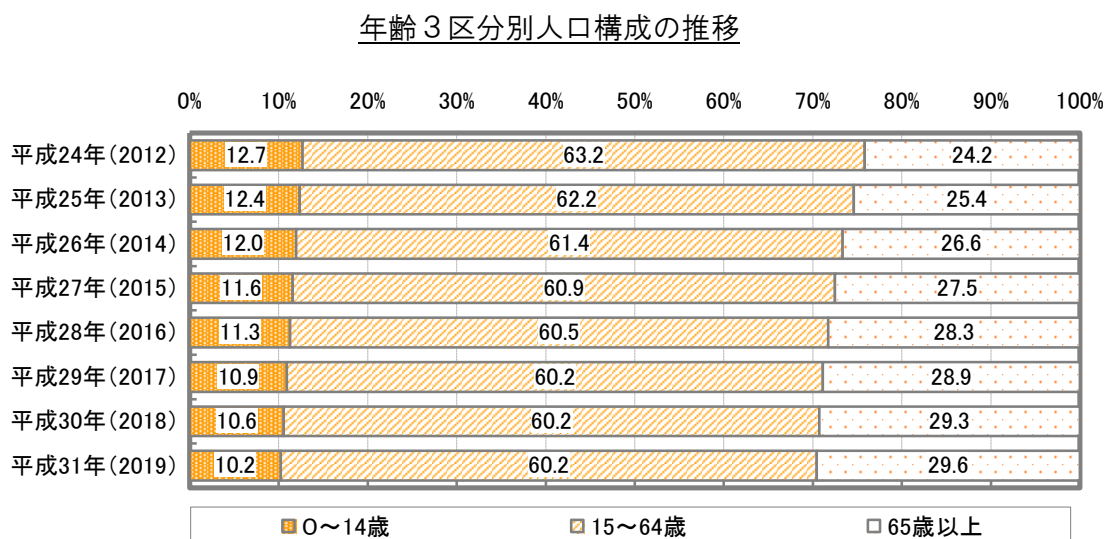
▶ 1 本市の人口動態等の現状

(1) 人口推移

本市の人口推移をみると、平成24（2012）年以降、毎年約1,000人前後の減少傾向にあり、平成31（2019）年には121,728人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移を見ると、0～14歳の割合は年々減少しているのに対して、65歳以上の人口は平成24（2012）年以降毎年増加しており、急激な高齢化が進んでいることがうかがえます。



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

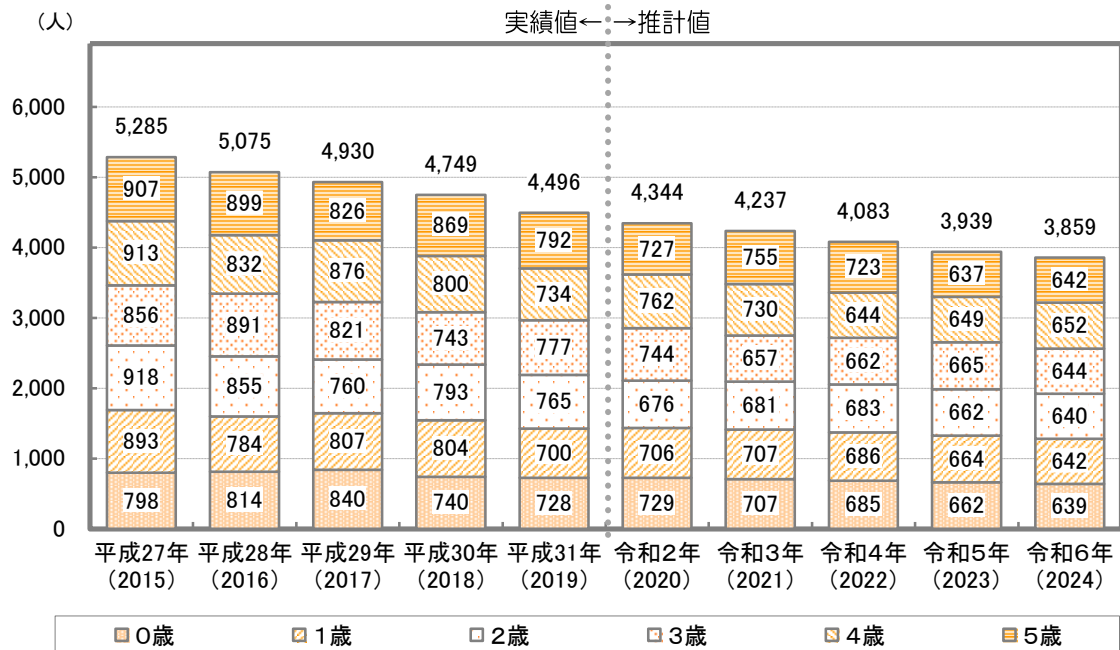


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

（２）子どもの人口推移と推計

本市の子どもの人口推移をみると、０歳から５歳までの子どもの人口は減少しており、平成31年で4,496人と、平成27（2015）年に比べ774人減少しています。また、これまでの人口推移から算出した人口推計では令和2（2020）年以降も減少が続くこととなります。

子どもの人口の推移と推計



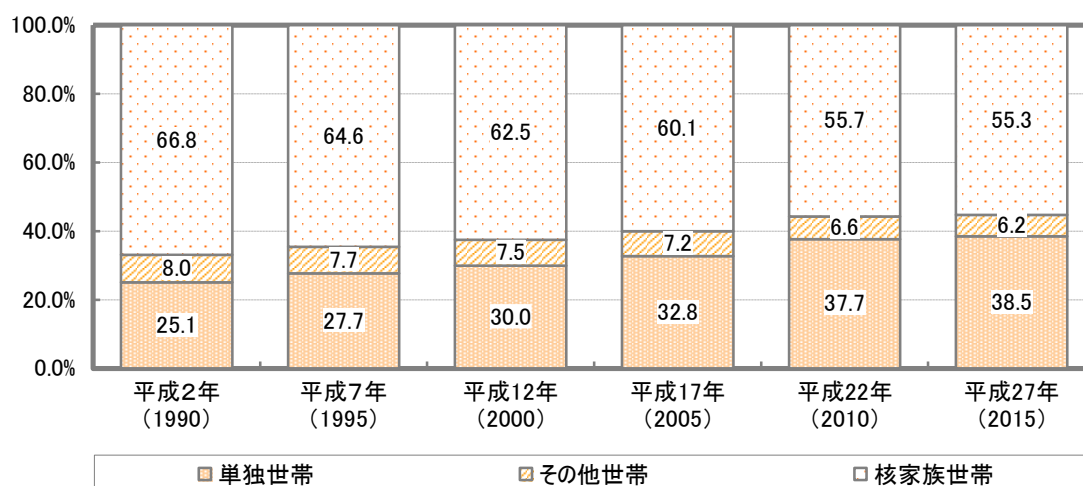
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

（３）世帯構成の状況

①世帯構成の推移

本市の世帯構成の推移をみると、核家族世帯の占める割合が最も高い状態が継続していますが、その割合は減少しつつあり、単独世帯の割合が増加しています。

世帯構成の推移



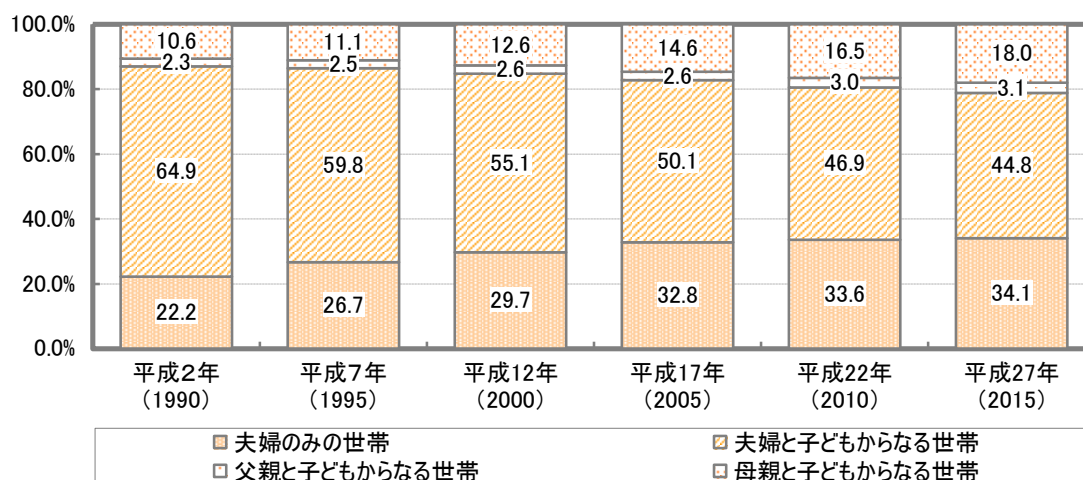
資料：国勢調査

②核家族の内訳の推移

核家族の内訳の推移をみると、夫婦のみの世帯（子どものいない世帯）の割合が増加しており、平成17（2005）年以降は3割を超えて推移しています。

また、子どものいる世帯でも、母親と子どもからなる世帯（母子世帯）、父親と子どもからなる世帯（父子世帯）の割合が増加しており、ひとり親世帯は平成27（2015）年には2割を超えています。

核家族の内訳推移



資料：国勢調査

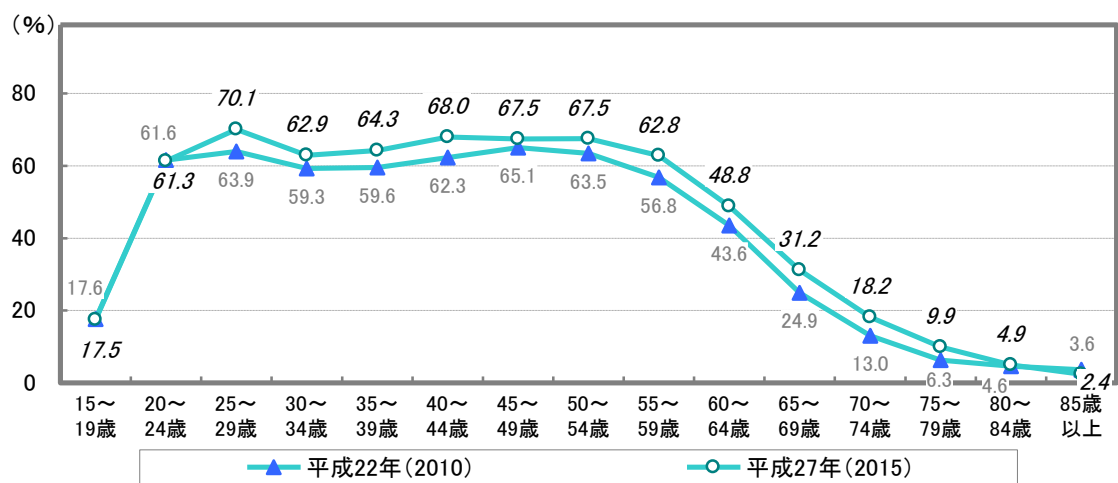
（４）女性の就労状況

①女性の労働力率

本市の女性の年齢別労働力率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。平成22（2010）年ではM字カーブの落ち込みは緩やかになる傾向でしたが、平成27（2015）年には全体的に働いている女性の割合が増加し、M字カーブの落ち込みも平成22（2010）年度より急になっています。

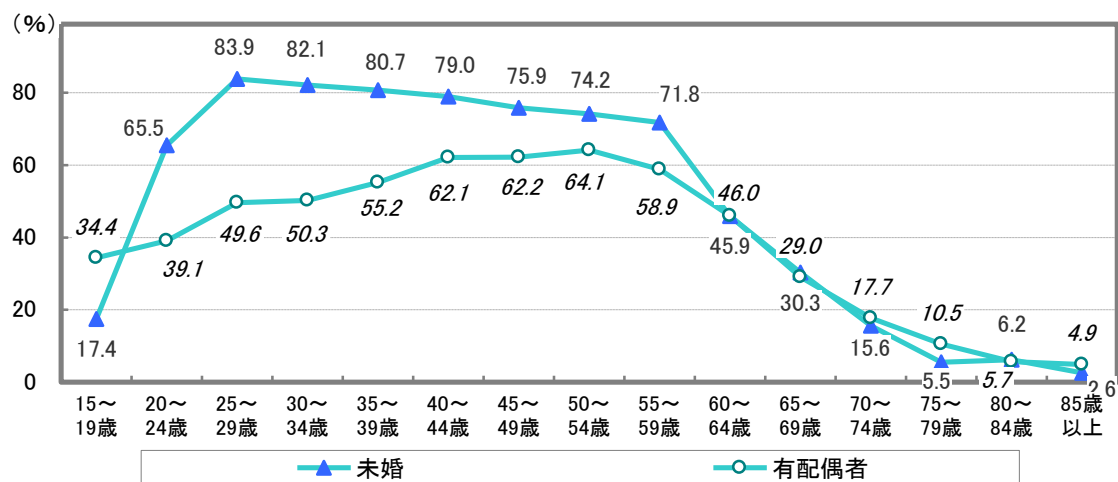
また、女性の未婚・既婚別労働力率をみると、20代から30代において既婚女性と未婚女性の労働力率の差が大きくなっています。

女性の年齢別労働力率



資料：国勢調査

女性の未婚・既婚別労働力率（平成27（2015）年）



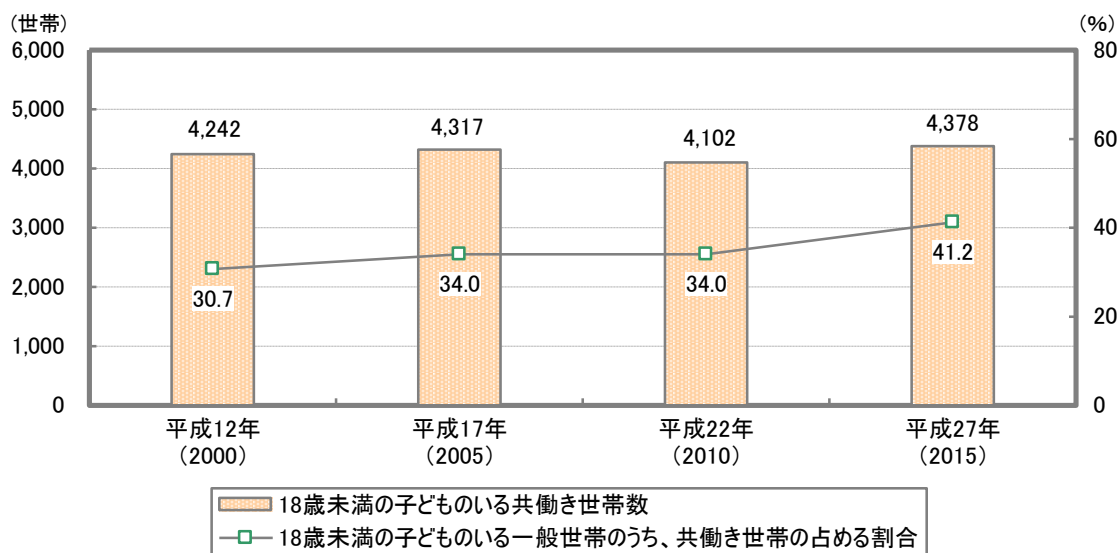
資料：国勢調査

②共働き世帯の状況

本市の共働き世帯の状況をみると、18歳未満の子どものいる共働き世帯数は、平成27（2015）年で4,378世帯となっています。

子どものいる世帯のうち共働き世帯の占める割合は、増加傾向にあり、平成27（2015）年では41.2%となっています。

共働き世帯の状況



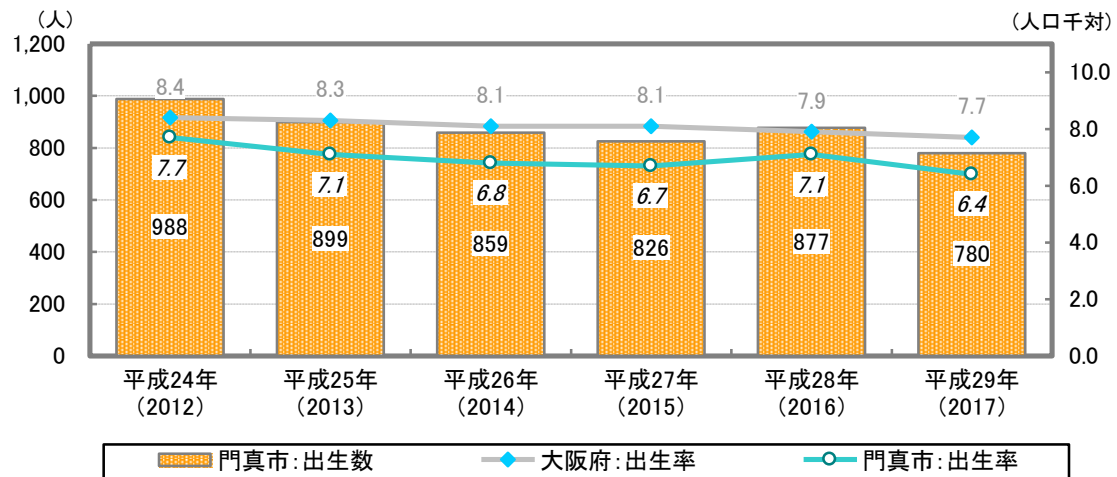
資料：国勢調査

(5) 出生の動向

本市の出生数の推移をみると、出生数は平成27（2015）年まで減少傾向にあり、平成28（2016）年には増加に転じましたが、再び平成29（2017）年には減少し、780人となっています。

出生率は、府の出生率を下回って推移しており、平成29（2017）年で6.3となっています。

出生数及び出生率の推移

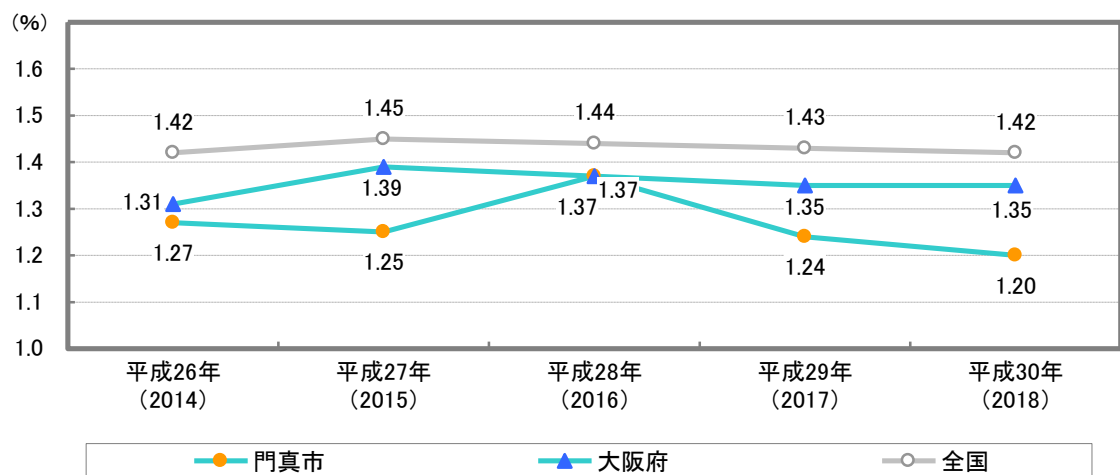


資料：大阪府人口動態統計 等

合計特殊出生率とは、15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。

本市の合計特殊出生率の推移をみると、ほぼ国や大阪府に比べて低い水準で推移しています。

合計特殊出生率の推移

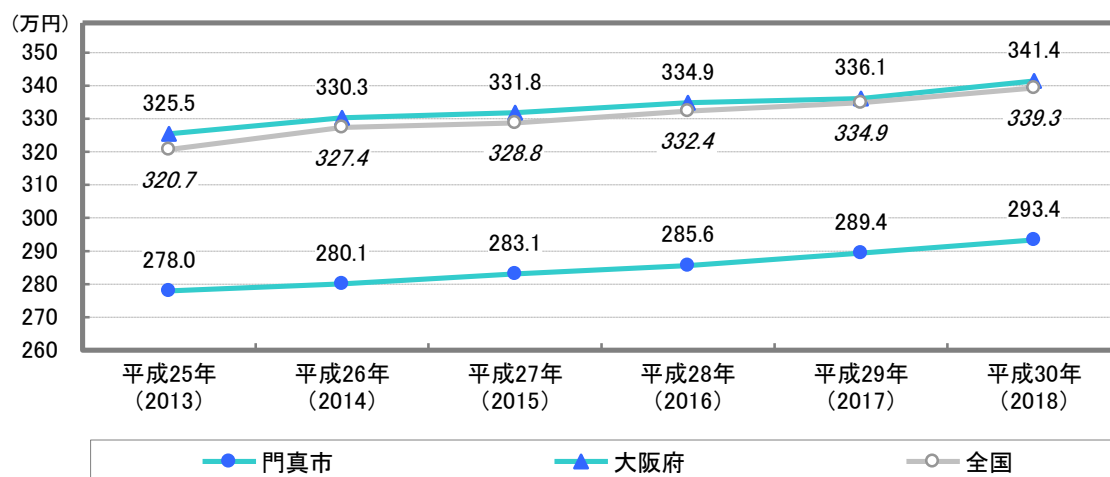


資料：各種統計

(6) 子どもの貧困に関わる状況

本市の納税義務者1人あたり課税対象所得は毎年増加していますが、大阪府や全国の平均より大きく下回っています。

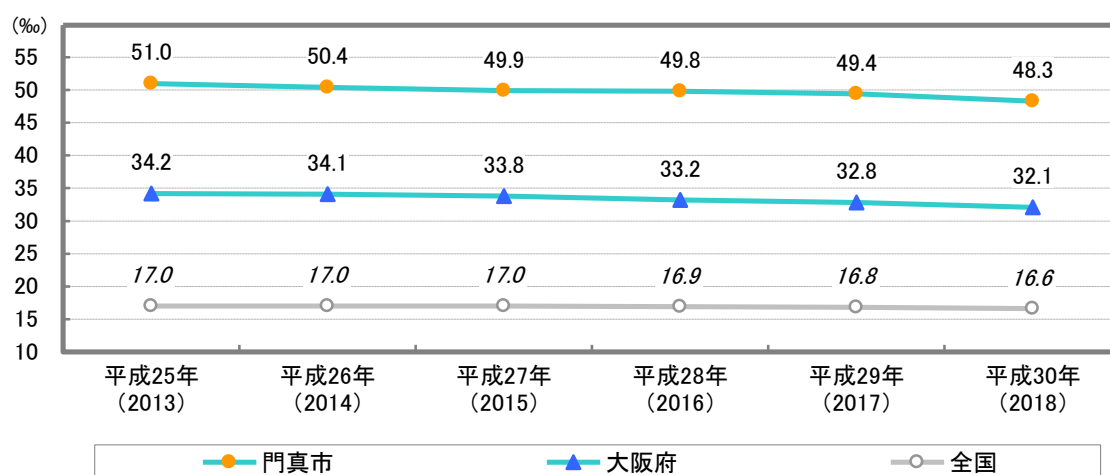
納税義務者1人あたり課税対象所得の推移



資料：総務省「市町村税課税状況等の調」

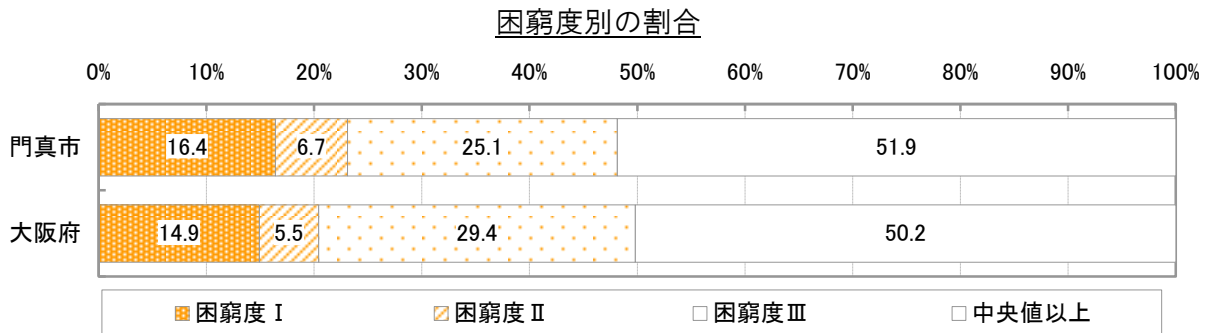
本市の生活保護率は毎年緩やかに低下していますが、大阪府や全国平均より大きく上回る水準で推移しています。

生活保護率の推移



資料：保護課、大阪府生活保護統計

平成28（2016）年7月に門真市教育委員会・公立大学法人大阪府立大学の共同で実施した「門真市子どもの生活に関する実態調査」（調査対象：小学5年生・中学2年生とその保護者1,973世帯、回収率：児童生徒 94.1%、保護者 69.0%）によると、世帯収入額と世帯人数に基づく「等価可処分所得」の中央値は212万円で、その50%を下回る等価可処分所得しか得ていない人の割合である「相対的貧困率」は16.4%となっており、大阪府内全自治体の平均値である255万円、14.9%より、所得が低く、相対的貧困率が高い結果となっています。



資料：門真市子どもの生活に関する実態調査

※困窮度の分類について

子どもの貧困に関する調査においては、実際の生活上の体験や困りごとを把握するため、多面的に貧困を測る指標として、「等価可処分所得」及びそれらを基に区分した「困窮度」を用いています。

「等価可処分所得」は世帯の可処分所得を世帯人員数の平方根で割って求めます。

「困窮度」の分類は以下の通りで、困窮度Ⅰの世帯の割合を「相対的貧困率」と呼びます。

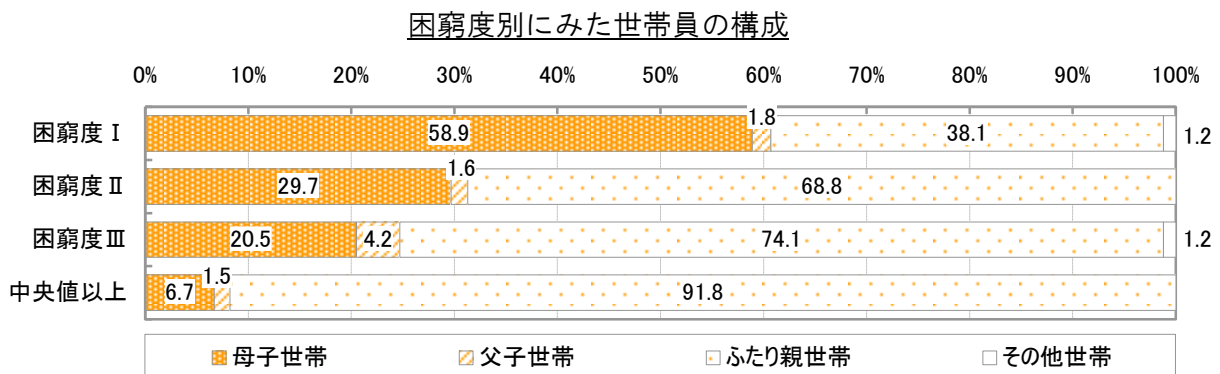
中央値以上：等価可処分所得の中央値以上

困窮度Ⅲ：等価可処分所得の中央値の60%以上、中央値未満

困窮度Ⅱ：等価可処分所得の中央値の50%以上、中央値の60%未満

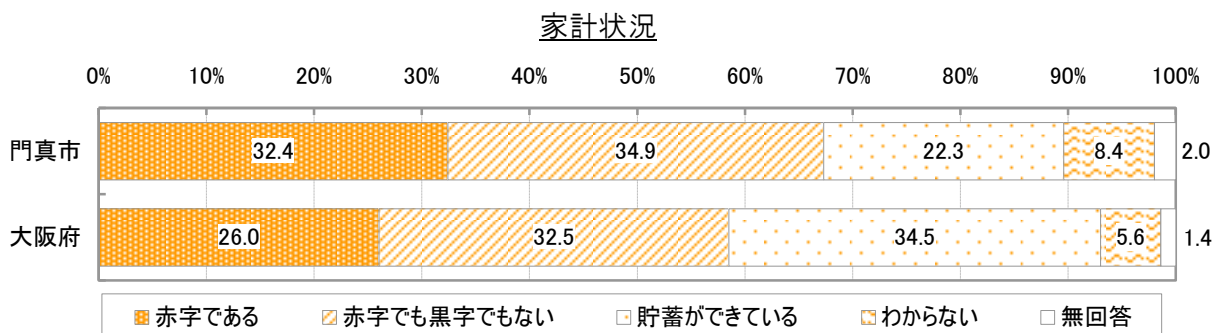
困窮度Ⅰ：等価可処分所得の中央値の50%未満

困窮度別に世帯員の構成別に世帯構成をみると、最も困窮度の高い困窮度Ⅰの世帯の58.9%が母子世帯となっています。



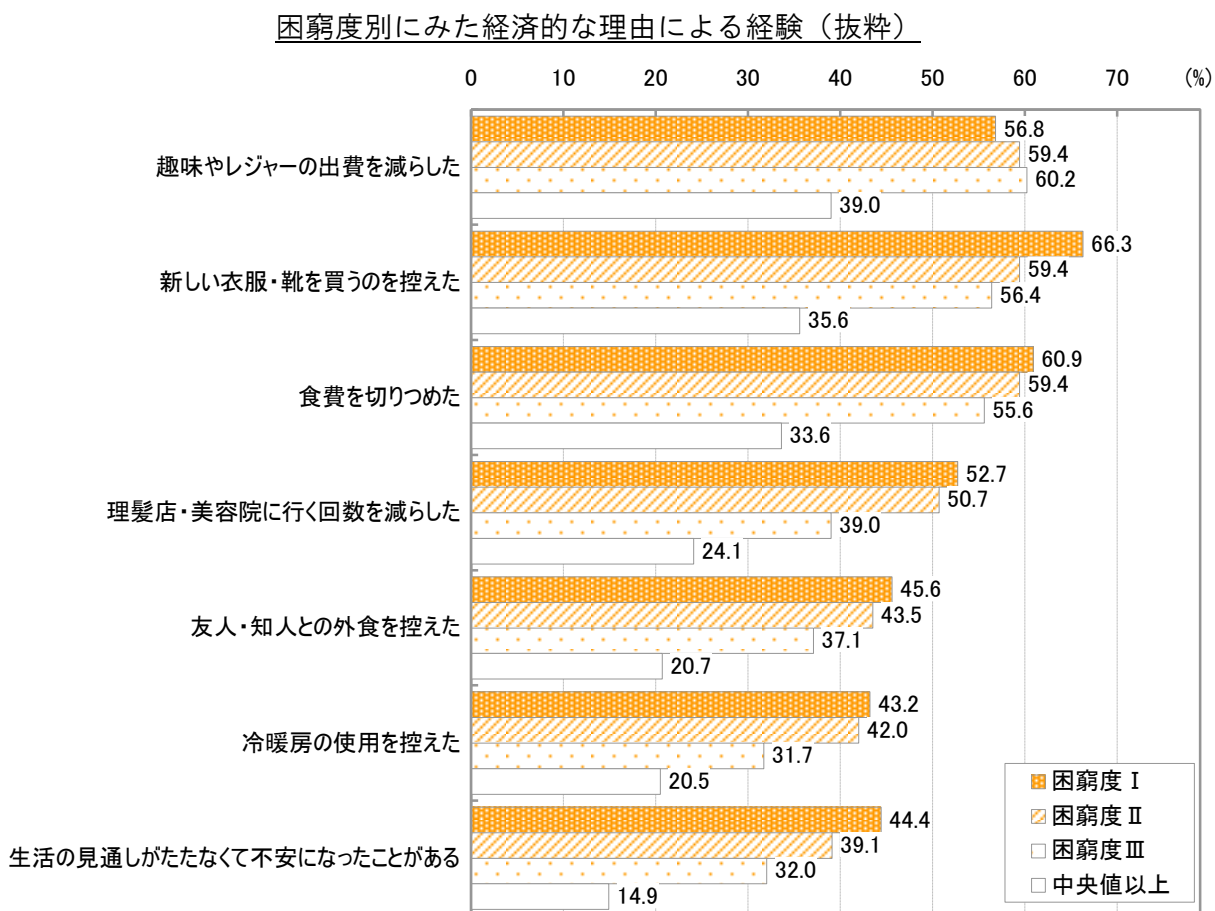
資料：門真市子どもの生活に関する実態調査

1年間の家計が赤字と答える家庭の割合が32.4%と、大阪府内全自治体の平均値26.0%より高くなっています。



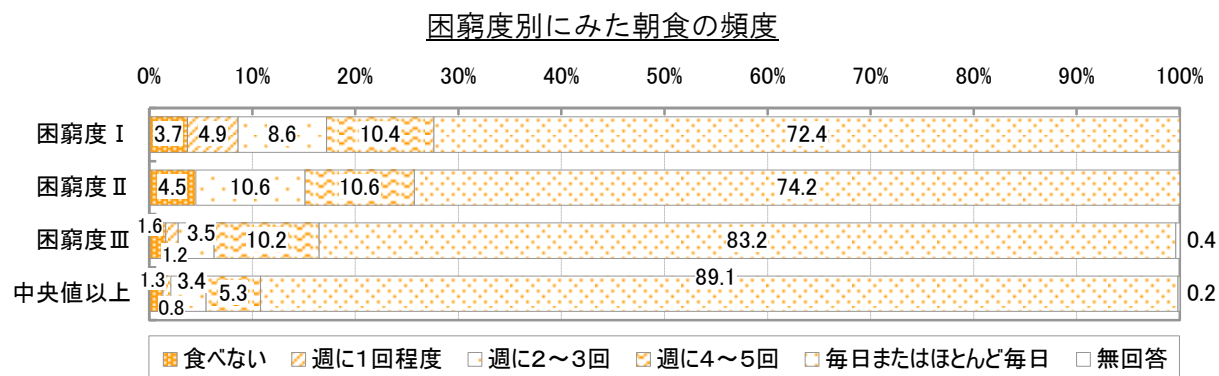
資料：門真市子どもの生活に関する実態調査

困窮度別に1年間で経験した内容を尋ねたところ、困窮度の高い世帯が経験したものと、新しい衣服等を買うのを控えた、食費を切りつめた、趣味やレジャーの出費を減らした等が多くみられます。



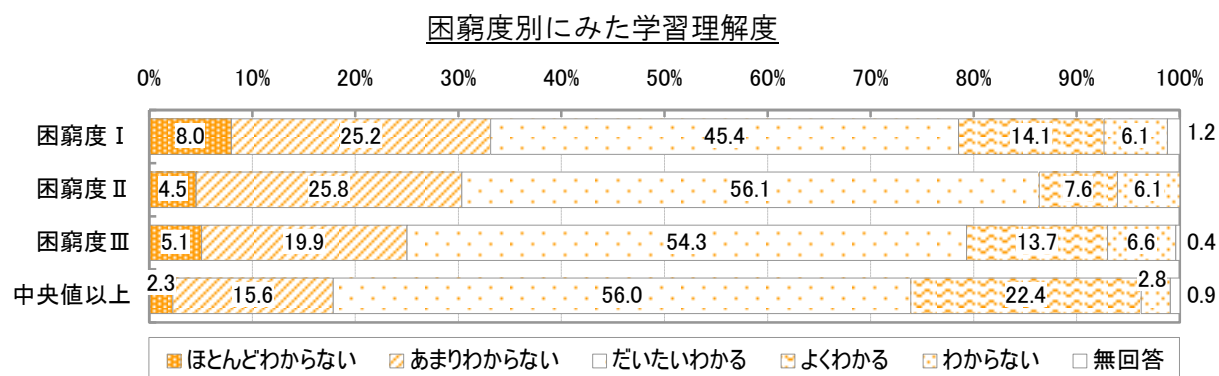
資料：門真市子どもの生活に関する実態調査

困窮度別にみた朝食の頻度をみると、困窮度が高くなるほど朝食を欠食する子どもが多くなる傾向がみられます。



資料：門真市子どもの生活に関する実態調査

困窮度別にみた子どもの学習理解度をみると、困窮度が高くなるほど理解度が低くなる傾向がみられます。



資料：門真市子どもの生活に関する実態調査

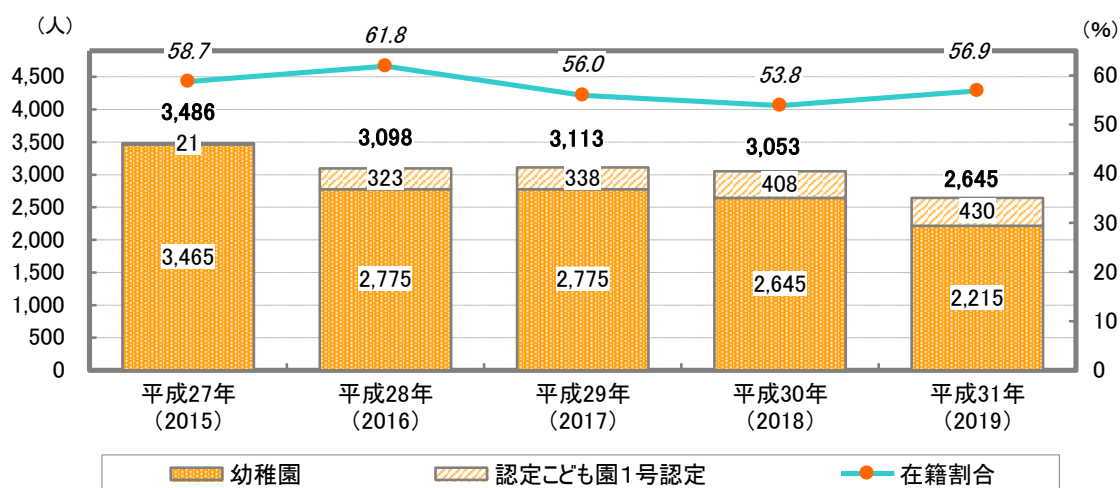
▶ 2 幼児期の教育・保育の利用状況

(1) 就学前教育・保育施設在籍状況

① 幼稚園・認定こども園（1号認定）の在籍状況

幼稚園及び認定こども園（1号認定）の在籍者数は減少傾向にあり、平成31（2019）年には1,504人と、平成27（2015）年に比べて543人減少しています。また、在籍割合も若干の減少傾向にありますが、平成31（2019）年には56.9%と、60%前後での推移となっています。

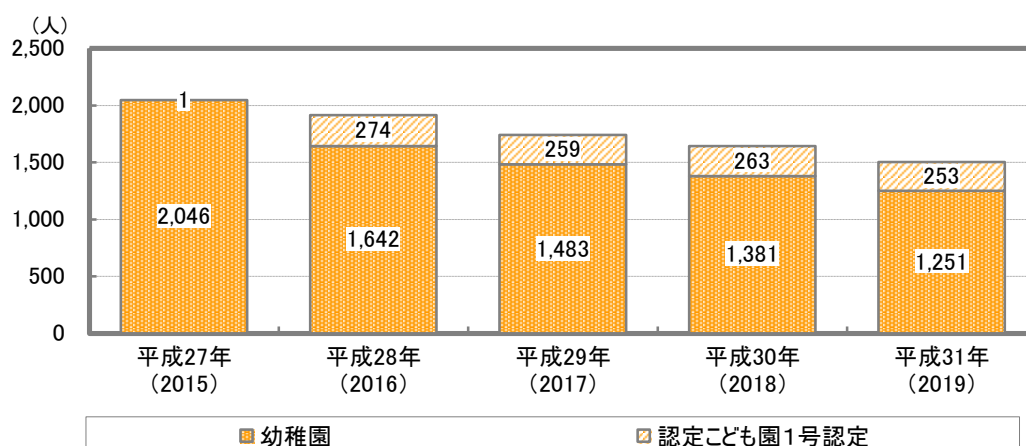
幼稚園・認定こども園（1号認定）の定員数及び在籍割合の推移



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

※在籍割合は幼稚園と認定こども園（1号）を合計して算出

幼稚園・認定こども園（1号認定）の在籍状況



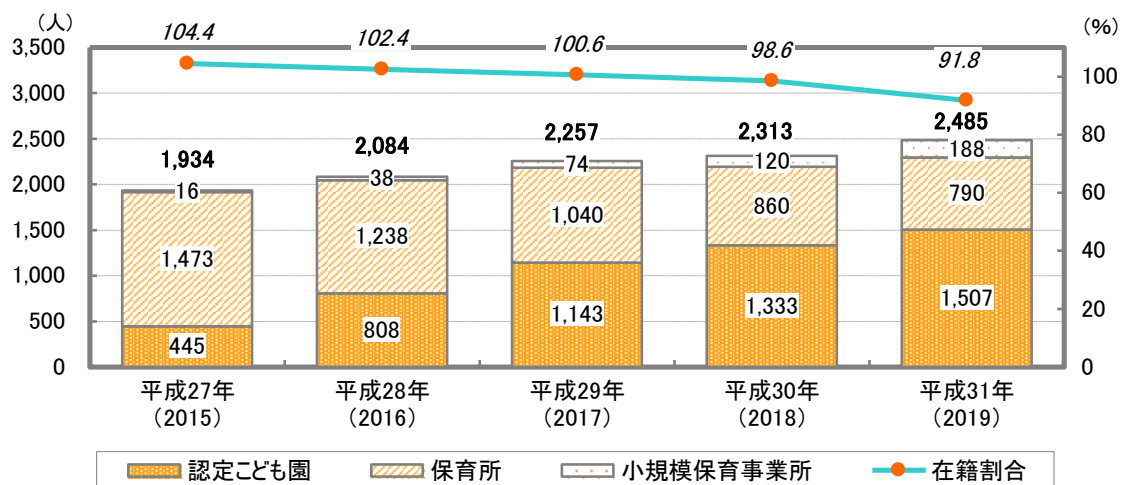
資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

②保育所・認定こども園（２・３号認定）等の在籍状況

保育所、認定こども園（２・３号認定）、小規模保育事業所の在籍状況をみると、平成27（2015）年以降、在籍割合が100%を超えた（在籍者数が定員数を上回る）状況が続いていましたが、前期計画に基づく施設整備等により、定員数が増加したこととともない、在籍割合は年々低下し、平成31（2019）年では91.8%の在籍割合となっています。

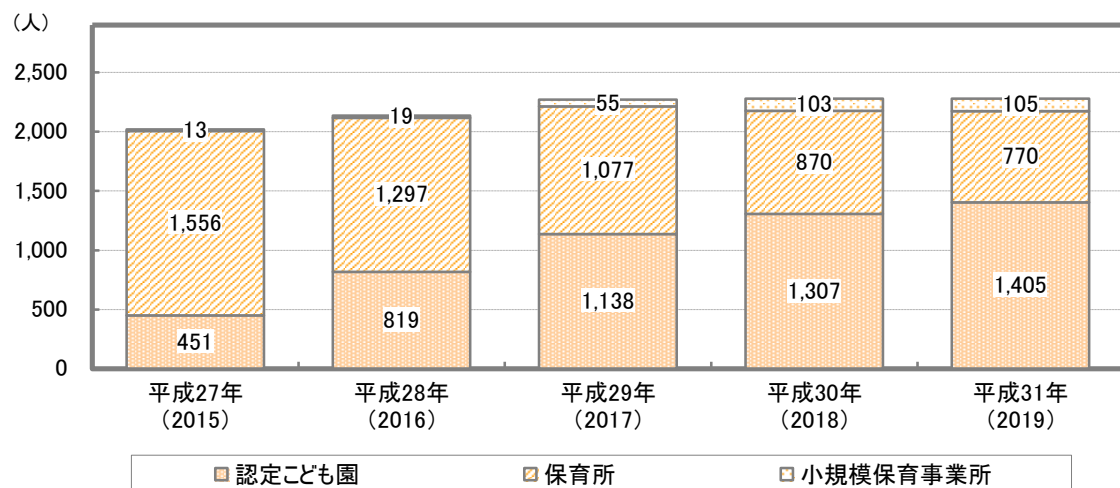
また、在籍者数は平成27（2015）年以降増加傾向にありましたが、近年は横ばいで推移しています。

保育所・認定こども園（２号・３号認定）等の定員数及び在籍割合の推移



資料：保育幼稚園課

保育所・認定こども園（２号・３号認定）等の在籍状況



資料：保育幼稚園課

(2) 子育て支援事業の実施状況

①地域子育て支援拠点事業の実施状況

主に乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行っています。年間のべ利用人数は、児童数の減少にともない、減少傾向で推移しています。

		利用実績				単位：人
類型	施設名	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	
センター型	地域子育て支援センター	4,803	6,295	8,173	7,544	
ひろば型	なかよし広場	12,762	11,734	9,478	7,987	
年間のべ利用人数		17,565	18,029	17,651	15,531	

資料：子育て支援課

②妊婦健康診査の実施状況

母子保健法に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行っています。

		利用実績				単位：人
		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	
年間受診のべ人数		10,828	11,014	9,567	9,988	

資料：健康増進課

③乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）の実施状況

生後4か月を迎えるまでの乳児がいるすべての家庭を訪問するとともに、子育て支援に関する情報提供並びに支援の必要な家庭に対する助言を行い、子育ての孤立化を防ぐため実施しています。

平成30（2018）年度から事業担当課が子育て支援課から健康増進課に変更になり、新生児訪問との重複を除き、事業の効率化がはかれるようになったため件数が減少しています。

		利用実績				単位：人
		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	
利用実人数		822	901	802	478	

資料：健康増進課

④養育支援訪問事業の実施状況

養育支援が特に必要と判断された家庭に対して、保健師、保育士、ヘルパー等子育て経験者等が、居宅訪問し、養育に関する助言指導等を行っています。

利用実績				単位：人
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
利用実人数	9	8	2	2

資料：子育て支援課

⑤子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施状況

育児の援助を依頼したい人（依頼会員）と協力したい人（協力会員）が、会員となって、お互いに助け合う（有償）相互援助活動事業です。

会員数に大きな変化はありませんが、年間のべ利用人数は減少傾向で推移しています。

会員数				単位：人
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
年度末会員数	498	492	485	484
依頼会員数	359	350	346	347
協力会員数	123	128	126	124
両方会員数	16	14	13	13

資料：子育て支援課

活動状況（のべ利用人数）				単位：人
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
年間のべ利用人数	790	911	794	497

資料：子育て支援課

活動内容（のべ利用件数）

単位：人

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
保育所・幼稚園の登園前の自宅への迎え	57	20	31	0
保育所・幼稚園の登園前の預かり	3	1	22	0
保育所・幼稚園の送迎	344	382	263	139
保育所・幼稚園の帰宅後の預かり	98	232	80	37
学童の放課後の預かり	5	0	0	0
放課後児童クラブの送迎	288	345	295	130
放課後児童クラブ開始前の預かり	20	41	64	23
放課後児童クラブ終了後の預かり	106	280	75	50
子どもの習い事等の場合の援助	59	128	58	109
保育所・学校等休みの時の援助	8	0	0	0
保育所等施設入所前の援助	7	0	0	0
保護者等の短時間・臨時的就労の場合の援助	22	68	214	0
保護者等の求職活動中の援助	12	0	0	0
保護者等の就労の場合の援助	0	0	0	217
保護者等の冠婚葬祭による外出、他の子どもの学校行事の場合の援助	8	0	0	0
保護者等の外出の場合の援助	50	2	4	4
保護者等の病気、その他急用の場合の援助	10	6	12	0
預かり後の自宅への送り	1	0	0	0
合計	1, 098	1, 505	1, 118	709

⑥一時預かり事業の実施状況

保護者の疾病等により一時的に保育を必要とする子どもに対して、一時預かりを実施しています。一時預かり事業は、幼稚園等において在園児を対象として実施する幼稚園型と、保育所等で在園児以外の子どもを対象として実施する一般型・余裕活用型等があります。

利用実績				単位：人
(年間のべ利用人数)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
幼稚園型	4,567	7,861	8,937	9,760
私学助成の預かり保育	20,456	10,783	8,740	11,189
合計	25,023	18,644	17,677	20,949

(年間のべ利用人数)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
幼稚園型を除く（一般型等）	7,967	6,565	5,282	5,155

資料：保育幼稚園課 等

⑦時間外保育事業（延長保育事業）の実施状況

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施しています。

保育所等の在籍者数の増加にともない、年間のべ利用人数は、平成27（2015）年度から比較すると増加傾向にあります。

利用実績				単位：人
(年間のべ利用人数)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
北部	462	508	538	525
南部	269	307	374	338
合計	731	815	912	863

資料：保育幼稚園課

⑧病児・病後児保育事業の実施状況

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、医療機関等に付設された専用スペース等で児童を一時的に預かる事業を実施しています。

病児保育事業の利用実績

単位：人

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
年間のべ利用人数	736	743	860	425

資料：保育幼稚園課

病後児保育事業の利用実績

単位：人

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
年間のべ利用人数	-	-	24	13

※平成29（2017）年度からの実施

資料：保育幼稚園課

⑨放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況

児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供するとともに、異なった学年による児童の集団生活を推進し、児童の健全育成を図る事業です。市内全14小学校で実施しています。

登録児童数は平成27（2015）年度から比較すると増加傾向にあります。

放課後児童クラブの登録児童数

単位：人

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
登録児童数	1, 360	1, 411	1, 570	1, 560

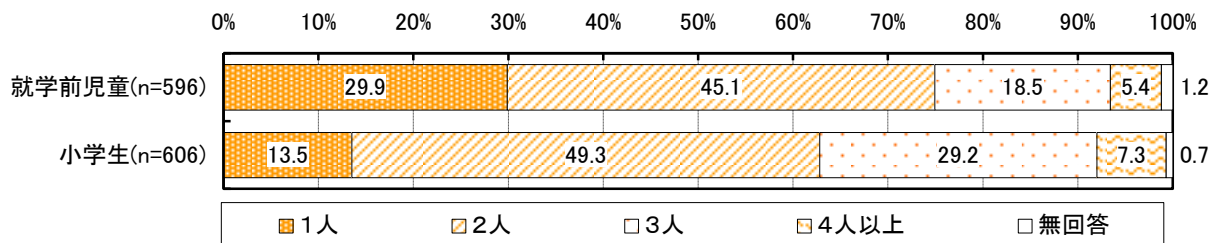
資料：子育て支援課

▶ 3 ニーズ調査結果

(1) 就学前児童及び小学生の保護者

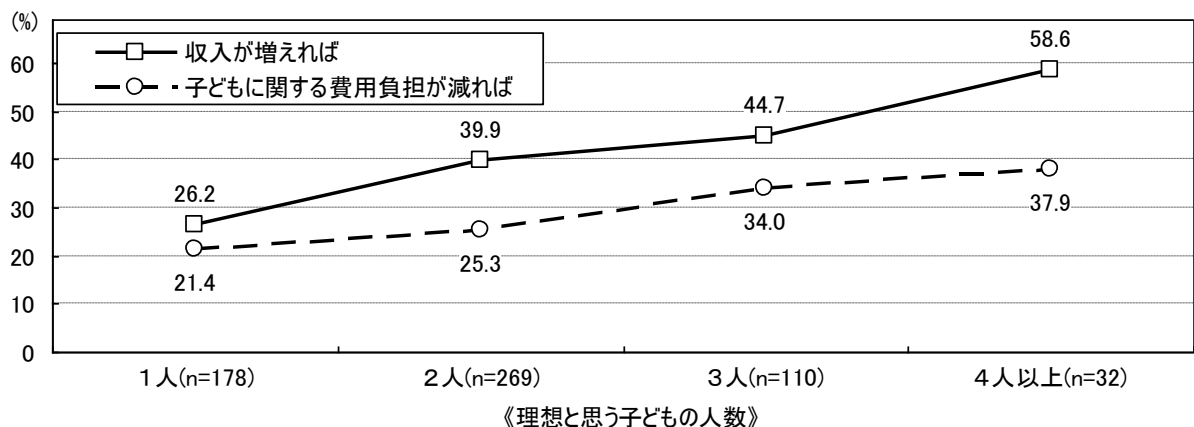
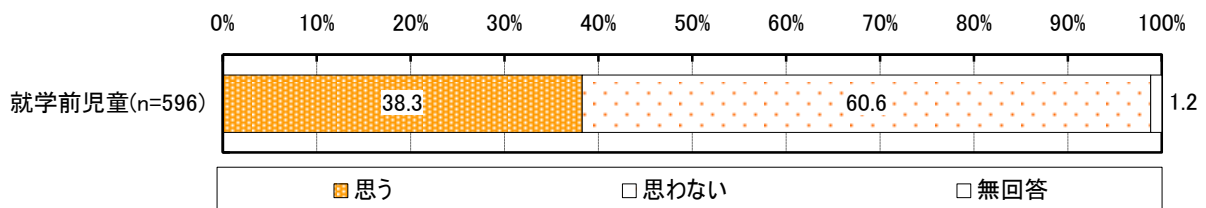
①子どもの人数

・現在の子どもの人数は「2人」が最も多くを占めています。



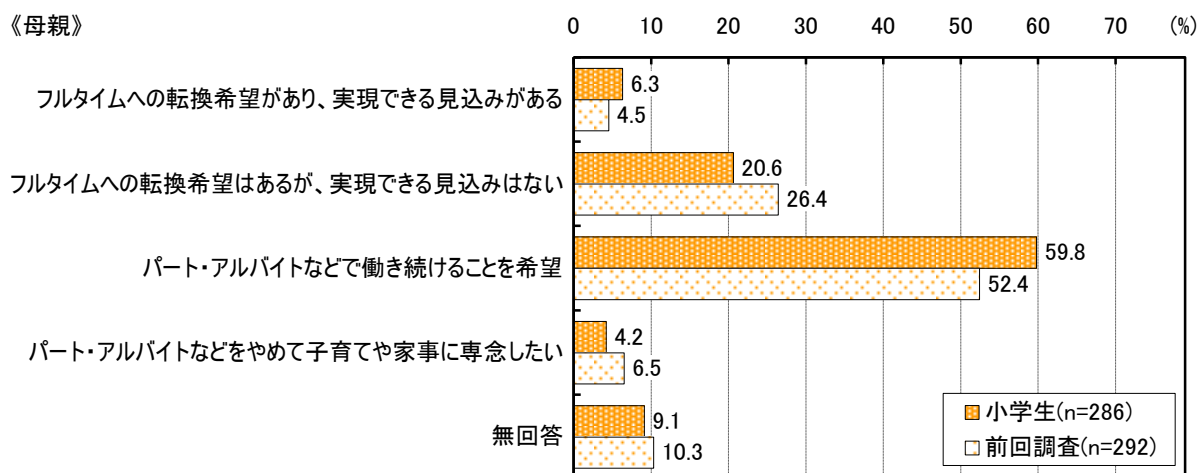
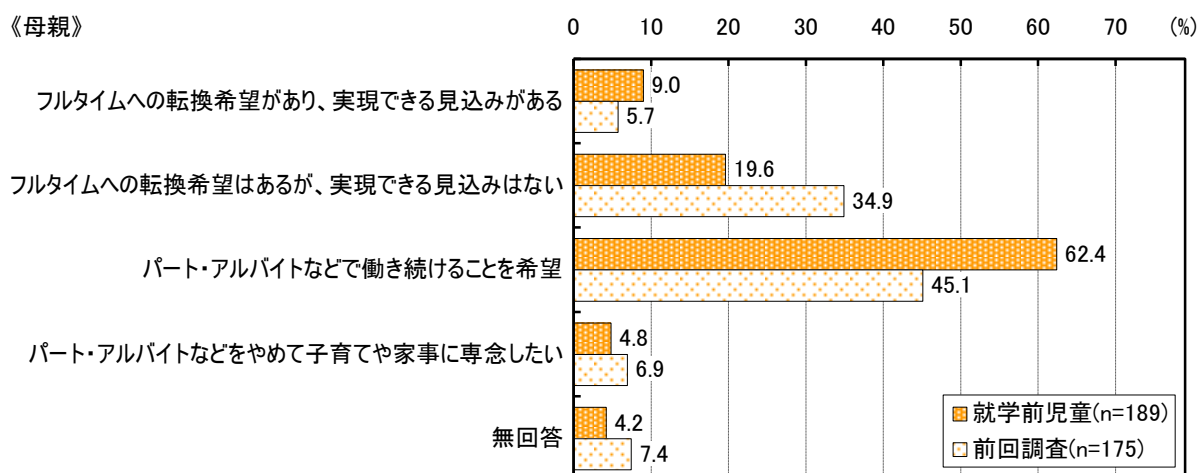
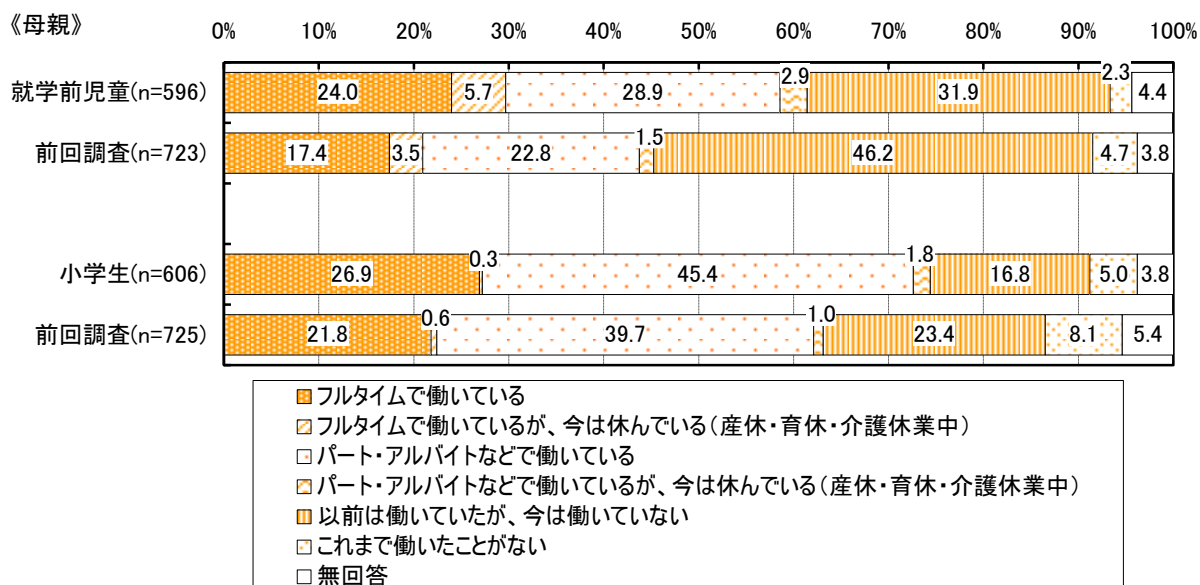
②もう1人以上の子どもを生み育てたいか

・就学前児童の保護者に対して、もう1人以上の子どもを生み育てたいと思うかどうかを尋ねたところ、「思わない」が60.6%を占めています。また、そのように答えた人にとってどのような環境が整えば子どもを生み育てたいかを尋ねたところ、「収入が増えれば」「子どもに関する費用負担が減れば」と答える割合が高くなっています。



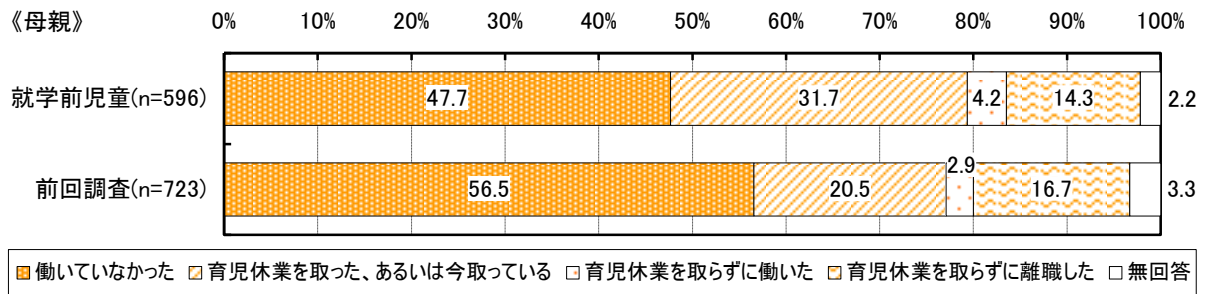
③母親の就労状況

- ・就学前児童・小学生の母親ともフルタイムやパート・アルバイトなどで働いている人が前回調査より大きく増加しています。また、パート・アルバイト等で働き続けることを希望する人が多くなっています。



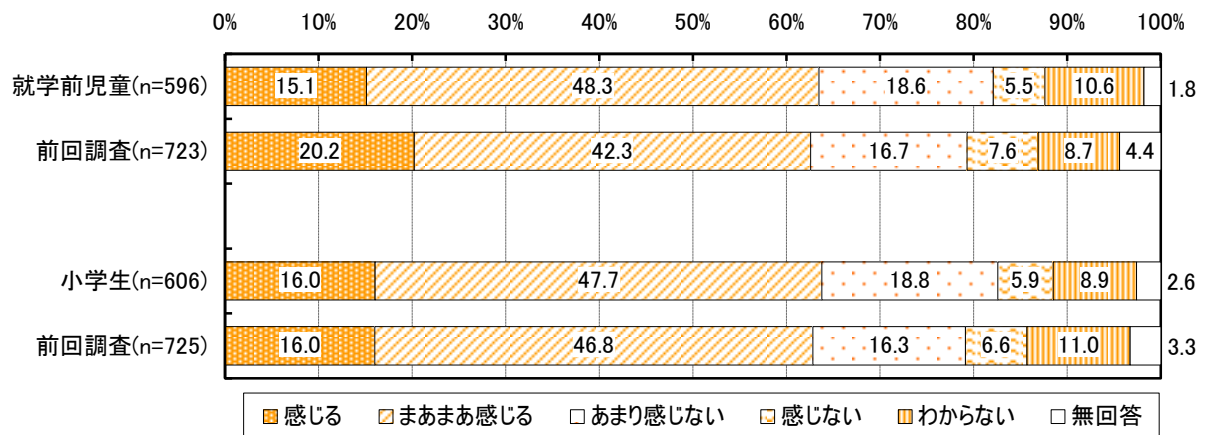
④母親の育児休業の取得状況

・就学前児童の母親の育児休業取得率は31.7%となり、前回調査より増えています。



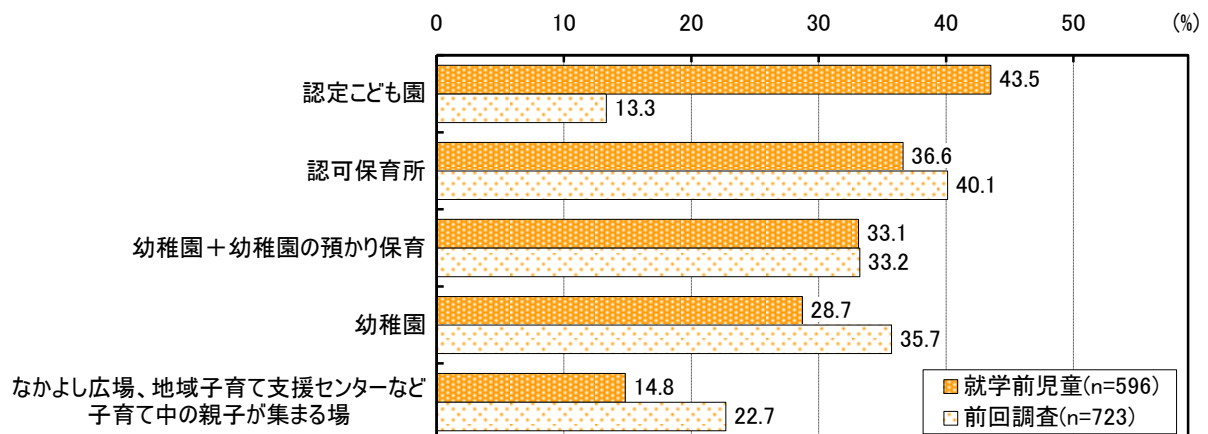
⑤仕事と子育ての両立について

・仕事と子育ての両立ができていると感じているか尋ねたところ、「感じる」「まあまあ感じる」という人が就学前児童の63.4%、小学生の63.7%を占めています。



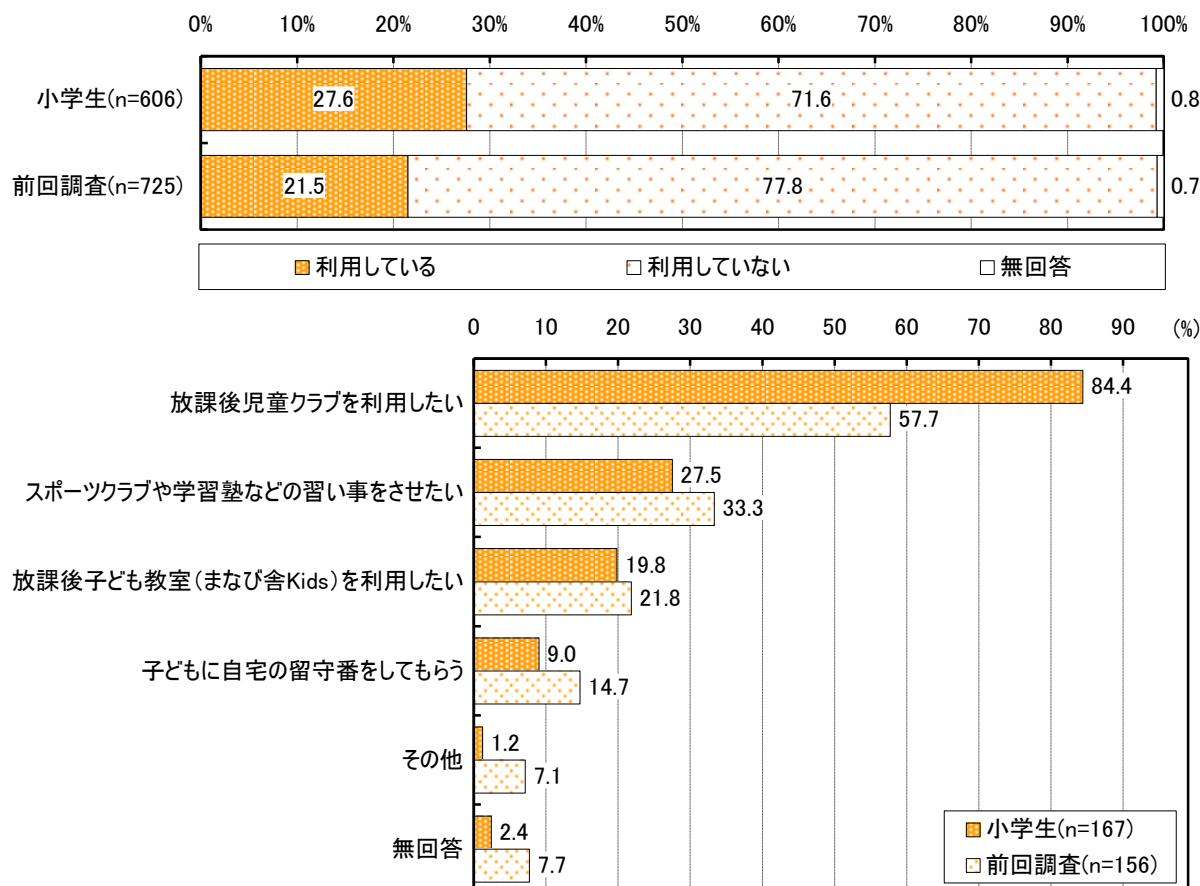
⑥子どもを預かる施設やサービスの利用希望（上位5項目）

・就学前児童の保護者のうち、今後利用したい施設やサービスについては、認定こども園の普及にともない、「認定こども園」が43.5%、「認可保育所」が36.6%、「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」が33.1%、「幼稚園」が28.7%などとなっています。



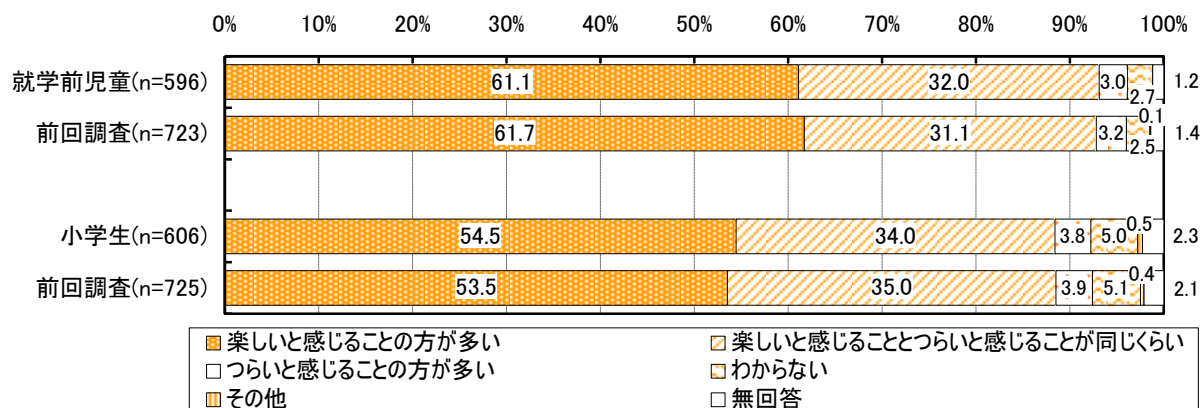
⑦放課後児童クラブの利用状況と今後の利用希望

- ・小学生の保護者のうち、現在、放課後児童クラブを「利用している」という人は27.6%と前回調査より増加しており、今後も「放課後児童クラブを利用したい」という人が大半を占めています。



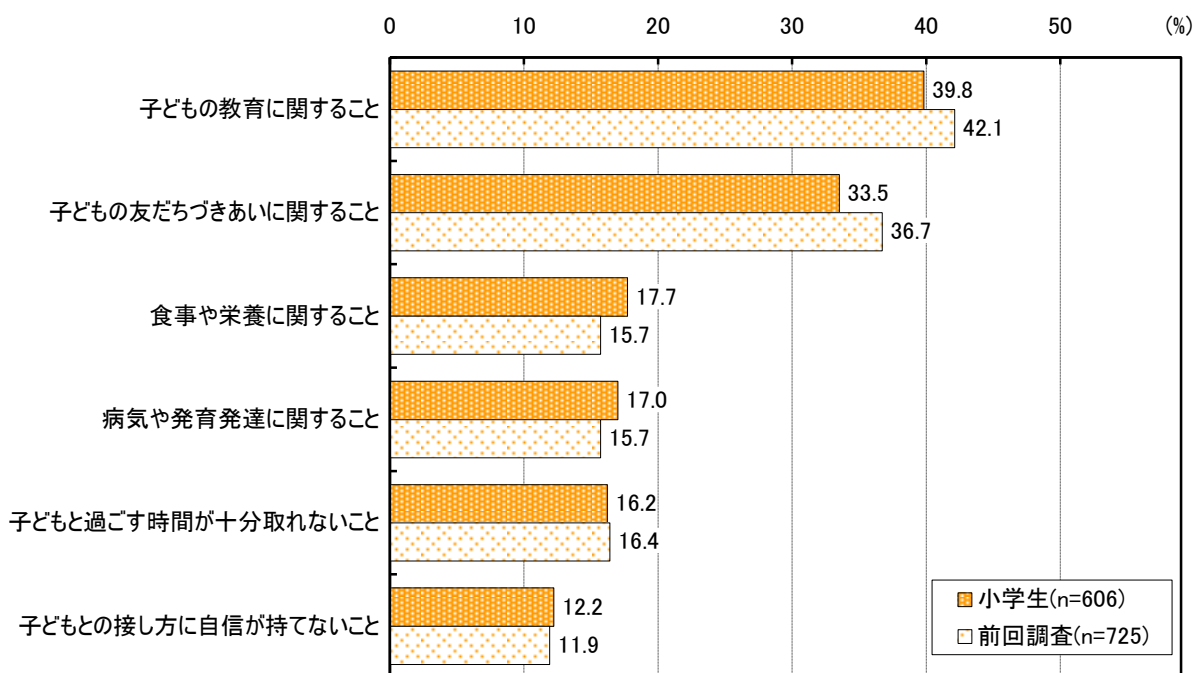
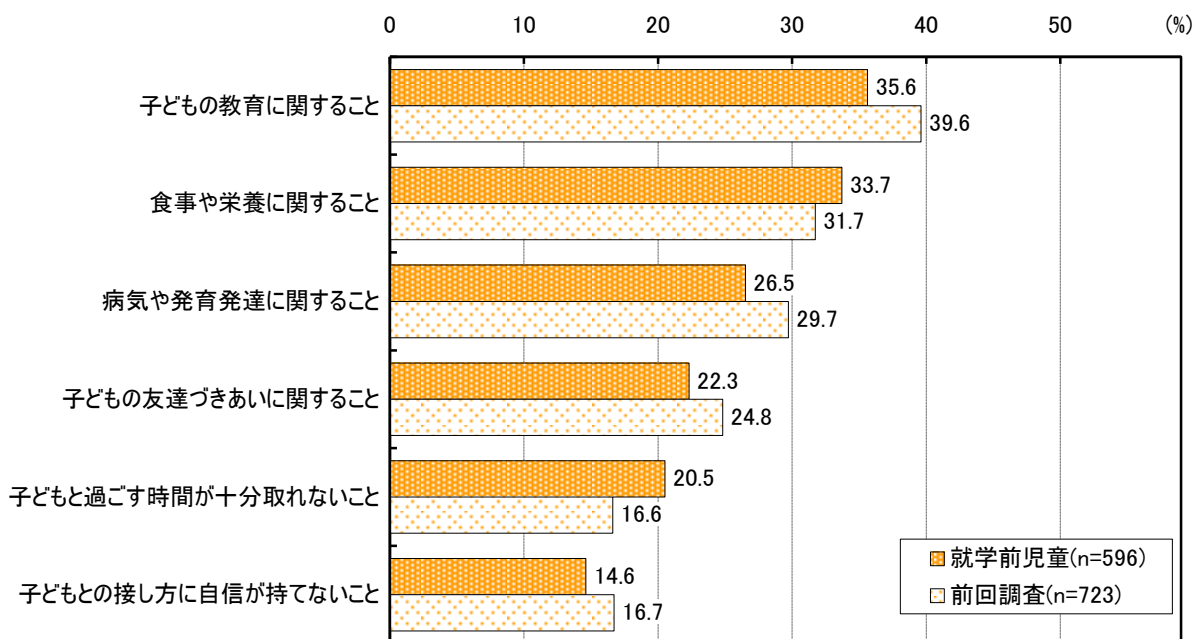
⑧子育てについて感じる事

- ・子育てについて「楽しいと感じることの方が多い」と答えた人が就学前児童の保護者の61.1%、小学生の保護者の54.5%を占めています。



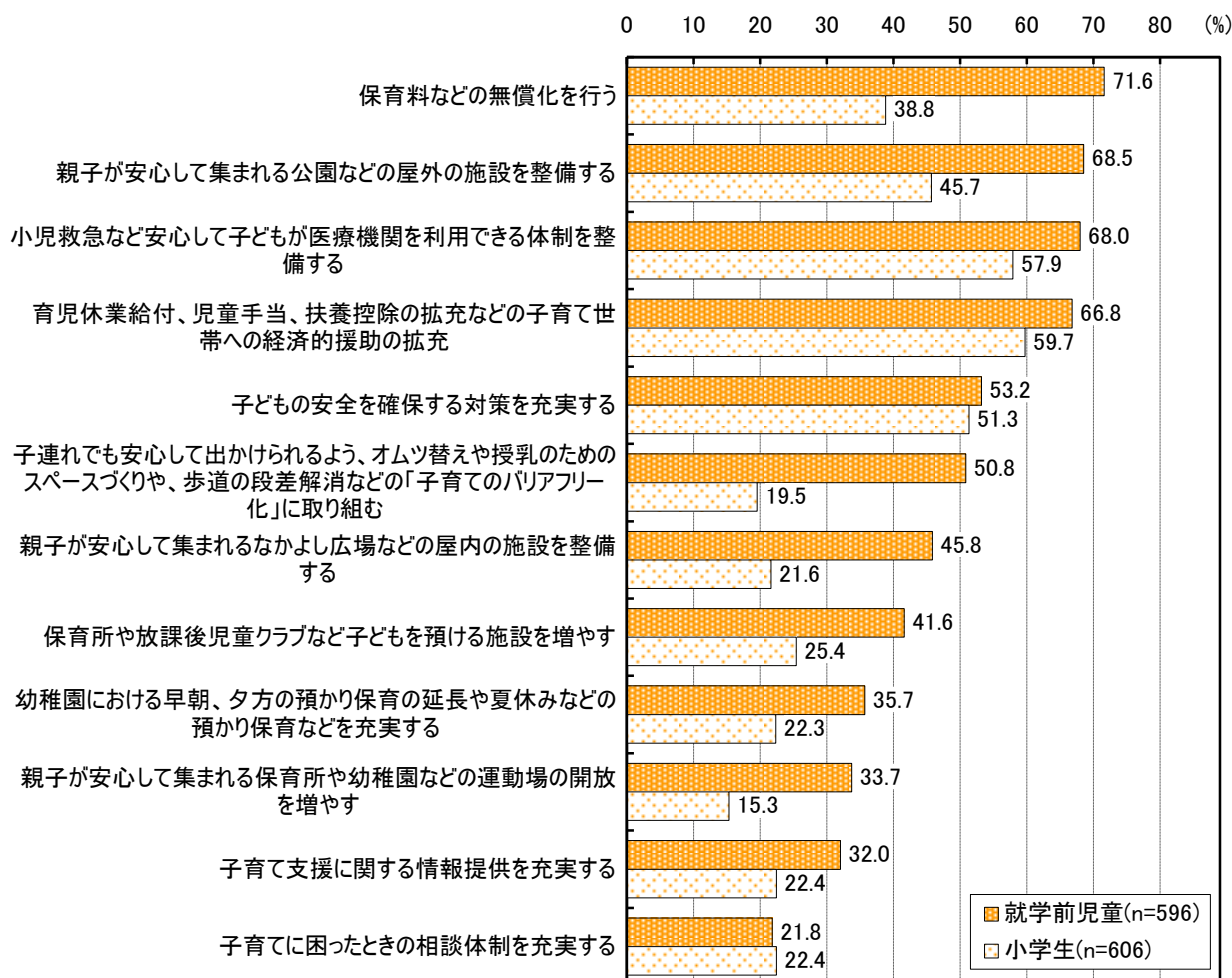
⑨子育てに関する悩みや気になること（就学前児童保護者の上位6項目）

- ・ 就学前児童の保護者では、子どもの教育に関すること、食事や栄養に関すること、病気や発育・発達に関することの順となっています。
- ・ 小学生の保護者では、子どもの教育に関すること、子どもの友だちづきあいに関すること、食事や栄養に関することの順となっています。



⑩充実してほしい子育て支援策（就学前児童保護者の上位12項目）

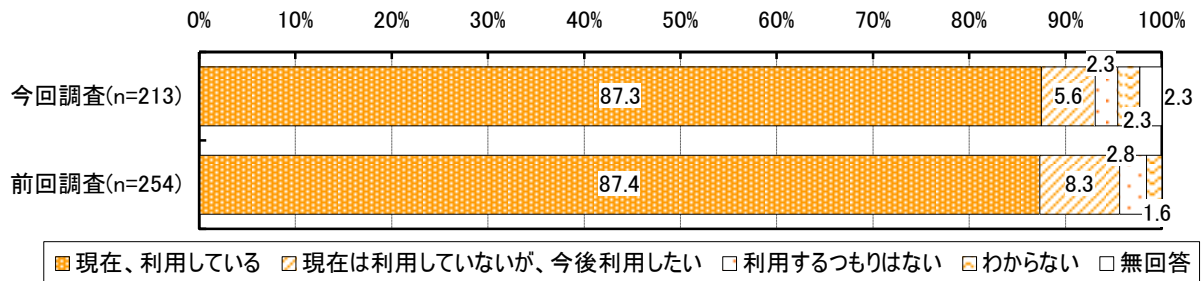
- ・ 就学前児童の保護者では、保育料などの無償化、公園など屋外施設の整備、小児医療体制の整備、経済的援助の拡充の順となっています。
- ・ 小学生の保護者では、経済的援助の拡充、小児医療体制の整備、子どもの安全確保対策の充実、公園など屋外施設の整備の順となっています。



(2) 13歳から18歳の市民

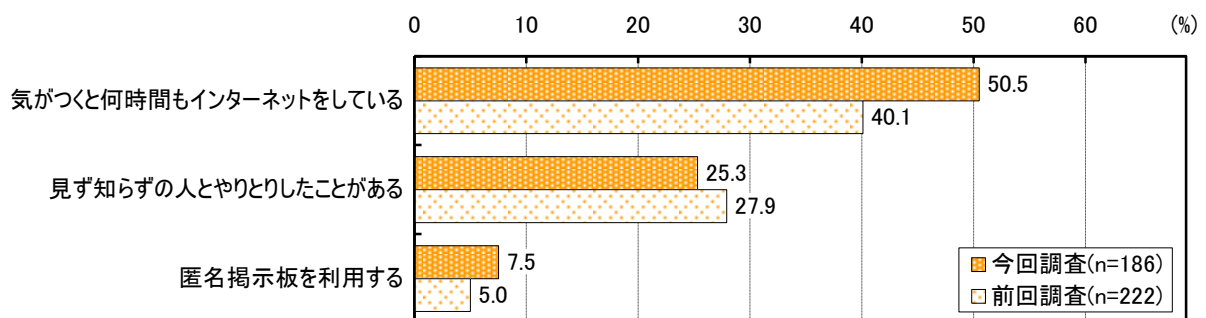
①メールやインターネットの利用状況

・「現在、利用している」が87.3%を占めています。



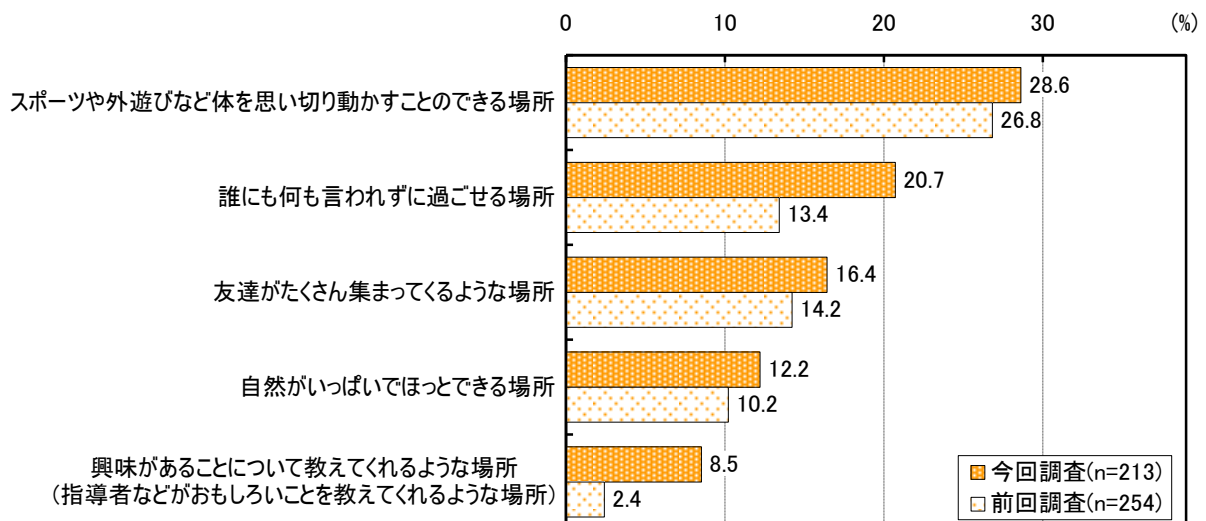
②メールやインターネットを利用する中で経験したこと（上位3項目）

・メールやインターネットを利用している人のうち、「気がつくと何時間もインターネットをしている」が50.5%、「見ず知らずの人とやりとりしたことがある」が25.3%と答えています。



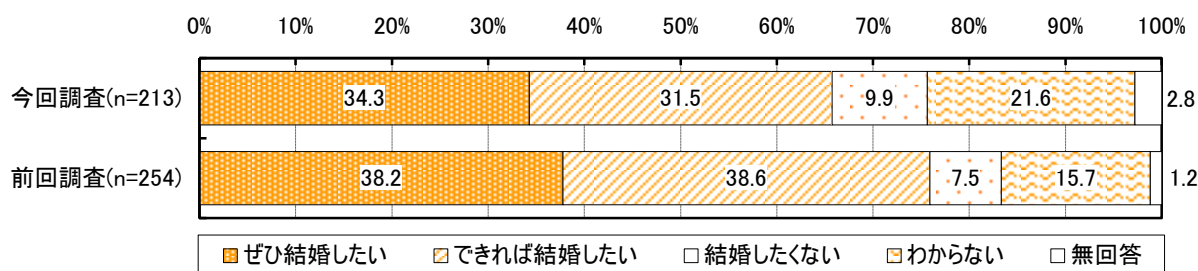
③自分にとって一番必要な場所（上位5項目）

・「スポーツや外遊びなど体を思い切り動かすことのできる場所」、「誰にも何も言われずに過ごせる場所」、「友達がたくさん集まってくるような場所」、「自然がいっぱいでほっとできる場所」などの順となっています。



④将来結婚したいと思うか

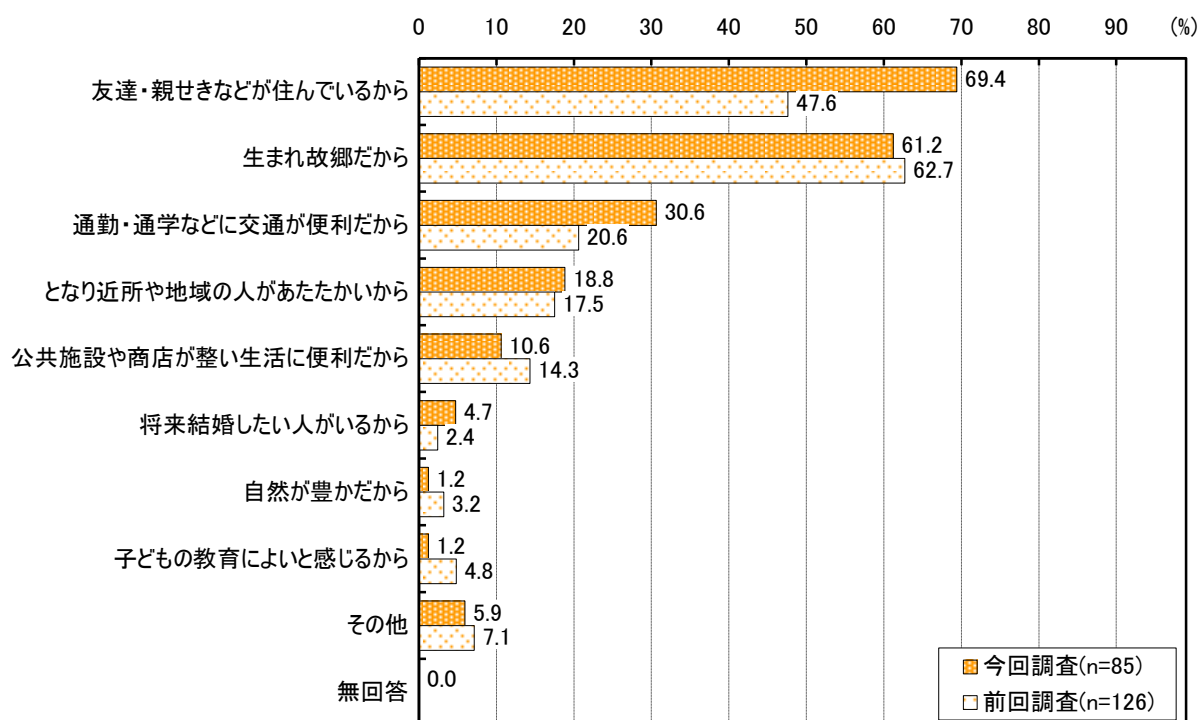
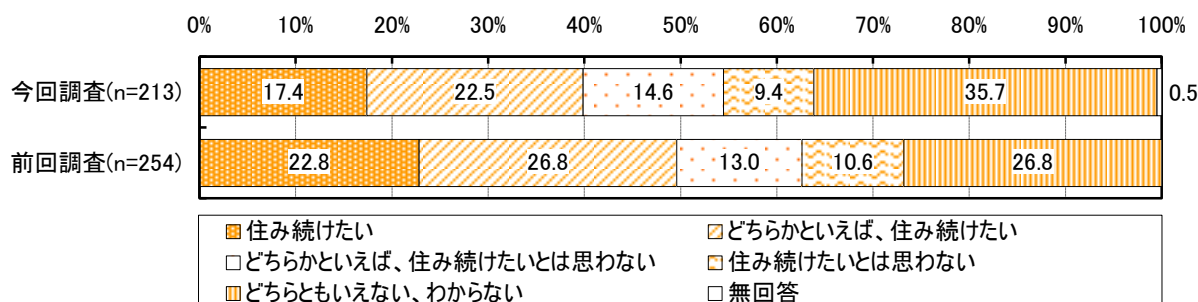
・「ぜひ結婚したい」「できれば結婚したい」を合わせて65.8%となっていますが、前回調査より減少しています。



⑤門真市に住み続けたいと思うか

・「住み続けたい」「どちらかといえば、住み続けたい」を合わせて39.9%の人が門真市に住み続けたいと答えています。前回調査より割合は低下しています。

・門真市に住み続けたいと感じる理由を尋ねたところ、「友達・親せきなどが住んでいるから」が最も多く、前回調査より増加しています。また、「生まれ故郷だから」が61.2%となっています。



▶ 4 第1期門真市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

（１）第1期計画の取組内容について

第1期計画において定めた基本目標や重点施策に基づき、計画期間である平成27（2015）年度から平成31（2019）年度の5年間で、様々な子ども・子育て支援の取組を進めてきました。

基本目標1 一人ひとりの子どもの心豊かな成長を育む環境づくり

必要とするすべての家庭が幼児期の教育・保育を受けられるよう、施設整備に対して補助を行うこと等により、保育定員を拡充して量の確保に努めた結果、平成28（2016）年4月に14年ぶりに発生した待機児童は、平成31（2019）年度4月時点で解消されました。認定こども園への移行推進により、移行を希望する幼稚園・保育所は概ね認定こども園への移行を完了しました。また、障がいのある子どもや配慮が必要な子どもへの支援が多様化する中で、障がいの早期発見や療育体制の充実等にも取り組みました。

門真市就学前教育・保育共通カリキュラムを策定し、本市が就学前教育・保育において重視する内容を明確にすることで、育てたい子どもの姿や育ちを共有し、就学前教育・保育施設と小学校等との連携を強化するとともに、「健やかな体」「豊かな心」「確かな学力」をバランスよく育む学校での子どもの教育環境の充実にも尽力しました。あわせて、放課後の子どもの居場所を確保するため、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の事業をニーズに合わせて拡充してきました。

道路や公園の整備などにより、子どもが安心して遊べ、外出できるまちづくりを行うとともに、「自転車安全利用に関するマナー条例」の制定など交通安全に対する意識の向上により安全・安心なまちづくりを目指した取組を行いました。

基本目標2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

家庭での子育てに対しても支援を充実するため、一時預かり事業等の多様な子育て支援サービスの提供を行い、平成29（2017）年度から病後児保育事業、令和元（2019）年7月からは子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）を開始し、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の依頼会員の資格基準も拡充しました。

平成28（2016）年度より専門職による妊娠届出時の全数面接により、妊娠や出産・子育てなどに関する不安や相談を把握して必要な支援を行うとともに、平成30（2018）年度には妊婦健康診査の公費負担額を拡充し、受診の促進を図るなど、母子保健・医療の充実に努めました。また、平成31（2019）年度より地域子育て支援センター「ひよこる〜む」を

門真市保健福祉センター内に開設するとともに、妊娠期から子育て期までの悩み事に対してワンストップで相談に応じる「子育て世代包括支援センターひよこテラス」の運営を開始しています。

経済面での子育て世帯の負担を軽減するため、国の政策に先駆けて平成29（2017）年度から段階的に幼児教育・保育・療育の利用者負担の無償化を開始し、また、こども医療費助成の対象年齢を通院入院とも18歳年度末までに拡大しました。ひとり親家庭医療費等の経済的支援に加え、相談支援、就労支援を行うことにより、ひとり親家庭に対する自立支援も行ってきました。

子育てと仕事の両立のためには、男性の育児参加が進むことや子育てしながら働けることができる職場環境等が必要であることから、男女共同参画に対する意識を醸成するための啓発活動にも取り組みました。

基本目標3 子育て家庭を地域みんなで支える環境づくり

地域での子どもの安全確保や、子育て中の親子の孤立を防止するためには、子育て家庭を地域で支えていくことが必要です。自治会の防犯カメラの設置促進や防犯灯のLED化等による地域での防犯対策や、地域の方々の協力による通学路における子どもの見守り等の犯罪の抑止・防止の取組を推進してきました。

多くの不安やストレスを抱える子育て中の保護者に寄り添い、支援を必要とする家庭に対して相談・訪問などによる支援を行うとともに、関係機関との連携を深め、児童虐待の早期発見・早期援助、対応力の強化に努めています。

また、市民ボランティア等の養成や世代間交流の推進等、地域社会での交流や相互支援により、子育て家庭の負担を軽減する環境づくりも進めてきました。

本市の待機児童問題は解消に向かっていますが、少子化等の社会背景やニーズ調査の結果、子ども・子育て会議での審議等からも、今後もより一層の教育・保育の質の向上、及び子育て支援の充実が求められているところです。「あふれる笑顔　こどもの輝く未来　かどま」の基本理念を実現するため、引き続き子ども・子育て支援施策の充実に取り組む必要があります。

(2) 幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する計画期間での進捗状況について

第1期計画において定めた基本目標や重点施策に基づき、計画期間である平成27(2015)年度から平成31(2019)年度の5年間で、様々な子ども・子育て支援の取組を進めてきました。

平成26年度 (2014年度)	平成27年 (2015年) 3月	門真市子ども・子育て支援事業計画を策定
平成27年度 (2015年度)	平成27年 (2015年) 4月1日	保育所3園が認定こども園へ移行 小規模保育事業所1園が新規開園(認可外からの移行) 保育定員を21名拡充
	平成27年 (2015年) 10月1日	こども医療費助成の対象年齢を通院小学校3年生年度末、入院小学校6年生年度末から通院小学校6年生年度末、入院中学校6年生年度末までに拡大
平成28年度 (2016年度)	平成28年 (2016年) 4月1日	認定こども園1園を整備 幼稚園2園、保育所2園が認定こども園へ移行 小規模保育事業所2園が新規開園(認可外からの移行) 前年度と比較して保育定員を150名分拡充
		平成28(2016)年度4月時点の待機児童 33名 (平成14(2002)年度以来14年ぶりに待機児童が発生)
	平成28年 (2016年) 7月1日	保育所1園を整備 保育所1園が新規開園(認可外からの移行)
	平成29年 (2017年) 3月1日	小規模保育事業所1園を整備 小規模保育事業所1園が新規開園(認可外からの移行)
平成29年度 (2017年度)	平成29年 (2017年) 4月1日	認定こども園・保育所等3園を整備 保育所2園が認定こども園へ移行 小規模保育事業所1園が新規開園 前年度と比較して保育定員を173名分拡充
		平成29(2017)年度4月時点の待機児童 17名
		病後児保育事業を開始
		5歳児の保育料を無償化
		子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の依頼会員の資格基準を「小学校低学年までの子どもを持つ市民」から「小学生までの子を持つ市民」に拡充
	平成29年 (2017年) 10月	こども医療費助成の対象年齢を通院小学校6年生年度末まで入院中学校6年生年度末までから、通院入院とも18歳年度末までに拡大
	平成30年 (2018年) 3月	門真市就学前教育・保育共通カリキュラムを策定

平成30年度 (2018年度)	平成30年 (2018年) 4月1日	南保育園、南幼稚園を統合した門真市立砂子みなみこども園を開園
		小規模保育園3園を整備
		小規模保育施設3園が新規開園
		前年度と比較して保育定員を56名分拡充
		平成30(2018)年度4月時点の待機児童 7名
		4歳児の保育料を無償化
		妊婦健康診査の公費負担額を拡充
		乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の所管を子育て支援課から健康増進課へ変更
		妊娠期からの切れ目のない支援を充実
平成31年度 (令和元年度) (2019年度)	平成30年 (2018年) 8月1日	クラブ増設などの取組により放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の待機児童が解消
		試行的に3校で開設時間を18時までから19時までに延長
	平成30年 (2018年) 10月1日	小規模保育園1園を整備
		小規模保育施設1園が新規開園
	平成31年 (2019年) 4月1日	小規模保育園1園を整備
		小規模保育施設1園が新規開園
	令和元年 (2019年) 6月1日	認定こども園3園を整備
		保育所1園が認定こども園に移行
		小規模保育事業所2園が新規開園
		前年度と比較して保育定員を172名拡充
		平成31(2019)年度4月1日時点の待機児童が0名になる
		10月からの国の無償化に先駆けて4月から3歳児の保育料を無償化
		保育士等確保事業として市内の保育所等に新たに勤務する保育士等に対して奨励金の交付を開始
		今後の公立園のあり方の検討のために公立園最適化検討委員会を設置
		門真市子育て世代包括支援センターひよこテラスを開設
令和元年 (2019年) 7月	令和元年 (2019年) 7月	地域子育て支援センター ひよこる〜むを開設
		地域子育て拠点が南部2箇所から南北1か所ずつに
		放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)において全クラブで開設時間を18時までから19時までに延長
令和元年 (2019年) 7月	令和元年 (2019年) 7月	認定こども園2園を整備
		保育所1園が認定こども園に移行
		認定こども園1園が新規開園
令和元年 (2019年) 7月	令和元年 (2019年) 7月	子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)を開始

	令和元年 (2019年) 10月1日	国の無償化により実費徴収となる副食費について、保護者負担の軽減を図るため補助を開始
	令和元年 (2019年) 11月1日	小規模保育園1園を整備 小規模保育施設1園が新規開園
	令和2年 (2020年) 3月(予定)	小規模保育園1園を整備 小規模保育施設1園が新規開園
令和2年度 (2020年度)	令和2年 (2020年) 4月1日(予定)	保育所1園が認定こども園に移行 前年度と比較して保育定員を146名拡充予定

市内の特定教育・保育施設及び特定地域型保育の状況

	平成27(2015)年4月1日時点	令和2(2020)年4月1日見込
認定こども園	3園(私立園3園)	14園(公立園1園、私立園13園)
保育所	13園(公立園3園、私立園10園)	6園(公立園2園、私立園4園)
幼稚園(私学助成含む)	10園(公立園2園、私立園8園)	6園(公立園1園、私立園5園)
小規模保育事業所	1園(私立園1園)	14園(私立園14園)



計画の基本的な考え方

▶ 1 基本理念

この計画では、第1期計画の基本理念・基本目標を継承し、引き続き地域社会全体で子ども・子育てに優しい環境づくりができるよう、子ども・子育て家庭を支える取組を推進していきます。

基本理念

あふれる笑顔 こどもの輝く未来 かどま

子どもは地域の宝であり、また、次代の親となり、未来を担っていく存在です。そのため、「こどもの未来」を重点的に捉え、門真市で育つ子どもの未来が輝かしいものとなるよう、また何より子どもたち自身が将来への明るい希望を持って笑顔で育つことができるよう、地域も含めて市全体で子どもの育ちや子育てを支援していくという理念のもと、「あふれる笑顔 こどもの輝く未来 かどま」をこの計画の基本理念として掲げます。

▶ 2 基本的な視点

① 子どもの育ちの視点

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情のもとに養育され、自らも家族の一員としてのさまざまな役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。

子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現されるよう、子どもの育ちを重視した取組を進めます。

② 家庭での子育ての視点

教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質両面にわたり充実させることが必要です。

家庭での子育ての視点に立ち、孤立感や負担感を解消し、豊かで愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう保護者の主体性とニーズを尊重した上で、子育て支援に向けた取組を進めます。

③ 地域での支え合いの視点

「すべての子どもと家庭」への支援という視点から、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域での支え合いの視点に立ち、地域の人材、施設などの福祉・教育資源を活かした上で、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために、子どもや子育てを地域で見守り、支え合うことができる仕組みづくりに取り組みます。

▶ 3 基本目標

基本理念の実現に向け、基本的な視点のもと3つの基本目標を掲げ計画を推進します。

視点① 子どもの育ちの視点

基本目標1 一人ひとりの子どもの心豊かな成長を育む環境づくり

乳幼児期は、基本的な生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、豊かな人間性を育むためには、幼児期からの教育・保育環境を整えることが重要です。一人ひとりの子どもが個性をのびし成長できるよう、家庭、幼稚園・保育所・認定こども園、学校等、また地域が一体となって、質の高い教育・保育を提供するとともに、就学前教育・保育から小学校生活へ円滑に移行できるよう、幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校との連携を強化します。

また、就学後においても、「健やかな体」「豊かな心」「確かな学力」の育成に向けた学校等での教育環境の整備を行います。

さらに、障がいなど、特に配慮が必要な子どもに、一人ひとりの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

視点② 家庭での子育ての視点

基本目標2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

妊娠期から出産後の子育て時期の保護者は、身体的・経済的・精神的に不安を感じやすくなります。保護者の不安をなくし、喜びの多い子育てができるよう、母子保健の充実などの健康面の支援や、各種の経済的支援を行うとともに、不安な心情を和らげるための相談体制の充実を図ります。また、非正規雇用の増加など、就労形態が複雑化している社会においても、保護者が働きながら安心して子どもを生み育てることができるよう、多様なニーズに柔軟に対応できる支援策を推進します。

視点③ 地域での支え合いの視点

基本目標3 子育て家庭を地域みんなで支える環境づくり

地域での子どもの安全確保や子育て中の親子の孤立を防止するためには、地域における日常的な見守りが必要です。そのため、地域ぐるみで子育てを行うための見守り体制づくりなどの取組を進めます。また、家庭での児童虐待防止への対応として、地域との連携を行った上で、虐待を未然に防ぐための取組や早期発見、早期対応に向けた取組を進めます。

▶ 4 重点施策

ニーズ調査等から見える課題を整理して、3点の重点施策を設定します。

（１）子育てがしやすい環境のさらなる充実

このまちで子どもを産み育てたいと感じられるよう、教育・保育の質の向上や、家庭での子育てを支えるサービスの一層の充実に努めます。

■対応する基本施策

- ・基本目標1 一人ひとりの子どもの心豊かな成長を育む環境づくり
基本施策1 質の高い幼児期の教育・保育の提供及びつながりのある教育の推進
- ・基本目標2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり
基本施策1 家庭での子育てを支えるサービスの利用支援
基本施策2 母子保健・医療の充実

（２）つながりのある教育の推進

子どもたちの確かな学力や健全な心身を育成するため、学校等の教育環境の一層の充実を図るとともに、地域や家庭、就学前教育・保育施設、学校間での連携を深め、子どもの発達や学びにおける連続性を確保した教育を推進します。

■対応する基本施策

- ・基本目標1 一人ひとりの子どもの心豊かな成長を育む環境づくり
基本施策1 質の高い幼児期の教育・保育の提供及びつながりのある教育の推進
基本施策2 子どもの教育環境の充実

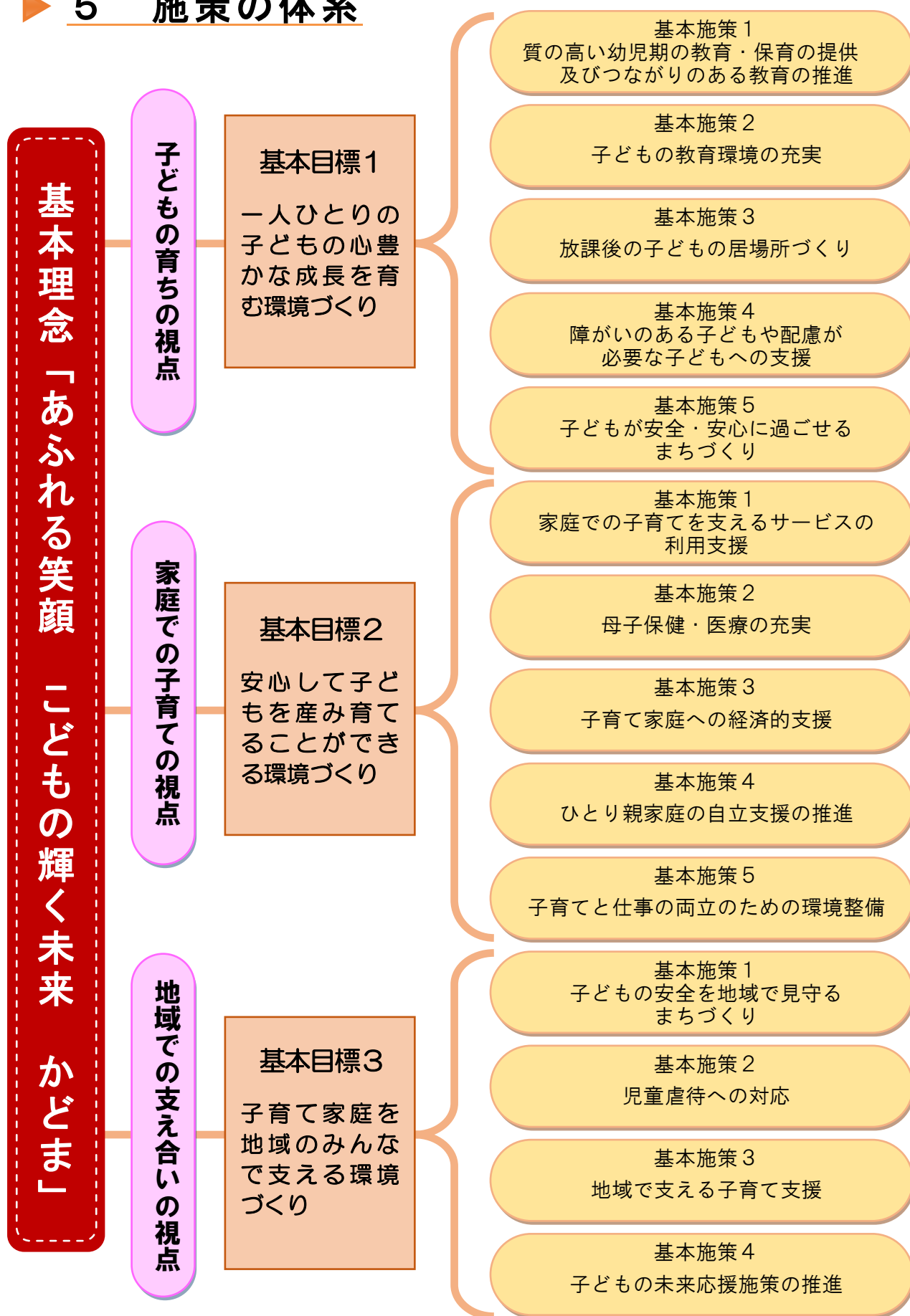
（３）地域で子どもを見守る安全・安心のまちづくり

配慮が必要な子どもや家庭に支援が行き届き、子どもたちが巻き込まれる虐待・犯罪・事故等をできる限り未然に防ぐことができるように、子どもを真ん中において地域で子どもたちの成長を見守っていく安全・安心のまちづくりを進めます。

■対応する基本施策

- ・基本目標3 子育て家庭を地域のみんなで支える環境づくり
基本施策1 子どもの安全を地域で見守るまちづくり
基本施策2 児童虐待への対応
基本施策4 子どもの未来応援施策の推進

▶ 5 施策の体系







施策の展開

視点① 子どもの育ちの視点

基本目標1 一人ひとりの子どもの心豊かな成長を育む環境づくり

■ 基本施策1 質の高い幼児期の教育・保育の提供及びつながりのある教育の推進

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、就学前の子ども豊かな育ちや生きる力の基礎を培う教育・保育を総合的に充実させていくことが引き続き必要です。また、教育・保育施設には、保護者の子育てに対する不安や孤立感などを和らげ、子どもと向きあう環境づくりを支援していく役割も求められています。

本市では、母親の就労意向の高まりなど子育て家庭における共働き家庭の増加にともなって保育ニーズが増加したことから、教育・保育施設の拡充に努めてきましたが、引き続き教育・保育ニーズの変化へ適切に対応していくとともに、就学前の教育・保育施設を一体的にとらえ、それぞれの設置目的や理念・制度の違いを超えて、育てたい子どもの姿や育ちを共有し、就学を見据えた教育・保育を小学校とともに実践していくため、「門真市就学前教育・保育共通カリキュラム」を通じ、一人ひとりの子どもの発達に応じた質の高い教育・保育内容の提供に努めます。

また、ニーズ調査において、就学前の教育・保育施設から小学校への入学にあたって不安を感じる保護者がなお多く見られることから、「小1プロブレム」などの問題を解消し、小学校へ円滑に移行できるよう、教育・保育施設と小学校との緊密な連携を通じて、子どもの発達や学びの連続性の確保に努めます。

主な取組

個別施策		取組内容
1	総合的な幼児教育・保育の提供	就学前教育・保育の提供 乳幼児期の子どもに対し、保育の必要性和必要量に応じた保育を提供するとともに、発達段階に応じた豊かな感性を養い基本的な生活習慣を身につけるなど人格形成の基礎を培うための総合的な幼児教育・保育の提供を行います。
		幼児教育・保育提供体制の最適化検討 さまざまな教育・保育ニーズに対応した総合的な教育・保育を提供するため、認定こども園の普及を促進するとともに、公立施設においては、公立が担うべき役割を明確化し、認定こども園への移行も含めた最適なあり方を検討します。
		幼児教育・保育の無償化の適正かつ円滑な実施 子育てのための施設等利用給付（幼児教育・保育の無償化）を実施するにあたり、保護者や施設の負担を最小限に抑えた手続き方法となるよう努め、適正かつ円滑に事業実施します。

	個別施策	取組内容
2	幼児教育・保育の質の向上	<u>相談機能の充実</u> 幼稚園・保育所・認定こども園等における、地域の子育て家庭に対する相談、情報発信等の機会を充実し、身近な地域での相談機能の強化を図ります。 <u>幼稚園教諭・保育士等の資質の向上</u> 教育・保育の質を高め、幼稚園教諭・保育士等の資質及び専門性の向上を図るための研修の受講を促進します。 また、就学前の教育・保育施設を一体的にとらえ、それぞれの設置目的や理念・制度の違いを超えて、育てたい子どもの姿や育ちを共有し、就学を見据えた教育・保育を実践していきます。 <u>教育・保育施設的环境整備</u> 施設や子どもの安全性を確保するため、教育・保育施設の老朽化や改善点等を踏まえ、計画的な環境整備を行い、安全・安心な教育・保育の場の確保に努めます。
3	幼児教育・保育と学校との連携強化	総合的な就学前教育・保育を行うため、合同研修やさまざまな交流の場を確保し、幼稚園・保育所・認定こども園等での連携を深めます。また、小学校への円滑な接続が行えるよう、合同研修や幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の情報交換や課題検討等の機会を通じて相互の連携強化を図り、就学前後の途切れのない育ちの確保に努めます。

■ 基本施策２ 子どもの教育環境の充実

ニーズ調査によると、子どもの教育は保護者にとっての最大の関心事であるとともに、子どもにとっても勉強や将来の進路が悩みごとの内容として最上位にあります。

新たに全面実施される小・中学校学習指導要領では、言語能力の確実な育成や、理数教育・外国語教育体験活動の充実等をより進めることとしていますが、小・中学校における「主体的・対話的で深い学び」や「言語能力の確実な育成」の実現に向けて、教育内容・方法の一層の充実を図ることが重要です。

今後とも、子どもの発達や学習の連続性を重視し、学ぶ意欲や自尊感情を高める取組を推進し、「健やかな体」「豊かな心」「確かな学力」をバランスよく育む教育環境を整備するとともに、本市の特徴を生かした教育を推進します。

また、関係機関と連携を図りながら、子ども一人ひとりの悩みや不安の解消につながる教育内容や指導、相談体制の充実に引き続き努めます。

主な取組

	個別施策	取組内容
1	学校教育における教育内容の充実	教育環境の充実 より落ち着いた環境でのきめ細やかな教育を行い、児童・生徒が安心して過ごせるよう、教育環境の充実に努めます。 また、学校と地域、家庭等との連携を図り、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めます。
		確かな学力の育成 教職員の指導力の向上を図り、「門真市版授業スタンダード」および「門真市版授業づくりベーシック」に基づいた、児童・生徒が主体的に参加できる授業を展開するとともに、一人ひとりに対応したきめ細かな指導方法や形態等の工夫改善を推進します。
		豊かな心の育成 生命を大切にし、他人を思いやる心や公正さを重んじる心、伝統や文化を尊重する心など、人格形成の基盤となる豊かな心を育成するため、学習指導要領に則り、特別の教科道徳において各学年の発達段階に応じた道徳教育を推進するとともに、さまざまな体験活動の一層の充実を図ります。
		思春期保健対策の充実 予期しない妊娠等が増加するなか、学習指導要領に則った性に関する指導を始めとする、正しい知識の啓発につながる性教育に努めます。 また、未成年の飲酒や喫煙を防止、薬物乱用防止に関する教育の実施や知識の普及など、家庭や学校等関係機関と連携した思春期の保健対策の充実を図ります。

	個別施策	取組内容
1	学校教育における教育内容の充実	食育 学習指導要領及び学校において策定する「食に関する指導の全体計画」に基づき、栄養教諭による出前授業を実施するなど、児童・生徒に対する食育の推進に努めます。 環境学習 学習指導要領に則った環境教育の充実に努めます。また、環境問題とリサイクルに対する意識を啓発するため、各教科や総合的な学習の時間等において、さまざまな体験活動を通じた環境学習を推進します。
2	文化・スポーツなど多様な活動の推進	健やかな体の育成 子どもの体力低下傾向が進む中、さまざまな機会を通じて子どもがスポーツに積極的に触れるための機会を増やし、健康の増進や体力の向上を図る取組を進めます。また、門真市生涯スポーツ推進協議会をはじめとする各種スポーツ・レクリエーション団体と協働し、子どもを含めたスポーツの振興に努め、子どもの健やかな体の育成に努めます。 文化活動の推進 文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進する中で、まちなかでの音楽イベントや文化活動団体と学校との連携、クラブ活動の支援等の取組を通じ、子どもが文化芸術に触れる機会の充実に努めます。 また、ボランティアによる絵本の読み聞かせやお話の会、図書館見学・一日図書館員等の取組を通して、子どもが本と出会える機会と場の提供に努めます。
3	「グローバル」な人材の育成	国際社会において、本市から世界に通用する「グローバル」な人材を育成するため、NETや外国語活動支援員による英語教育を推進するとともに、「めざせ世界へはばたけ事業」では、中学生英語プレゼンテーションコンテスト優秀者に対して海外派遣研修を実施するなど、実践的なコミュニケーション能力の向上に努めます。

個別施策		取組内容
4	青少年の健全育成	子ども悩み相談サポートチームや適応指導教室「かがやき」、不登校対策フレンドなどの積極的な活用を通して、不登校を始めとした子どもの心の問題の解決を図るとともに、関係機関との連携を密にし、一人ひとりに対応できる相談体制の充実に努めます。 また、青少年指導員や青少年育成協議会等の関係機関と連携を図り、パトロールを実施するなど、地域に根ざした少年非行対策を講じるとともに、有害サイトによる被害や有害情報環境から守るため、違法・有害な情報を選択的に排除できるフィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）の周知を行うなど、学校やPTA協議会等と連携し、子どもが被害に遭わないための周知・啓発に努めます。

■ 基本施策3 放課後の子どもの居場所づくり

保護者が就労等のため昼間家庭にいない子どもたちが、放課後を安全・安心に過ごせるためには、途切れない預かり体制が重要です。また、保護者が昼間家庭にいる子どもに対しても、学習等の場を提供するなど、就学後のすべての子どもたちにとって安全・安心な放課後の居場所づくりが必要です。

放課後児童クラブについては、今後とも保護者の多様な就労形態やニーズに対応し、待機児童が発生しないように体制の確保・充実に努めます。また、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後等の子どもの安全・安心な居場所の整備・充実に努めます。

主な取組

	個別施策	取組内容
1	放課後の子どもの居場所づくり	<u>放課後児童健全育成事業</u> 市内の全小学校において放課後児童クラブを実施し、適切な遊びと生活の確保や異学年との交流を通じた集団活動を推進することにより、放課後における児童の健全育成を図ります。 また、保護者の就労形態の多様化等にもなう「小1の壁」を打破するため、開設時間の延長を実施し、今後も待機児童の解消を図るための取組や、より良い環境での保育の提供など充実に努めます。 <u>学校を拠点とした子どもの活動の場の提供</u> 児童を対象に、放課後等に自習室を開設し、地域ボランティアによる学習機会の提供を行い、児童の学習習慣の定着を図ります。

■ 基本施策4 障がいのある子どもや配慮が必要な子どもへの支援

心身に障がいがあるなど、発達に課題がある子どもを支援するために、就学前教育・保育施設、小・中学校、療育関係機関などとの連携により、障がいの状況や特性などに応じて一人ひとりの成長段階に応じたきめ細やかな支援体制が必要です。

本市では、こども発達支援センターにおける療育を中心として、就学前教育・保育施設、学校等における支援教育・障がい児保育の充実に努めていますが、今後とも障がいのある子どもや発達に課題のある子どもの個性や能力を最大限に生かすため、乳幼児期から卒業後にわたる一貫した教育・保育・療育を推進していきます。

主な取組

	個別施策	取組内容
1	障がいの早期発見	乳幼児健康診査を通じて発達障がい等の早期発見・早期対応に努めるとともに、発達相談、こども発達支援センターや家庭児童相談センターでの相談を通じて、子どもの発達に不安を持つ保護者に対して、相談支援の充実や関係機関が連携し、支援の充実を目指します。
2	療育体制の充実	こども発達支援センターにおいて、個々の子どもに必要となる支援の内容に応じて、集団療育や機能回復訓練、作業療法、言語療法等を実施し、社会的な自立を目指した療育内容の充実に努めるとともに、民間事業所を活用した療育の充実を図ります。発達障がい児に対しては、個々の発達の状況に応じた個別療育を実施します。相談会の実施や保護者同士の交流などを通して、保護者の不安や悩みを和らげるような取組も進めます。 また、就学前の児童に対して、集団療育、個別療育の提供を行うため、児童発達支援の活用及び小学校入学後の障がい児の居場所の確保や療育の提供を行うため、民間事業者の活用も含め、放課後等デイサービスの実施に努めます。
3	障がいのある子どもや配慮が必要な子どもへの教育・保育の充実	集団の中で障がいのある子どもの発達を保障し、個々の状態に応じて可能性を伸ばすことができるよう、公立幼稚園・保育所・認定こども園において、必要な職員の配置、研修の充実等に努め、体制の整備を図ります。民間園に対しては、障がい児等を保育するにあたり必要となる経費に対する補助を行い、障がい児等の受け入れ体制の強化を図ります。学校においても、支援教育支援員や介助員、看護師等の配置に努め、支援教育に関する研修や巡回相談業務等の充実を図ります。 また、相談員が保育所・幼稚園・認定こども園・学校等を巡回し、支援を必要とする子どもの行動観察と所属する機関の職員の相談を受け付け、支援が必要な場合の早期対応に努めます。

	個別施策	取組内容
4	障がい福祉サービス等の提供	障がいのある子どもに対し、居宅で入浴、排せつ、食事などの介護を行う居宅介護、外出時の介助等を行う行動援護、日常生活における基本的動作の習得などの療育等を行う障がい児通所支援、介護ができない場合に短期間預かる短期入所や、相談支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業などのサービス提供を行います。
5	地域における障がい児支援の充実	障がいのある子どもが身近な地域で安心して暮らせるように、こども発達支援センターにおいて、保護者の相談支援や地域の保育所等に通う児童への支援を行う保育所等訪問支援を実施します。 また、学校現場をはじめとした関係機関と連携し、切れ目のない支援を目指します。
6	障がい児に関する関係機関のネットワーク体制の充実	障がいの早期発見から支援に至るまで、個々の状況に応じた総合的な支援を行うため、福祉・教育・医療等の各関係機関が課題等の情報共有や、ケース会議等を通じて、必要となる取組についての相互の連携強化に努めます。

■ 基本施策5 子どもが安全・安心に過ごせるまちづくり

子どもや子育て家庭が地域において安全に暮らしていくためには、親も子も安心して生活できる環境の整備が必要となります。

ニーズ調査では、子どもの安全の確保や親と子が安心して集える場に対する関心が高く、幼い子どもを連れて安心して外出できるような道路環境や交通安全対策、遊び場としての安全な公園の確保など、子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりの推進が求められています。

今後とも、計画的な道路整備や交通安全対策の推進など、子どもや子育て中の親子が、安心して外出できる環境整備を目指します。

また、公園については、老朽化した施設の更新や改修など、子どもや子育て家庭を含む市民が安全・安心かつ快適に利用できる環境づくりに引き続き取り組んでいきます。

主な取組

	個別施策	取組内容
1	安全・安心な道路交通環境の整備	通学路の交通安全対策等、昨今の重点的な課題を踏まえながら、交通安全対策の一環としての道路交通安全施設（道路反射鏡や道路照明灯、カラー舗装、区画線、路面シート等）の設置及び改良等を実施します。
2	良質な居住環境の確保	子育て世帯にとって良質な居住環境を確保するため、ファミリー向け賃貸住宅やゆとりのある住まいの向上や確保に向け、府や民間事業者との連携を深めます。
3	子どもの交通安全の確保	子どもの交通安全への意識を高めるため、公立幼稚園・保育所・認定こども園・小学校において、警察等との共催による交通安全教室を実施します。民間保育所等に対しては、国からの通知などを適切に周知し、啓発に努めます。 また、自転車事故を防止するため、小学生を主な対象として交通ルールや自転車の正しい乗り方を学ぶ「こども自転車運転免許証交付講習会」を実施するとともに、自転車を安全に利用する意識の向上を目的として「門真市自転車安全利用に関するマナー条例」の更なる周知に取り組みます。
4	公園等の整備	子どもが安心してのびのび遊べるよう、子どもの遊び場としての公園等の整備を行い、必要に応じて子どもたちを事故やけがをしないよう遊具の改善を行うとともに、安全性を確保するため、遊具等の安全点検や更新、樹木の管理等に努めます。

視点② 家庭での子育ての視点

基本目標2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

基本施策1 家庭での子育てを支えるサービスの利用支援

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などを背景として、子育て世帯が、妊娠・出産、子育て等に悩みや不安を抱えながら、地域の中で孤立しやすい状況になっています。

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援のもと、すべての子育て世帯が安心して、妊娠・出産、子育てができるよう、身近な場所で気軽に育児等に関する相談や保護者同士の交流及び仲間づくりなどを行い、保護者の不安軽減に努めるとともに、子育て関連機関のネットワークづくりを進めます。

また、必要に応じて、支援やサービスを適切に利用できるよう、さまざまな機会を捉えて子育て支援情報の周知を行うとともに、家庭の状況に応じた支援をタイムリーに提供できるよう、きめ細やかで柔軟な子育て支援サービスのより一層の充実を目指します。

主な取組

個別施策	取組内容
1 子育てに関するサービス利用支援体制の充実	子育て支援の周知 子育てに関する支援やサービスを必要とする人が適切に利用できるよう、広報紙のほか「かどま子育て支援まっぷ」による支援内容の周知や、「門真市子育て応援サイトすくすくひよこナビ」を通じて情報発信を行うなど、さまざまな媒体や機会を通じて、子育て支援に関する情報提供や周知を行います。
	子育て世代包括支援センター（利用者支援事業〔基本型・母子保健型〕） 妊娠期から子育て期までの悩み事に対してワンストップで相談に応じる「子育て世代包括支援センター ひよこテラス」の運営を開始し、育児の孤立化を防ぎ、児童虐待の予防や早期発見につなげることができるよう、関係機関によるネットワークづくりに努めています。
	保育コンシェルジュの配置（利用者支援事業〔特定型〕） 保護者のニーズに応じて、幼稚園・保育所・認定こども園等の利用をはじめ、さまざまな子育て支援サービスの円滑な利用に向けた支援を行うため、市役所窓口に専門相談員を配置し、支援を行います。
	外国につながる児童・保護者への支援 子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようすることや、外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭の場合には、状況等に応じて個別の支援を行うよう努めること等の配慮を行います。

	個別施策	取組内容
2	悩みが相談できる交流拠点の確保	<u>地域子育て支援拠点事業</u> 本市全域（南部：なかよし広場、北部：ひよこる～む）で遊びの場の提供や子育て及び子育て支援に関する講習会等を実施することで保護者や子どもが仲間づくりや子育てに関する情報交換ができる機会を提供するとともに、子育てに関する悩み事に対し相談支援を実施し、必要に応じた助言や情報提供を行います。また、幼稚園・保育所・認定こども園等においても、地域の親子に対する交流や相談の場を確保します。 <u>育児サポートセンター事業</u> 乳幼児健診等を通じて、子どもの発育・発達のつまずきなどを早期発見し、支援の必要性が認められた乳幼児やその保護者を対象に、集団保育の場を通じて、育児に対する助言や指導等を行います。
3	多様な子育て支援サービスの提供	<u>一時預かり事業</u> 保護者の疾病や急用、短期のパートタイム就労などにより、一時的に保育を必要とする子どもに対して、幼稚園・保育所・認定こども園等において一時預かりを実施します。 <u>病児・病後児保育事業</u> 就労等の事情で病気（病児）や病気の回復期（病後児）にある子どもを家庭において保育が困難な場合に、看護師、保育士等がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の家庭と就労の両立を支援する病児・病後児保育を実施します。 また、市域全体での病児・病後児保育事業の量の見込みを確保するため、施設整備の実施に努め、実際の利用状況や利用ニーズを踏まえ、適切な事業実施を行います。 <u>子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）</u> 保護者の疾病や育児疲れ等の理由で、家庭での児童の養育が一時的に困難となった場合に児童養護施設等において、一定期間保護を行う「ショートステイ」、保護者が仕事などの理由で平日の夜間または休日に保護する「トワイライトステイ」を実施します。 <u>子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）</u> 幼稚園・保育所・認定こども園等や放課後児童クラブなどの送り迎えなどの子育て支援の援助を行う人（協力会員）と援助を必要とする人（依頼会員）の相互支援活動を推進するファミリー・サポート・センターの運営を行います。また、支援ニーズに応じてコーディネートを行うなど、活動の充実に努めます。

■ 基本施策2 母子保健・医療の充実

妊娠期から出産・子育て期まで、母子ともに健やかに、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが求められています。

安心して出産・子育てができるよう、関係機関と連携を強化しながら、健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細やかに実施していくとともに、妊娠期・出産期・新生児期・乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう取組を進めます。

地域におけるきめ細やかな支援体制の充実や医療機関等と連携した体制づくりを進めます。

主な取組

	個別施策	取組内容
1	母子保健事業の推進	妊婦健康診査（公費負担） 妊娠期の高血圧症の予防や飛び込み出産のリスクを防止することによる母子の健康保持や、健診の経済的負担を軽減し、安心して出産を迎えることができるよう、さまざまな機会を通じて妊婦健康診査の受診を促すとともに、健診費用の一部を助成し、受診の促進を図ります。また、妊婦歯科健康診査を全額公費負担しています。 乳幼児健康診査 乳幼児の健康の保持・増進を図るため、成長・発達の節目となる時期である4か月児・1歳6か月児・2歳6か月児（歯科）・3歳6か月児に対する健康診査を実施するとともに、乳児期に医療機関で受診ができるよう、乳児一般健診・後期健診の受診券を交付します。健診において経過観察が必要な場合には、発達等の相談も含め経過観察健診を実施します。 予防接種事業 乳幼児の感染症を予防し、健やかな成長を育むため、各種予防接種の費用を助成します。事業の周知に努めるとともに、予防接種を受けやすい環境の整備に努め、ワクチンの接種率の向上を図ります。

	個別施策	取組内容
2	不安を解消し交流の場となる相談・講習等の充実	<u>かどまママパパ教室（妊婦教室）</u> 妊娠、出産、育児についての知識を深めてもらうため、また、妊婦同士の仲間づくりや交流の場として、かどまママパパ教室（妊婦教室）を月1回実施します。父親が参加しやすい日曜日にも開催し、父親にも育児の知識を深めてもらい、育児参加を促します。
		<u>妊産婦・乳幼児相談</u> 妊産婦や乳幼児の健康を保持するため、妊婦に対する貧血及び妊娠高血圧症候群等の予防などの健康管理の相談、また産婦に対する母乳相談や出産後の体調、子どもの発育状況、育児面、栄養面（乳児期は特に離乳食）等の相談を実施します。相談しやすい雰囲気づくりや、母親の孤立を避けるための仲間づくりに努め、環境の充実に努めます。
		<u>離乳食講習会</u> 乳幼児の保護者が、栄養に関する知識を深め、正しい食生活や食習慣を身につけるとともに、食育を推進するため、離乳食の調理実演、試食を行う離乳食講習会を開催します。
		<u>不妊に悩まれる方への支援の周知</u> 大阪府不妊専門相談センター（ドーンセンター内）で実施している不妊に関する悩みの相談などの事業や、不妊治療にかかる経済的支援として実施している大阪府の不妊に悩む方への特定治療支援事業の啓発を行います。
3	孤立を防ぐ訪問活動の充実	乳幼児全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）として、生後4か月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児不安などに関する相談及び助言・健診の案内・子育て支援サービスの情報提供を行い、育児の孤立化を防ぎます。 また、支援が必要な乳幼児や保護者に対して助産師、保健師等により家庭訪問を実施します。発育や発達面のつまずきや虐待の早期発見を目的に健診未受診者の家庭訪問も行います。
4	小児医療・救急体制の充実	医療機関と連携し、かかりつけ医を持つことの啓発を進めるとともに、門真市保健福祉センター診療所並びに北河内夜間救急センターの体制整備の充実等に努めます。

■ 基本施策3 子育て家庭への経済的支援

社会的な経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、市民にとっても大きな影響を及ぼし、子育てにかかる経済的負担は増大しています。

ニーズ調査においても子育てに関する悩みの内容として「子育てにかかる出費がかさむこと」をあげる保護者が最も多く、今後の子育て支援策としても保育料の無償化や経済的援助の拡充への高い関心が寄せられています。

経済面の不安によらず、安心して子育てができ、また等しく教育を受けることができ、子どもが自分らしく生きていけるよう、子どもとその家庭を支援することが必要です。

子育てに関する経済的負担を軽減するための制度については、対象となる人が円滑に活用できるよう、わかりやすい情報提供、相談支援に努めるとともに、家庭の状況に応じて必要となる経済的支援を適切に実施します。

主な取組

	個別施策	取組内容
1	子育てに関する経済的な支援	子育てに関する給付 中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方に対し、児童手当を支給するとともに、制度の情報提供に努め、児童福祉の向上と子どもの健全な育成を図ります。 また、子どもの健全育成及び児童福祉の向上を図るため、医療費の一部を助成します。国・府及び府内各市町村の動向を勘案しつつ、財政状況等を踏まえ、制度の拡充について検討し、充実に努めます。 障がいのある子どものいる家庭への支援 障がいのある子どものいる家庭を対象に特別児童扶養手当や障がい児福祉手当など、障がいのある子どもの福祉の増進を図ることを目的に、継続して支援体制の維持に努めます。
2	経済的理由により就学が難しい児童への経済的支援	すべての子どもが等しく学ぶ機会を得られるよう、経済的理由により就学することが困難な児童・生徒の家庭に対して就学援助費を支給します。

■ 基本施策4 ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の親と子が社会的に自立し、将来に希望を持ち生きがいにあふれた生活を送るためには、就労や住まいの確保をはじめ、親子それぞれの健康の保持・増進、安心して子育てができる環境の整備、子どもの教育支援、地域社会との関係づくりなど、生活全般にわたるさまざまな課題を解決し、ひとり親家庭の自立を総合的に促進・支援することが必要です。また、ひとり親家庭の子どもたちが、その家庭状況によって差別されることなく、基本的人権が尊重されるとともに、子どもたち一人ひとりの意思や能力、可能性が最大限に尊重されるような施策の展開を図っていく必要があります。

ひとり親家庭等（母子家庭、父子家庭、寡婦）が社会における多様な家族形態の一つであるという基本的人権の考え方を基本として、地域社会や企業等と一体となって、子育てと生計をひとりで担っているひとり親家庭の親が、自らの力を発揮し、安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることができるまちづくりを目指します。

主な取組

	個別施策	取組内容
1	ひとり親家庭への相談体制の充実と養育費の確保に向けた支援	ひとり親家庭等の多様な不安や悩み、相談に対応するため、相談支援体制の充実に引き続き努めるとともに、各種制度やサービス等の円滑な利用に向けたわかりやすい情報提供に努めます。 また、養育費の確保や面会交流に関する相談・支援の充実に努めます。
2	ひとり親家庭における就労支援の充実	ひとり親家庭等が安定的な収入を得て、自立した生活を送ることができるよう、関係機関や関係団体等と連携し、就労相談や求人情報等の提供を行うとともに、就労支援体制の充実に努めます。
3	ひとり親家庭への経済的支援	経済的支援に関する各種制度について情報提供を行うとともに、生活困窮者自立支援制度など他の自立支援策との連携を図りながら、適正な給付・貸付業務の推進を図ります。
4	ひとり親家庭への生活支援	ひとり親家庭の親が安心して、子育てや家事と就労の両立ができ、子どもの健やかな育成が図れるよう、生活全般における支援体制の充実に努めます。 また、学習意欲の向上のための支援や居場所づくりなど、ひとり親家庭の子どもへの支援に取り組みます。
5	ひとり親家庭を支えるまちづくり	ひとり親家庭等が社会を構成する一つの家族形態として尊重され、就職差別や住居制約等により人権侵害されることのないよう、あらゆる人権が尊重される社会の実現を目指すべく人権教育・啓発を進めます。

■ 基本施策5 子育てと仕事の両立のための環境整備

ニーズ調査によると、働く母親が増えるとともに、母親の育児休業取得率も高まっています。また、子育てと仕事の両立については、6割を超える保護者が両立できていると答えています。

今後とも共働き家庭の増加が予測されるなかで、子育てなどの家庭生活と仕事を両立できるよう、育児休業の取得促進や子育て中の労働者に配慮した職場環境の整備など、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する事業者への周知・啓発が必要です。

家庭においては、男性の育児参加を促進することなどにより、子育てに関する理解を深め、男女ともに子育てを行う環境づくりを引き続き推進していくことが必要です。

主な取組

	個別施策	取組内容
1	子育てと仕事の両立に向けた環境整備	産休・育休中の方への各種制度についての情報提供や、労働者が有給休暇、育児・介護休業などを取得しやすく、誰もがワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境づくりに向けた啓発に努めます。 また、就労等で子どもの保育を必要とする保護者を対象に就学前教育・保育施設等の利用申請を受け付けるとともに、育児休業からの復帰が円滑となるよう、就学前教育・保育施設等の利用調整時において加点を行います。
2	父親の育児参加の推進	かどまママパパ教室（妊婦教室）及びパパびよ（0歳から1歳半前後の赤ちゃんと父親の集い）等の取組において、父親の育児参加を促進し、妊娠や育児についての理解を促すとともに、父親の育児参加の大切さについて啓発に努めます。
3	女性の再就職の支援	求職中の女性に対し、就労サポートとして就労相談やキャリアカウンセリングを実施するとともに、就労支援機関の情報提供や再就職セミナーの実施など女性の再就職の支援に努めます。

視点③ 地域での支え合いの視点

基本目標3 子育て家庭を地域みんなで支える環境づくり

基本施策1 子どもの安全を地域で見守るまちづくり

ニーズ調査によると、今後充実してほしい子育て支援策として「子どもの安全を確保する対策を充実する」とする回答が経済的援助の拡充、公園等の屋外施設や小児医療体制の整備などとともに上位を占めています。

子どもを犯罪から守り、子どもや子育て家庭にとって安心して暮らせるまちづくりに向けて、地域の防犯意識の向上、関係機関・団体、学校、地域住民等と連携した取組を進めていくことが大切です。

通学路や普段の生活の場での子どもの安全を確保するため、家庭や子どもに加え地域の防犯意識を高めるとともに、学校や地域との連携による防犯活動を推進します。

主な取組

	個別施策	取組内容
1	犯罪を未然に防止するまちづくり	子どもたちを街頭犯罪から守るため、「門真市防犯対策アクションプラン改定版」に基づき防犯カメラの設置を進めるとともに、防犯灯の設置及びLED化を促進することにより、犯罪を抑止し、安全・安心なまちを目指していきます。 また、新小学校1年生に対し防犯ブザーを配付し、防犯意識の啓発に努めます。
2	子どもを犯罪等の被害から守るための地域活動の推進	青色防犯パトロールや警察官OBによる「スクールガードリーダー」の巡回、地域の方々の協力による「キッズサポーター」、「子ども110番の家」を推進することによる通学路における地域での子どもの見守りを実施し、登下校時の子どもの安全を確保するとともに、門真市防犯協議会による地域での夜間パトロールや啓発キャンペーン等の取組を促進することにより、防犯意識の高揚を図り、地域での子どもの見守りや犯罪の抑止・防止に努めます。 また、自治会等地域の団体が連携した街頭啓発運動、大阪府警の安まちメールの活用などにより、地域や子ども自身の防犯意識を高めるとともに、警察との連携を図ります。

■ 基本施策2 児童虐待への対応

児童虐待は、子どもの人権を侵害し、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすため、迅速かつ適切な対応が求められます。数々の痛ましい事件が大きな社会問題となり、国においても平成30（2018）年に児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化する「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」が策定されたところです。

児童虐待の発生を未然に防ぐため、相談をはじめとしたさまざまな機会をとらえて家庭の状況の把握、また保護者の育児不安や悩み解消への早期対応に努め、訪問等による援助・育児指導を行うとともに、庁内の関係部署や各関係機関との連携を深め児童虐待の早期発見に努めます。

主な取組

	個別施策	取組内容
1	子育て家庭への総合的な相談・訪問支援	すべての児童が健全に育つことができるよう、家庭児童相談センターにおいて、18歳未満の子どもがいる家庭におけるあらゆる問題について、家庭やその他からの相談に応じ、関係機関等と連携の上、適切な支援等の提供を行います。 また、養育支援が特に必要と判断された家庭を対象に、養育支援訪問員の派遣等により助言指導などを行い、適切な養育環境の確保に努めます。
2	虐待の・対応、連携体制の整備	地域や関係機関等と連携し、児童虐待の早期の発見・対応に努めます。児童虐待の予防と早期発見・早期援助のための連携を深めるため、子どもに関わる関係機関等や団体を構成員とする門真市要保護児童連絡調整会議を設置し、スーパーバイザーの助言のもと、要保護児童等に対する対応方針の検討や進捗管理を行います。 また、平成30（2018）年4月より門真市子ども総合支援拠点を新たに開設し、多様化する事案に対応すべく、虐待対応専門員を配置し、児童虐待に関する周知・啓発等を行うことにより、さまざまな事例に的確に対応していけるよう連携強化を図ります。
3	ドメスティック・バイオレンスの防止	保護者によるドメスティック・バイオレンス（DV）を目の当たりにするといった面前DVが、子どもへ及ぼす被害を防止するため、広報などのさまざまな機会を通じて、ドメスティック・バイオレンスの防止等に関する啓発活動に努めます。

■ 基本施策3 地域で支える子育て支援

子育ての孤立化を防止し、地域社会で子どもを育てる環境づくりを進めるために、地域社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることが求められています。

ニーズ調査では、「自分の子育てが地域の人に支えられている」と感じている保護者が多くを占めていますが、近所の人や民生委員・児童委員、地域団体の人とのつながりは前回調査より弱まっている傾向もうかがえます。

このため、地域で活動している団体、市民ボランティア等の養成や充実を引き続き図るとともに、世代間交流を通じて相互の理解を深め、地域全体での子育て支援の向上に努めます。また、家庭教育を推進するなど、学校だけでなく、家庭や地域における教育力の向上に向けた取組を進めます。

主な取組

	個別施策	取組内容
1	子育て家庭が暮らしやすい地域環境の整備	乳児を抱える保護者等が気軽におむつ替えや授乳等ができ、安心して赤ちゃんとの外出を楽しむことができるよう、市内に設置している「赤ちゃんの駅」の充実に努めるとともに、設置の促進に努めます。
2	世代間交流や地域での交流活動の推進	子どもたちが地域の大人と交流することにより社会性を身につけ、地域に愛着がもてるよう、幼稚園・保育所・認定こども園・学校や地域子育て支援拠点等、身近な地域での高齢者をはじめさまざまな世代間交流を促進します。 また、地域会議や校区福祉委員会での「子育てサロン」の取組等、子育てに関する意見・情報の交換ができ、地域における育児の孤立化を防ぐ地域での交流活動を推進します。
3	家庭や地域の教育力の向上	市民プラザ等における家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行うとともに、地域住民や団体、企業、商店、福祉施設等が地域ぐるみで子どもの育ちや子育てに積極的にかかわり、支援する地域づくりを進めます。 また、家庭学習を推進するため、PTAと共同で作成した「門真市学びのススメ」を普及し、保護者や地域も含めた子どもの学習や育みを推進します。
4	子育て支援NPO・ボランティア等の養成	子育て支援の仕事に関心を持つ人に対し、必要な知識や技能を習得するための「子育て支援員研修」を実施し、地域における子育て支援の担い手を養成するとともに、子どもに対する絵本の読み聞かせ等、子育てに関わるボランティアの養成を図ります。

■ 基本施策4 子どもの未来応援施策の推進

すべての子どもは社会の宝であり、無限の可能性を持つかけがえのない大切な存在であるとともに、豊かな愛情に包まれ、将来を自由に選択できる権利を有しています。

一方で、家庭の経済的事情や生活事情など、自身の力で克服することが困難な問題を抱える子どもたちが、将来の夢をあきらめてしまい、結果、貧困が世代を超えて連鎖してしまうという悪循環が指摘されています。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもが健やかに育成されるよう、支援を必要とする子ども及び保護者を地域みんなで支え見守っていくことができる体制を構築します。

主な取組

	個別施策	取組内容
1	子どもを真ん中においたネットワークづくり	支援の必要な子どもがもれなく救われるよう、セーフティネットを強化するため、地域でこどもを見守り支援する「子どもの未来応援団員」を養成し、支援を要する子ども及び保護者の発見から支援の実施、見守りまでをトータルでサポートする体制を構築します。
2	地域で子どもを支える取組の支援	地域住民や地域活動団体に事業に関わってもらうことで、子どもへの関心を高め、「子ども食堂」等の支援活動等を活発化させ、子どもの健全育成を担う地域力の底上げを図るほか、地域の見守り拠点として連携を行います。



量の見込みと確保方策

▶ 1 区域の設定

(1) 教育・保育の提供区域

国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」では、市町村は各事業の量の見込みと確保方策を提供するための区域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を「教育・保育提供区域」として定める必要があるとしています。

門真市の教育・保育提供区域としては、区域ごとの面積や児童人口に対する施設等の社会資源の数の均衡を考慮したうえで、前回の計画策定時に国道163号を境に南北に区割りした2区域と定めており、本計画においてもひきつづき2区域に設定します。



（２）地域子ども・子育て支援事業の提供区域

地域子ども・子育て支援事業の提供区域についても、前回計画で設定した提供区域を同様に設定しますが、病児・病後児保育事業については、今後の事業展開を考慮し、２区域に変更します。

【 地域子ども・子育て支援事業の提供区域 】

	事業名	区域	区域設定の考え方
1	利用者支援事業	全域	地域性を考慮する必要がなく市全域において事業展開を行うため、全域で設定
2	地域子育て支援拠点事業	全域	地域性を考慮する必要がなく市全域において事業展開を行うため、全域で設定
3	妊婦健康診査	全域	地域性を考慮する必要がなく市全域において事業展開を行うため、全域で設定
4	乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん訪問事業）	全域	地域性を考慮する必要がなく市全域において事業展開を行うため、全域で設定
5	養育支援訪問事業	全域	地域性を考慮する必要がなく市全域において事業展開を行うため、全域で設定
6	子育て短期支援事業 （ショートステイ・トワイライトステイ）	全域	地域性を考慮する必要がなく市全域において事業展開を行うため、全域で設定
7	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	全域	地域性を考慮する必要がなく市全域において事業展開を行うため、全域で設定
8	一時預かり事業	全域	地域性を考慮する必要がなく市全域において事業展開を行うため、全域で設定
9	時間外保育事業 （延長保育事業）	2区域	事業の性質上「教育・保育」の提供区域と同様に設定
10	病児・病後児保育事業	2区域	今後、地域性を考慮した事業展開の必要性があるため、「教育・保育」の提供区域と同様に設定
11	放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	全域 （各小学校区）	各小学校区単位で放課後児童クラブを設置することを基本としつつ、市全域において事業展開を行うための全域で設定

▶ 2 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 量の見込みの考え方

子ども・子育て支援法では、「市町村子ども・子育て支援事業計画」において、市町村が定める区域ごとに幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援事業についての「量の見込み」（現在の利用状況及び利用希望）、「確保方策」（確保の内容及び実施時期）を記載することとされており、教育・保育提供区域ごとに教育・保育の提供体制（確保方策）の検討、また、地域子ども・子育て支援事業に係る需給調整を判断することとなります。

子ども・子育て支援新制度から、「保育の必要量の認定（認定区分）」が導入され、教育・保育の提供体制の量の見込みは、認定区分ごとに算出します。

【 幼児期の教育・保育 】

対象年齢	認定区分	対象事業		事業の主な対象家庭
3～5歳児	1号認定	教育標準時間認定		幼稚園 認定こども園 専業主婦(夫)家庭 就労時間が短い家庭 等
3～5歳児	2号認定	保育認定	標準時間認定	保育所 認定こども園 ひとり親家庭 共働き家庭 等
			短時間認定	
0～2歳児	3号認定	保育認定	標準時間認定	保育所 認定こども園 地域型保育事業 等
			短時間認定	

※ 教育標準時間：1日3～4時間の幼児教育の時間。

※ 保育標準時間：主にフルタイムの就労を想定。現行の11時間開所時間に相当。

※ 保育短時間：主にパートタイムの就労を想定。（保育標準時間と教育標準時間の中間程度を想定）

（２）幼児期の教育・保育に係る確保方策の方向性

基本的な考え方

- ① 今後も母親の就労意向の高まりを背景とした共働き世帯の増加や、幼児教育・保育の無償化等の制度変更等、幼児期の教育・保育をとりまく環境の変化により、教育・保育ニーズについても随時変化していくことが予測されることから、本計画に基づく5年間の長期的な視野を持ちつつも、情勢に合わせて柔軟な対応を行う必要があります。
- ② 計画策定時に想定した各事業の実施状況やニーズの変化などの状況を把握するため、毎年度での計画の進捗管理を行うとともに、中間年度（令和4（2022）年度）には、必要に応じて見直しを行います。

幼児期の教育・保育の確保方策にかかる方向性

第1期計画に基づき、積極的な施設整備を進めてきた結果、既存の施設で幼児期の教育・保育のニーズを満たすことができると考えられます。

しかしながら、本計画における児童数の推計やニーズ量についても、情勢の変化に合わせて実態と合わなくなることが十分に想定されることから、中間年度（令和4（2022）年度）を目途に、確保方策についても、変更の必要がないかを十分に確認の上、新たな施設整備の必要性等について判断を行います。

(3) 確保内容及びその実施時期

○令和2（2020）年度

北部								
				1号	2号		3号	
					幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	1・2歳	0歳
計画	① 児 童 数			1,165			720	385
	② 量 の 見 込 み		他市分	476	164	484	404	131
				185	32		7	4
			合計	661	164	516	411	135
	③確保方策	特定教育・保育施設(施設型給付)	認定こども園	156	450		215	60
			保育所			311	165	44
			幼稚園	400				
		特定地域型保育事業(地域型保育給付)	小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育				97	30
		確認を受けない幼稚園(私学助成)	上記に該当しない	138				
	提供量合計			694	164	597	477	134
過不足数(③-②)			33	0	81	66	-1	
南部								
				1号	2号		3号	
					幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	1・2歳	0歳
計画	① 児 童 数			1,088			681	344
	② 量 の 見 込 み		他市分	313	206	532	365	104
				505	6		9	0
			合計	818	206	538	374	104
	③確保方策	特定教育・保育施設(施設型給付)	認定こども園	214	643		345	110
			保育所			71	41	8
			幼稚園	165				
		特定地域型保育事業(地域型保育給付)	小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育				74	12
		確認を受けない幼稚園(私学助成)	上記に該当しない	710				
	提供量合計			1089	206	508	460	130
過不足数(③-②)			271	0	-30	86	26	
全体								
				1号	2号		3号	
					幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	1・2歳	0歳
計画	① 児 童 数			2,253			1,401	729
	② 量 の 見 込 み		他市分	789	370	1016	769	235
				690	38		16	4
			合計	1479	370	1054	785	239
	③確保方策	特定教育・保育施設(施設型給付)	認定こども園	370	1093		560	170
			保育所			382	206	52
			幼稚園	565				
		特定地域型保育事業(地域型保育給付)	小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育				171	42
		確認を受けない幼稚園(私学助成)	上記に該当しない	848				
	提供量合計			1783	370	1105	937	264
過不足数(③-②)			304	0	51	152	25	

○令和3（2021）年度

北部								
				1号	2号		3号	
					幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	1・2歳	0歳
計画	① 児 童 数			1,141			737	376
	② 量 の 見 込 み		他市分	466	161	474	413	128
				185	32		7	4
				合計	651	161	506	420
	③確保方策	特定教育・保育施設(施設型給付)	認定こども園	156	450		215	60
			保育所			311	165	44
			幼稚園	400				
		特定地域型保育事業(地域型保育給付)	小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育				97	30
		確認を受けない幼稚園(私学助成)	上記に該当しない	138				
		提供量合計		694	161	600	477	134
過不足数(③-②)				43	0	94	57	2

南部								
				1号	2号		3号	
					幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	1・2歳	0歳
計画	① 児 童 数			1,048			680	331
	② 量 の 見 込 み		他市分	302	198	513	365	100
				505	6		9	0
				合計	807	198	519	374
	③確保方策	特定教育・保育施設(施設型給付)	認定こども園	214	643		345	110
			保育所			71	41	8
			幼稚園	165				
		特定地域型保育事業(地域型保育給付)	小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育				74	12
		確認を受けない幼稚園(私学助成)	上記に該当しない	710				
		提供量合計		1089	198	516	460	130
過不足数(③-②)				282	0	-3	86	30

全体								
				1号	2号		3号	
					幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	1・2歳	0歳
計画	① 児 童 数			2,189			1,417	707
	② 量 の 見 込 み		他市分	768	359	987	778	228
				690	38		16	4
				合計	1458	359	1025	794
	③確保方策	特定教育・保育施設(施設型給付)	認定こども園	370	1093		560	170
			保育所			382	206	52
			幼稚園	565				
		特定地域型保育事業(地域型保育給付)	小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育				171	42
		確認を受けない幼稚園(私学助成)	上記に該当しない	848				
		提供量合計		1783	359	1116	937	264
過不足数(③-②)			325	0	91	143	32	

○令和4（2022）年度

北部				1号	2号		3号	
					幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	1・2歳	0歳
計画	① 児 童 数			1,103			737	365
	② 量 の 見 込 み		他市分	451	155	458	413	124
				185	32		7	4
			合計	636	155	490	420	128
	③確保方策	特定教育・保育施設（施設型給付）	認定こども園	156	450		215	60
			保育所			311	165	44
			幼稚園	400				
		特定地域型保育事業（地域型保育給付）	小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育				97	30
		確認を受けない幼稚園（私学助成）	上記に該当しない	138				
		提供量合計		694	155	606	477	134
過不足数（③-②）				58	0	116	57	6

南部				1号		2号		3号	
						幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	1・2歳	0歳
計画	① 児 童 数			1,001			661	320	
	② 量 の 見 込 み		他市分	288	189	490	354	97	
				505		6		9	0
			合計	793	189	496	363	97	
	③確保方策	特定教育・保育施設(施設型給付)	認定こども園	214	643		345	110	
			保育所			71	41	8	
			幼稚園	165					
		特定地域型保育事業(地域型保育給付)	小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育				74	12	
		確認を受けない幼稚園(私学助成)	上記に該当しない	710					
		提供量合計			1089	189	525	460	130
過不足数(③-②)				296	0	29	97	33	

全体				2号					3号	
				1号	幼児期の学校教育の利用希望が強い 左記以外		1・2歳		0歳	
計画	① 児 童 数			2,104			1,398		685	
	② 量 の 見 込 み		他市分	739	344	948	767	221		
				690	38		16	4		
			合計	1429	344	986	783	225		
	③確保方策	特定教育・保育施設(施設型給付)	認定こども園	370	1093		560	170		
			保育所			382	206	52		
			幼稚園	565						
			特定地域型保育事業(地域型保育給付)	小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育			171	42		
			確認を受けない幼稚園(私学助成)	上記に該当しない	848					
	提供量合計			1783	344	1131	937	264		
過不足数((③-②))				354	0	145	154	39		

○令和5（2023）年度

北部				1号	2号		3号	
					幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	1・2歳	0歳
計画	① 児 童 数			1,067			717	356
	② 量 の 見 込 み		他市分	436	150	443	402	121
				185	32		7	4
				合計	621	150	475	409
	③確保方策	特定教育・保育施設(施設型給付)	認定こども園	156	450		215	60
			保育所			311	165	44
			幼稚園	400				
		特定地域型保育事業(地域型保育給付)	小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育				97	30
		確認を受けない幼稚園(私学助成)	上記に該当しない		138			
		提供量合計		694	150	611	477	134
過不足数(③-②)				73	0	136	68	9

南部				1号		2号		3号	
						幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	1・2歳	0歳
計画	① 児 童 数			973			638	306	
	② 量 の 見 込 み		他市分	280	184	476	342	93	
				505	6		9	0	
				合計	785	184	482	351	93
	③確保方策	特定教育・保育施設(施設型給付)	認定こども園	214	643		345	110	
			保育所			71	41	8	
			幼稚園	165					
		特定地域型保育事業(地域型保育給付)	小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育				74	12	
		確認を受けない幼稚園(私学助成)	上記に該当しない	710					
		提供量合計		1089	184	530	460	130	
過不足数(③-②)				304	0	48	109	37	

全体				3号				
				1号	2号		3号	
幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外		1・2歳		0歳			
計画	① 児 童 数			2,040			1,355	662
	② 量 の 見 込 み		他市分	716	334	919	744	214
				690	38		16	4
				合計	1406	334	957	760
	③確保方策	特定教育・保育施設(施設型給付)	認定こども園	370	1093		560	170
			保育所			382	206	52
			幼稚園	565				
		特定地域型保育事業(地域型保育給付)	小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育				171	42
		確認を受けない幼稚園(私学助成)	上記に該当しない	848				
		提供量合計		1783	334	1141	937	264
過不足数(③-②)			377	0	184	177	46	

○令和6（2024）年度

北部								
				1号	2号		3号	
					幼児期の学 校教育の利 用希望が強 い	左記以外	1・2歳	0歳
計 画	① 児 童 数			1,076			697	347
	② 量 の 見 込 み		他市分	439	152	447	391	118
				185	32		7	4
			合計	624	152	479	398	122
	③確保方策	特定教育・保 育施設（施設 型給付）	認定こども園	156	450		215	60
			保育所			311	165	44
			幼稚園	400				
		特定地域型保育事業（地域 型保育給付）	小規模保育・家庭的保育・事業所 内保育・居宅訪問型保育				97	30
		確認を受けない幼 稚園（私学助成）	上記に該当しない	138				
		提供量合計		694	152	609	477	134
過不足数（③-②）				70	0	130	79	12

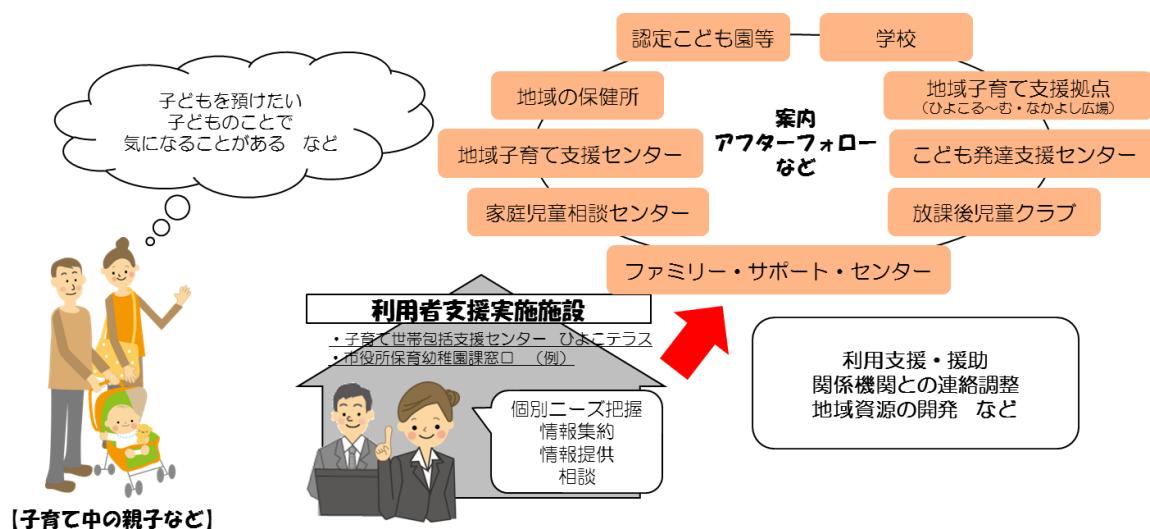
南部				1号		2号		3号	
						幼児期の学 校教育の利 用希望が強 い	左記以外	1・2歳	0歳
				計 画	① 児 童 数			961	
② 量 の 見 込 み		他市分	277		182	470	329	88	
			505		6		9	0	
		合計	782		182	476	338	88	
③確保方策	特定教育・保 育施設(施設 型給付)	認定こども園	214		643		345	110	
		保育所				71	41	8	
		幼稚園	165						
	特定地域型保育事業(地域 型保育給付)	小規模保育・家庭的保育・事業所 内保育・居宅訪問型保育					74	12	
	確認を受けない幼 稚園(私学助成)	上記に該当しない	710						
	提供量合計		1089		182	532	460	130	
過不足数(③-②)				307	0	56	122	42	

全体								
				1号	2号		3号	
	幼児期の学 校教育の利 用希望が強い	左記以外	1・2歳		0歳			
計画	① 児 童 数			2,037			1,310	639
	② 量 の 見 込 み		他市分	716	334	917	720	206
				690		38		16
	合計		1406	334	955	736	210	
	③確保方策	特定教育・保 育施設(施設 型給付)	認定こども園	370	1093		560	170
			保育所			382	206	52
			幼稚園	565				
		特定地域型保育事業(地域 型保育給付)	小規模保育・家庭的保育・事業所 内保育・居宅訪問型保育				171	42
		確認を受けない幼 稚園(私学助成)	上記に該当しない	848				
		提供量合計		1783	334	1141	937	264
過不足数(③-②)			377	0	186	201	54	

▶ 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

(1) 利用者支援事業

子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行います。



●量の見込み及び確保方策

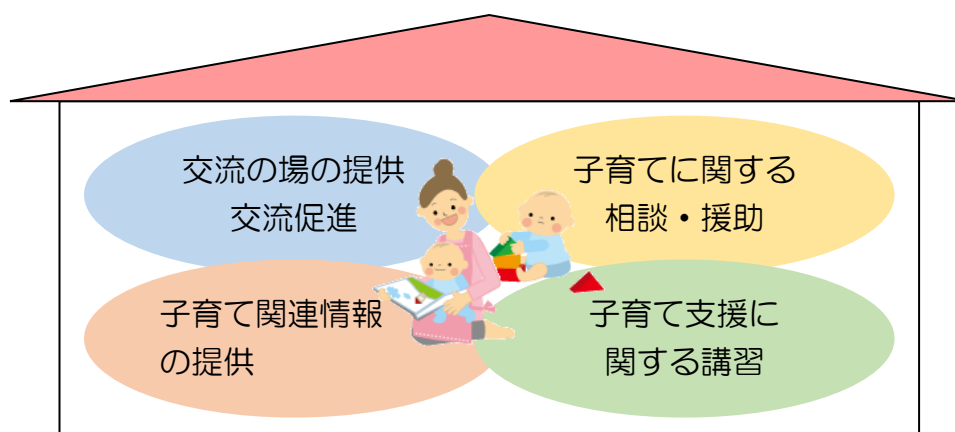
	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
量の見込み（基本型・特定型）	2	2	2	2	2	（箇所）
確保方策（実施箇所数）	2	2	2	2	2	（箇所）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
量の見込み（母子保健型）	1	1	1	1	1	（箇所）
確保方策（実施箇所数）	1	1	1	1	1	（箇所）

※特定型→保育幼稚園課 基本型・母子保健型→ひよこテラス（場所としては1か所ですが類型ごとにそれぞれ計上）

（２）地域子育て支援拠点事業

主に乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。



●量の見込み及び確保方策

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
量の見込み（年間のべ利用人数）	15,997	16,214	16,212	16,180	16,374	（人）
確保方策（実施箇所数）	2	2	2	2	2	（箇所）

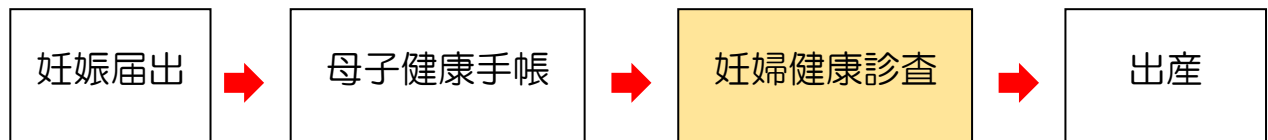
※類似事業として公立保育所・認定こども園での地域子育て支援事業も実施（量の見込み・確保方策の数には含んでいません）

参考：これまでの利用実績

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	
年間のべ利用人数	17,565	18,029	17,651	15,531	（人）

（３）妊婦健康診査

母子保健法に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。



※市が行っている事業概要としては、母と子の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査受診費用の一部を助成しています。

●量の見込み及び確保方策

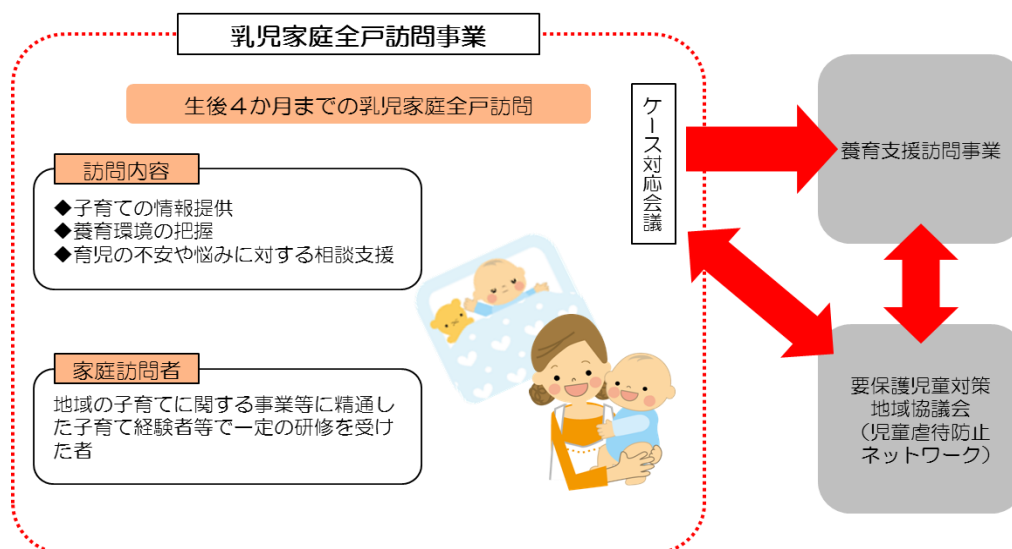
	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
量の見込み（年間受診のべ人数）	9,155	8,785	8,439	8,106	7,784	（人）
確保方策（実施体制）	実施機関：大阪府内妊婦健康診査取扱医療機関 （大阪府以外の医療機関で受診された場合、償還払いにて対応可） 検査内容：・健康状態の把握（問診、診査など） ・血圧、体重測定 ・血液検査 ・尿化学検査 ・超音波検査 ・子宮頸がん検査 ・B群溶血性レンサ球菌、クラミジア					

参考：これまでの利用実績

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	
年間受診のべ人数	10,828	11,014	9,567	9,988	（人）

（４）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

生後４か月を迎えるまでの乳児がいるすべての家庭を訪問するとともに、子育て支援に関する情報提供並びに支援の必要な家庭に対する助言を行い、子育ての孤立化を防ぐための事業です。



●量の見込み及び確保方策

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
量の見込み（利用実人数）	437	424	411	397	383	（人）
確保方策（実施体制）	実施体制：約10人の訪問員により対象家庭を訪問 委託先：市内に在住し子育て事情に精通するとともに、地域環境を把握している子育て経験者等に委託して実施					

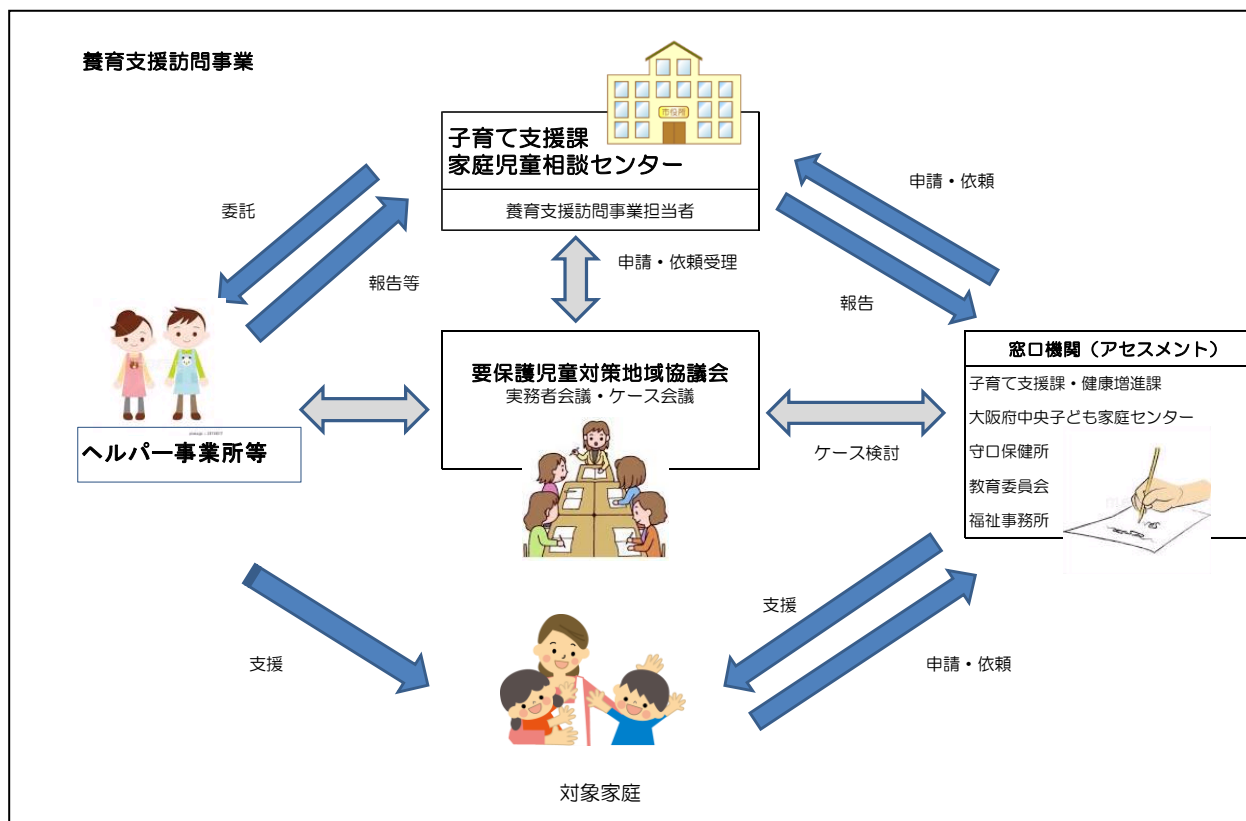
参考：これまでの利用実績

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	
利用実人数	822	901	802	478	（人）

※平成30（2018）年度から事業担当課が子育て支援課から健康増進課に変更になり、新生児訪問との重複を除き、事業の効率化がはかれるようになりました。新生児訪問と乳児家庭全戸訪問事業を併せて全戸を訪問します。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要と判断された家庭に対して、保健師、保育士、ヘルパー等子育て経験者等が、居宅訪問し、養育に関する助言指導等を行う事業です。



●量の見込み及び確保方策

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
量の見込み（利用実人数）	9	12	12	12	12	（人）
確保方策（実施体制）	実施体制：7箇所 委託先：ヘルパー事業所等に委託し実施					

参考：これまでの利用実績

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	
利用実人数	9	8	2	2	（人）

（６）子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の疾病等により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、経済的な理由により児童を緊急一時的に保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設において、当該児童を一定期間、養育し、又は保護する事業です。

	ショートステイ	トワイライトステイ
対象者	次の事由に該当する家庭の児童 ・疾病、出産、看護、事故、災害、失そう等家庭養育上の事由 ・冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等社会的な事由 ・育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安等身体的又は精神的な事由	児童の保護者が、仕事等により、平日の夜間または休日に不在となる児童
利用日数等	一回の利用につき月7日以内 各年度3回以内	各年度30日以内

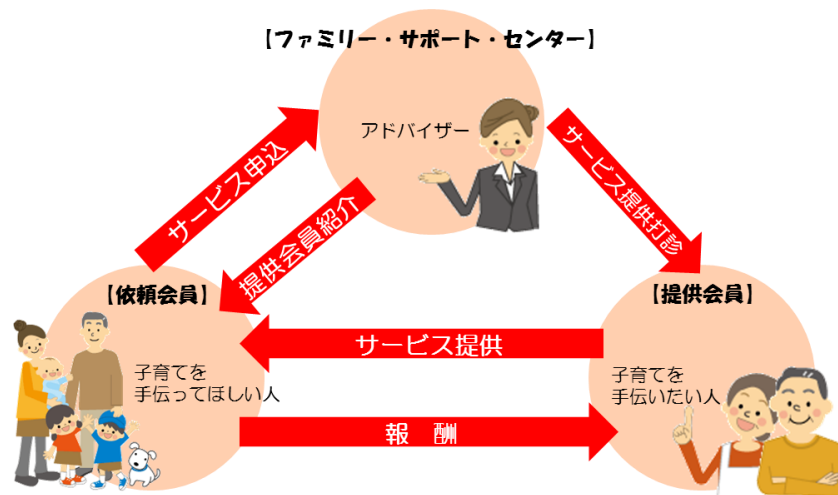
●量の見込み及び確保方策

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
量の見込み（年間のべ利用人数）	75	82	89	96	105	（人）
確保方策（年間のべ利用人数）	75	82	89	96	105	（人）

参考：ショートステイ・トワイライトステイは令和元（2019）年7月から事業を実施していますのでこれまでの実績はありません。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって、お互いに助け合う（有償）相互援助活動事業です。



●量の見込み及び確保方策

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
量の見込み（年間のべ利用人数）	522	533	544	553	566	（人）
確保方策（年間のべ利用人数）	522	533	544	553	566	（人）

参考：これまでの利用実績

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	
年間のべ利用人数	790	911	794	497	（人）

（８）一時預かり事業

保護者の疾病等により一時的に保育を必要とする子どもに対して一時預かりを実施する事業です。

●量の見込み及び確保方策

○幼稚園型（私学助成における預かり保育を含む）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
量の見込み（年間のべ利用人数）	25,937	25,200	24,221	23,485	23,451	（人）
幼稚園型	16,189	15,729	15,118	14,658	14,637	（人）
私学助成における 預かり保育	9,748	9,471	9,103	8,827	8,814	（人）
確保方策（年間のべ利用人数）	25,937	25,200	24,221	23,485	23,451	（人）

○幼稚園型を除く（保育所等での一時預かり）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
量の見込み（年間のべ利用人数）	5,087	5,006	4,860	4,709	4,627	（人）
確保方策（年間のべ利用人数）	5,087	5,006	4,860	4,709	4,627	（人）

参考：これまでの利用実績

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	
幼稚園型	4,567	7,861	8,937	9,760	（人）
私学助成の預かり保育	20,456	10,783	8,740	11,189	（人）
合計	25,023	18,644	17,677	20,949	（人）

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	
幼稚園型を除く	7,967	6,565	5,282	5,155	（人）

（９）時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

●量の見込み及び確保方策

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
北部 量の見込み（利用実人数）	551	547	536	521	517	（人）
南部 量の見込み（利用実人数）	416	405	389	377	369	（人）
計	967	952	925	898	886	（人）

参考：これまでの利用実績

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	
北部	462	508	538	525	（人）
南部	269	307	374	338	（人）
計	731	815	912	863	（人）

(10) 病児・病後児保育事業

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、医療機関等に付設された専用スペース等で児童を一時的に預かる事業です。

●量の見込み及び確保方策

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
量の見込み（年間のべ利用人数）	3,651	3,599	3,500	3,393	3,339	（人）
確保方策（提供量）	3,651	3,599	3,500	3,393	3,339	（人）
病児保育事業 北部	2	2	2	2	2	（箇所）
南部	1	1	1	1	1	（箇所）
病後児保育事業 北部	1	1	1	1	1	（箇所）
南部	1	1	1	1	1	（箇所）

市域全体での病児・病後児保育事業の量の見込みを確保するため、国道163号を境に南北に区割りし、病児保育室については北部に2か所、南部に1か所の設置を目安とし、病後児保育室については北部及び南部に1か所ずつの設置を目安とします。

今後、実際の利用状況や利用ニーズを踏まえ、適切な事業実施に努めます。

参考：これまでの利用実績

病児保育（現在 北部1箇所）

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	
年間のべ利用人数	736	743	860	425	（人）

病後児保育（現在 南部1箇所）

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	
年間のべ利用人数	－	－	24	13	（人）

※平成29（2017）年度から実施



(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供するとともに、異なった学年による児童の集団生活を推進し、児童の健全育成を図る事業です。市内全14小学校で実施しています。

事業名	対象者	
放課後児童クラブ	小学校に通う1～6年生の児童のうち、主に保護者が就労・病気等により放課後家庭で保育することができない児童	
開設日及び 開設時間	平日（月～金）	長期休業期間等
	下校時から午後6時まで （延長利用の場合は午後7時まで）	午前8時30分から午後6時まで （延長利用の場合は午後7時まで）



●量の見込み及び確保方策

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
量の見込み（登録児童数） 計	1,561	1,563	1,566	1,583	1,589	（人）
1年	458	459	460	465	467	（人）
2年	423	423	424	429	430	（人）
3年	344	344	345	349	350	（人）
4年	213	214	214	216	217	（人）
5年	90	90	90	91	92	（人）
6年	33	33	33	33	33	（人）
確保方策（登録児童数） 計	1,561	1,563	1,566	1,583	1,589	（人）

参考：これまでの利用実績

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	
登録児童数	1,360	1,411	1,570	1,560	（人）



ひとり親家庭等の支援

(ひとり親家庭等自立促進計画)

▶ 1 ひとり親家庭等を取り巻く状況

本計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に定める「自立促進計画」として、母子家庭・父子家庭・寡婦（以下、「ひとり親家庭等」とします。）の自立支援を総合的に推進するための「基本的計画」として位置づけるものです。

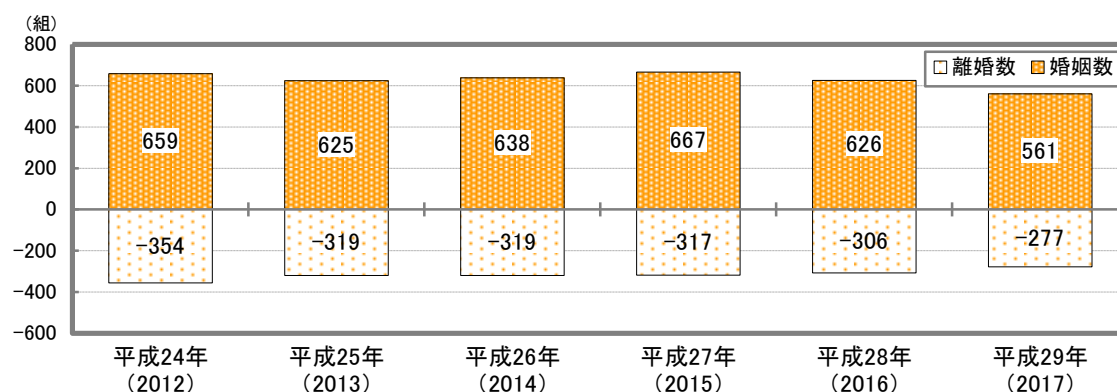
なお、母子家庭・父子家庭・寡婦それぞれの定義については次のとおりです。

母子家庭	離婚、死別等により配偶者のない女性が、20歳未満の児童を扶養している家庭
父子家庭	離婚、死別等により配偶者のない男子が、20歳未満の児童を扶養している家庭
寡 婦	配偶者のいない女性で、かつて配偶者のない女性として20歳未満の児童を扶養していたことのある方

（１）婚姻・離婚の状況

本市の近年の婚姻数・離婚数の推移を見ると、年により変動はありますが、婚姻数・離婚数とも減少傾向にあります。

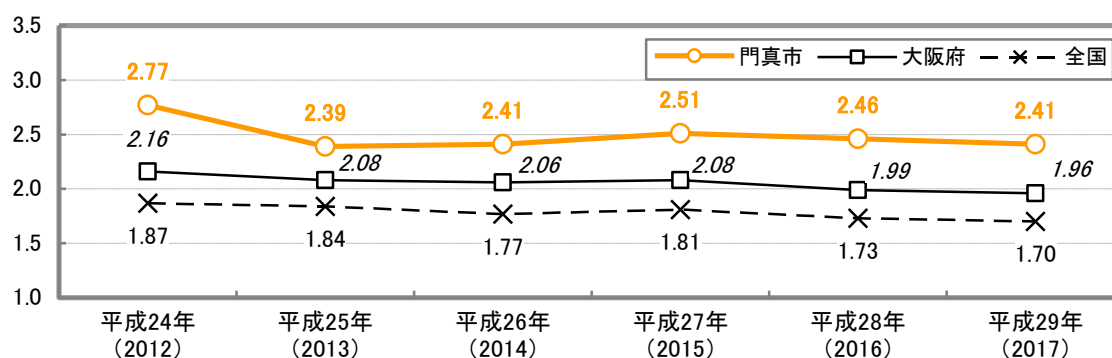
門真市の婚姻数・離婚数の推移



資料：総務部管財統計課／人口動態統計

本市における近年の離婚率（人口千人あたりの離婚数）は横ばい状況にあり、大阪府や全国の平均と比べると高い水準で推移しています。

離婚率（人口千人あたり離婚数）の門真市・大阪府・全国平均の比較



資料：人口動態統計

(2) ひとり親家庭等の状況

国勢調査では、ひとり親世帯のうち、未婚、死別または離別の母親あるいは父親と20歳未満の子どものみで構成される一般世帯を母子世帯、あるいは父子世帯といいます。

母子世帯・父子世帯それぞれの推移を見ると、母子世帯については平成17（2005）年以降減少が続いていますが、父子世帯については微増傾向にあります。

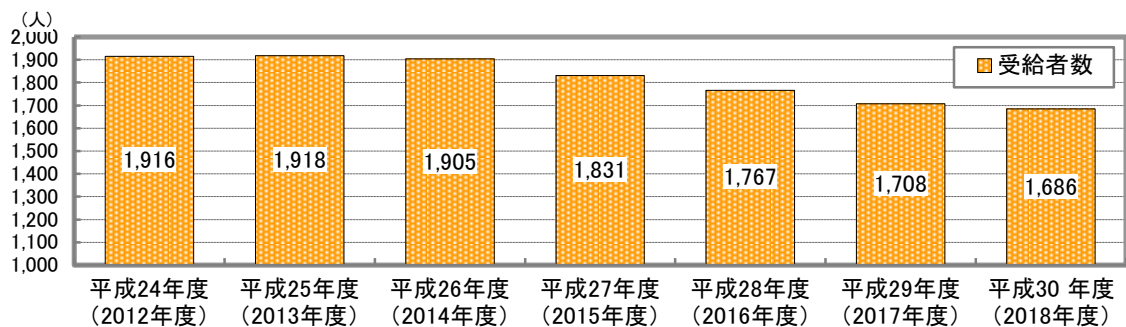
母子世帯・父子世帯の推移（単位：世帯）

	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
母子世帯	1,065	888	1,149	1,379	1,294	1,245
父子世帯	206	170	162	132	137	147
合 計	1,271	1,058	1,311	1,511	1,431	1,392

資料：国勢調査

ひとり親家庭を対象とした児童扶養手当の受給者数の状況を見ると、平成25（2013）年度以降減少傾向で推移しています。

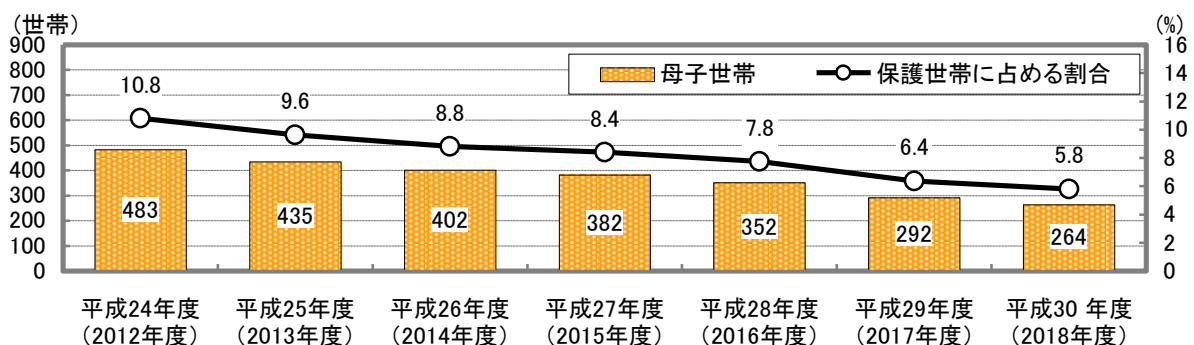
児童扶養手当受給者数の推移



資料：こども政策課

生活保護を受けている母子世帯は減少傾向が続いており、全保護世帯に占める割合も低下しています。

被保護世帯における母子世帯の推移



資料：保護課

(3) ひとり親家庭等を対象とした施策の実施状況

本市では、平成28（2016）年3月に策定した「第3次門真市ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、総合的な施策の推進に努めてきました。主な取組について整理すると次のとおりとなります。

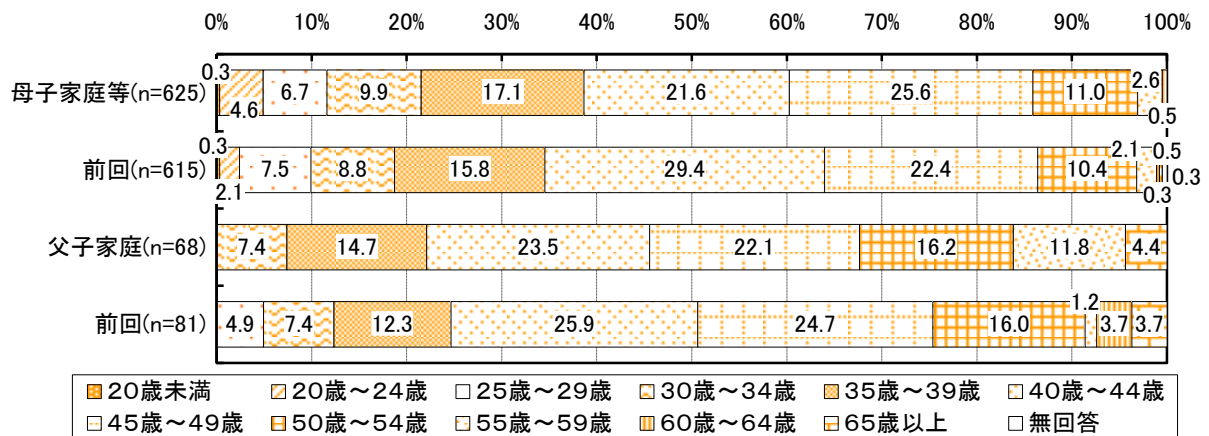
基本方向	ひとり親家庭等を対象とした取組	関連する主な取組
相談・情報提供による支援	○ひとり親家庭等相談 ○門真市母子寡婦福祉会による相談事業 ○母子父子福祉推進委員（大阪府委嘱）による相談事業 ○（社福）大阪府母子寡婦福祉連合会の大阪府母子・父子福祉センターによる相談事業	○各種相談事業（家庭児童相談、健康や発育等に関する各種相談、保育所等における育児相談、人権相談、女性のための相談、無料法律相談等） ○民生委員児童委員、主任児童委員等による相談事業 ○各種媒体や窓口等による支援制度・サービス等に関する情報提供
就労への支援	○母子・父子自立支援員による就労相談 ○ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給 ○ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金 ○ひとり親高卒程度認定試験合格支援給付金 ○（社福）大阪府母子寡婦福祉連合会の大阪府母子家庭等就業・自立支援センターによる就業相談	○就労困難者を対象とした地域就労支援事業（相談、講習会・セミナーの開催等） ○生活保護受給者等就労支援事業
子育て等生活面への支援	（ひとり親家庭等も含め、子育て家庭全般を対象とした取組として施策・事業を実施しています。）	○各種保育事業 ○放課後健全育成事業 ○市民の健康づくり、食育の推進に向けた各種事業 ○進路選択支援事業 ○住宅相談、市営住宅「子育て世帯」優先枠による募集 など
養育費の確保に向けた支援	○母子・父子自立支援員による離婚前相談、養育費に関する相談	○各種相談事業
経済的な支援	○児童扶養手当の給付 ○ひとり親家庭医療費助成事業 ○母子・父子・寡婦福祉資金	○生活困窮者を対象とした生活保護制度 ○門真市社会福祉協議会による生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業、住宅確保給付金の支給、生活福祉資金の貸付） ○就学援助費の給付 ○門真市奨学金の支給
人権尊重のまちづくり	（ひとり親家庭等も含め、市民全般を対象とした取組として施策・事業を実施しています。）	○人権教育・人権啓発の推進 ○民間企業や事業所、宅地建物取引業者等に対する啓発 ○児童虐待の発生予防、早期発見体制の充実

（４）ひとり親家庭等の生活と意識

本計画の策定にあたって、市内在住のひとり親家庭等の世帯を対象に、生活の実情や意識等を把握し、施策立案の参考とするため、令和元（2019）年５月から６月にかけてアンケート調査を実施しました。

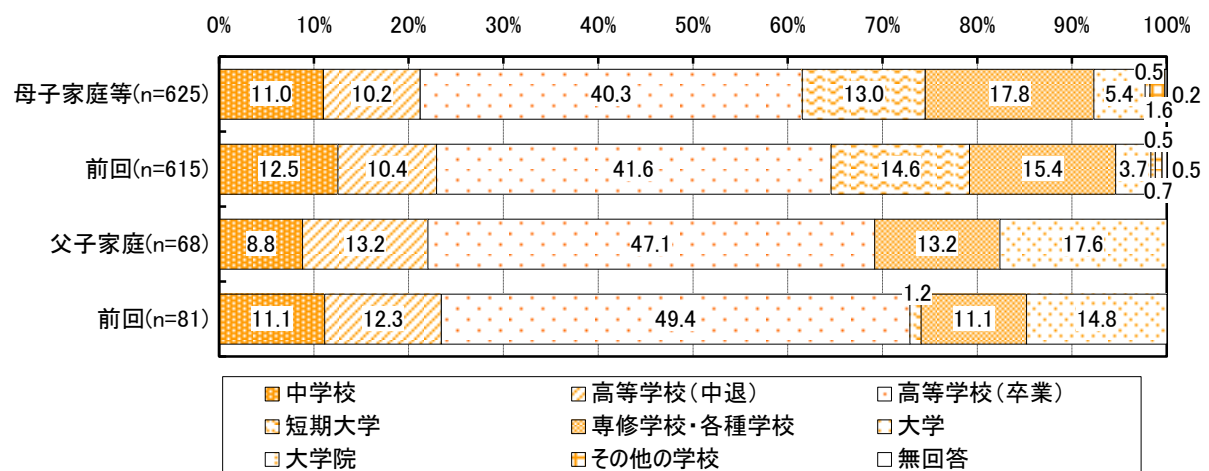
①回答者の年齢

母子家庭等（母子家庭及び寡婦）、父子家庭ともに40歳代の回答者が半数近くを占めています。父子家庭については、全体に回答者の年齢が高くなっている様子がうかがえます。



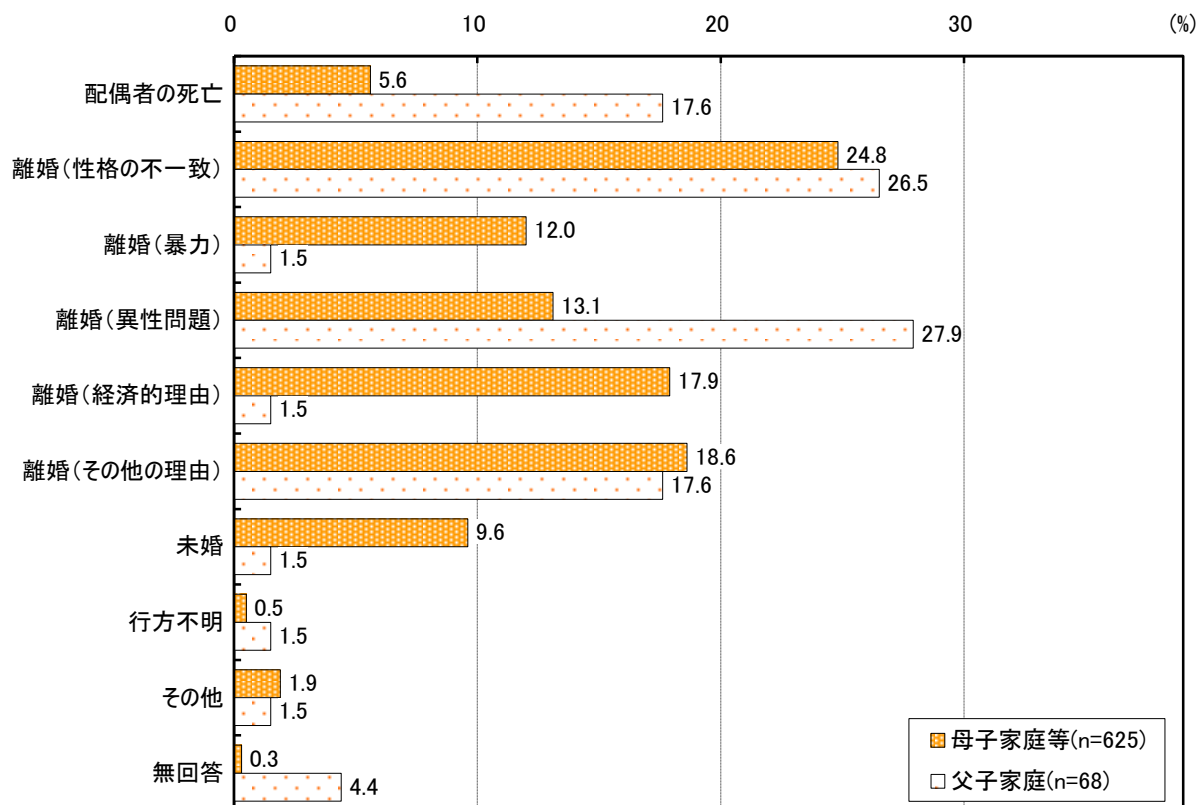
②回答者（ひとり親家庭等の親）の最終学歴

父子家庭の父親の47.1%、母子家庭等の母親の40.3%が高等学校卒業と答えており、中学校卒業と高等学校中退を合わせた割合は母子家庭等・父子家庭とも約21～22%となっています。



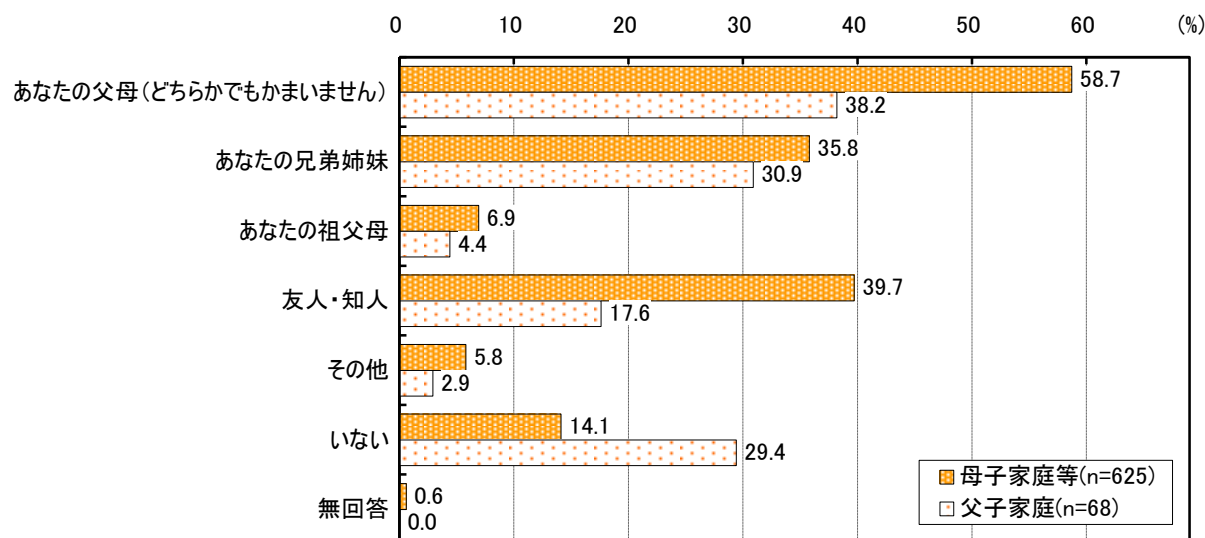
③ひとり親家庭となった理由

母子家庭等については、性格の不一致や経済的な理由等による離婚が多くを占めています。父子家庭については、異性問題や性格の不一致等による離婚、配偶者の死亡が多くを占めています。



④近くの親戚や友人・知人の有無

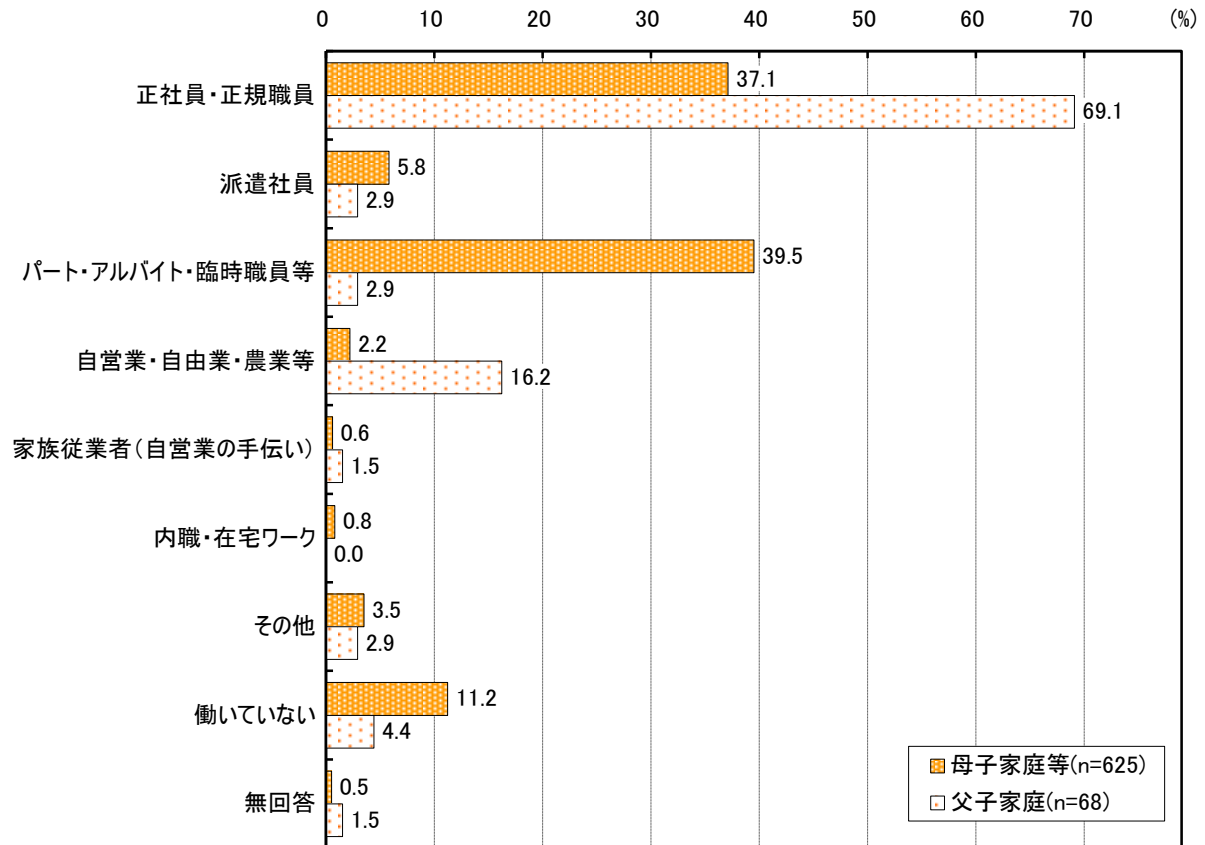
およそ30分以内に行き来できる範囲に「父母」がいる回答者は母子家庭等の58.7%（前回調査47.2%）、父子家庭の38.2%（同40.7%）となっています。



⑤回答者（ひとり親家庭等の親）の現在の就業状況

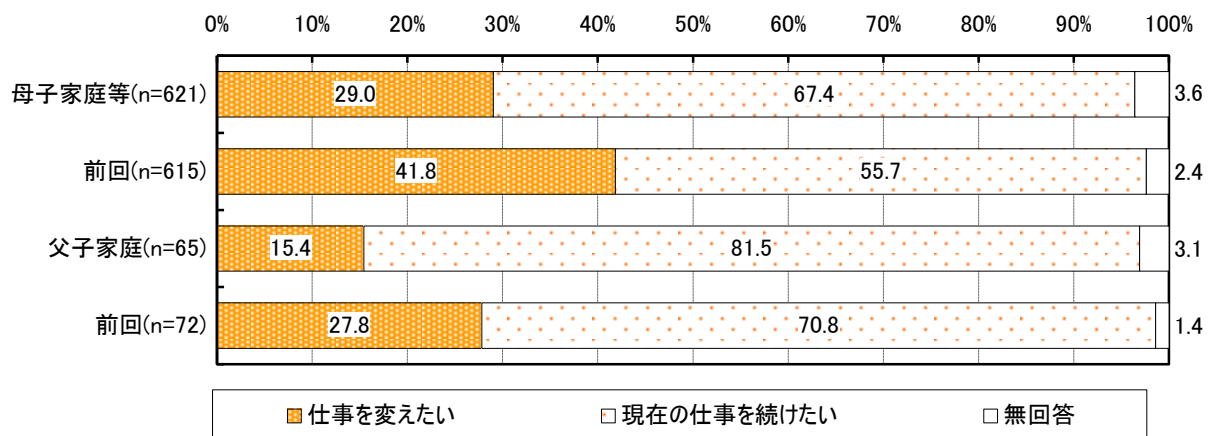
母子家庭等の母親の88.3%、父子家庭の父親の94.1%が何らかの形態で働いています。

「正社員・正規職員」で働く母親の割合は、前回調査の28.3%から37.1%へと大きく割合が高くなっています。



⑥転職の意向

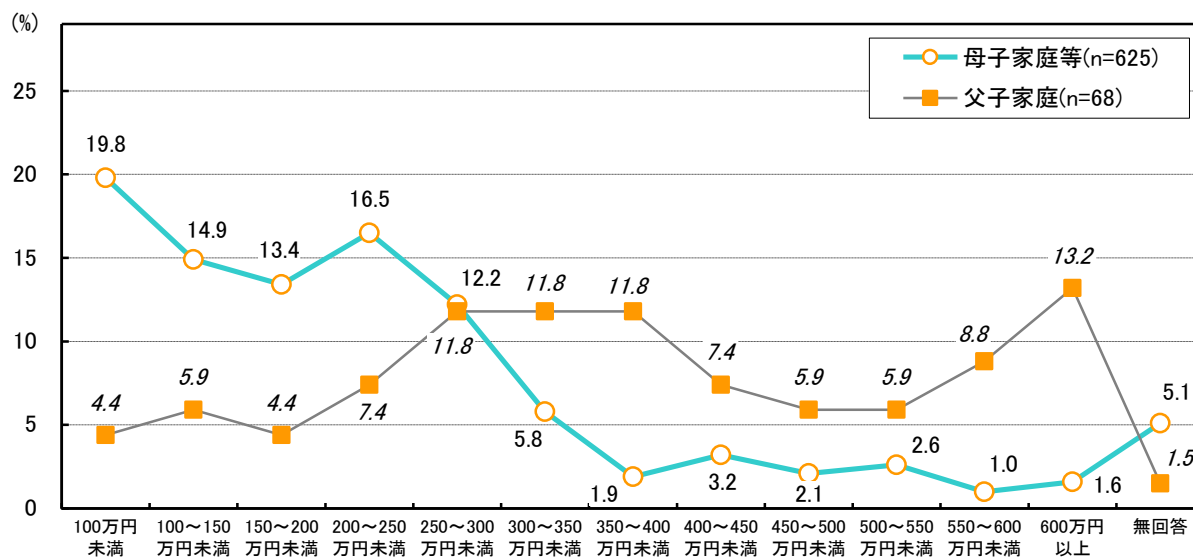
転職の意向について尋ねたところ、母子家庭等の母親、父子家庭の父親ともに「仕事を变えたい」と答える人が大きく減少しています。



⑦回答者（ひとり親家庭等の親）の年間総収入額

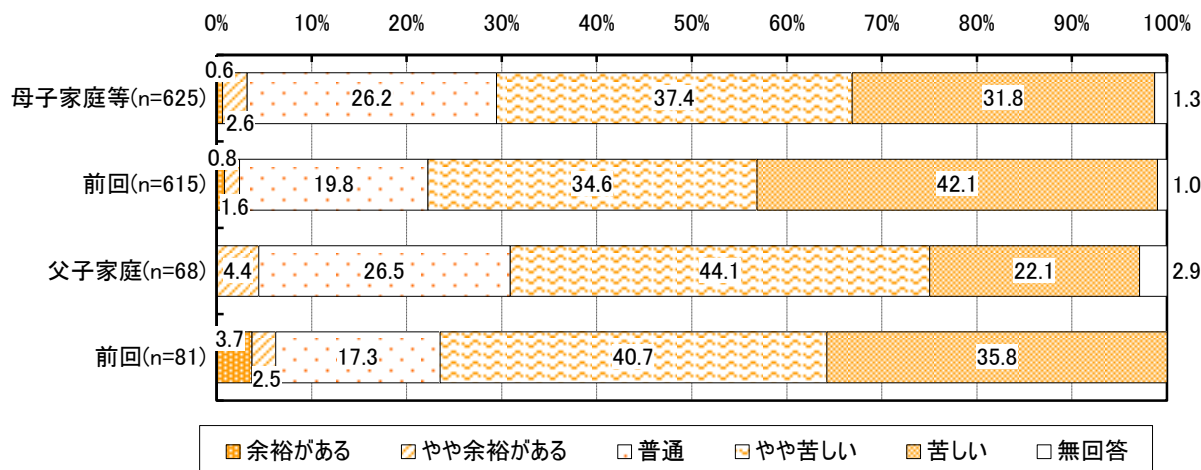
母子家庭等については、年間収入200万円未満の家庭が48.1%を占めていますが、前回調査と比べて100万円未満の家庭が25.2%から19.8%へ、100～150万円未満の家庭が17.9%から14.9%へそれぞれ減少しています。

父子家庭では、600万円以上の家庭が13.2%と最も多くを占めています。



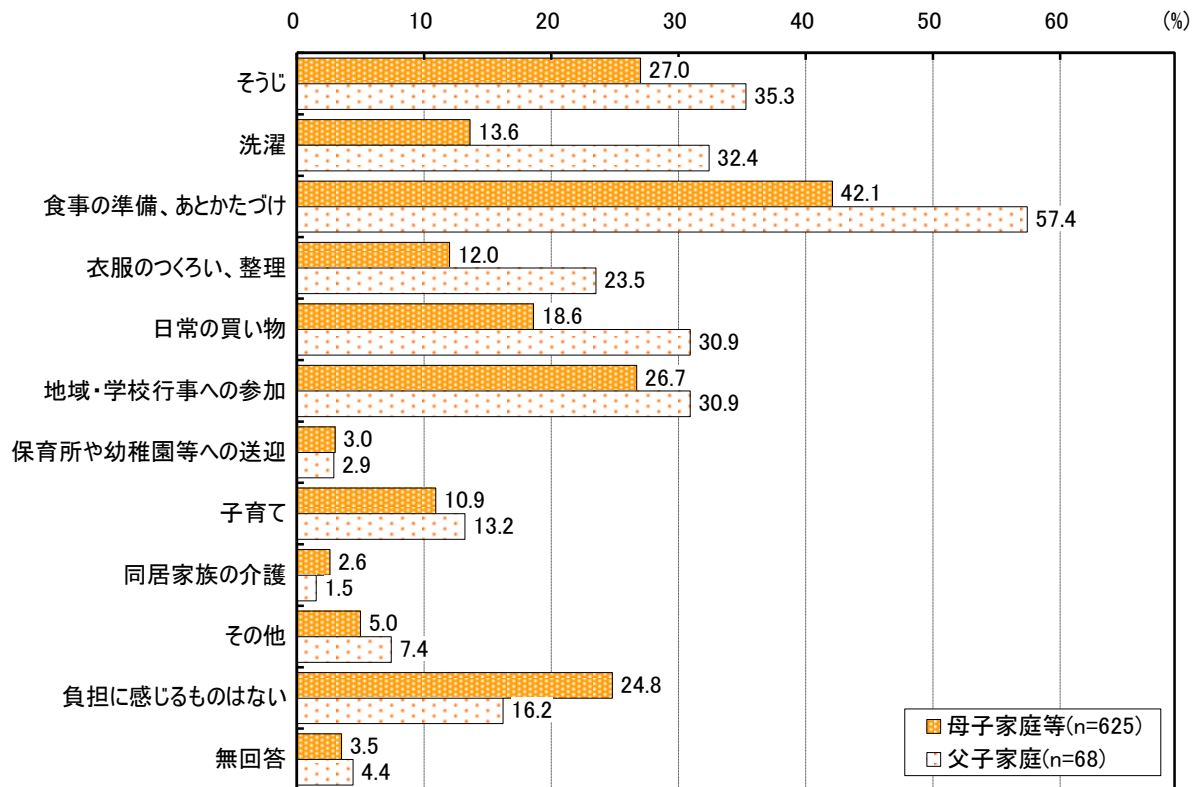
⑧経済的な生活状況についての意識

現在の経済的な生活状況について「苦しい」「やや苦しい」と感じている人は、母子家庭等の69.2%、父子家庭の66.2%で、ともに前回調査の割合を下回っています。



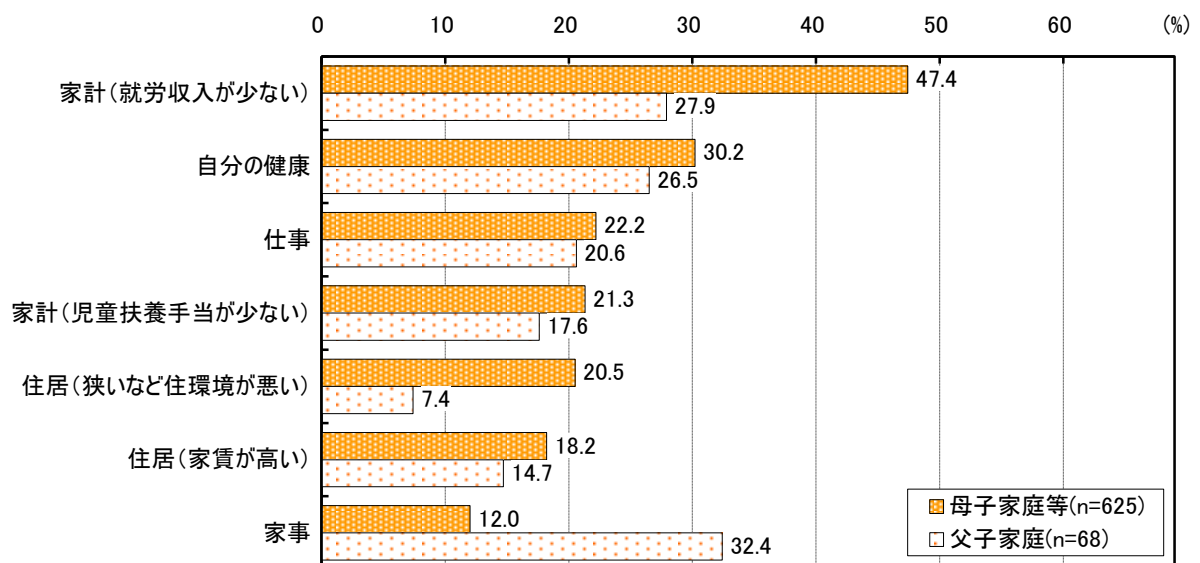
⑨日常生活で負担になっていること

日常生活での負担については、「食事の準備、あとかたづけ」が多く、特に父子家庭では57.4%と半数を超えています。



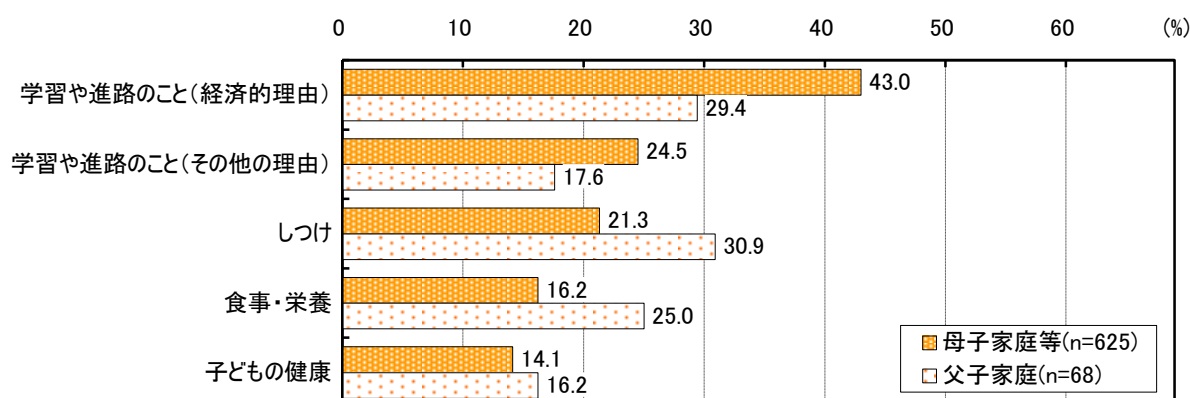
⑩自分のことで困っていること（母子家庭等・父子家庭のいずれかで15%を超えるもの）

母子家庭等では、就労収入が少ないことをあげる人が最も多く、父子家庭では家事に困っている人が多く見られます。



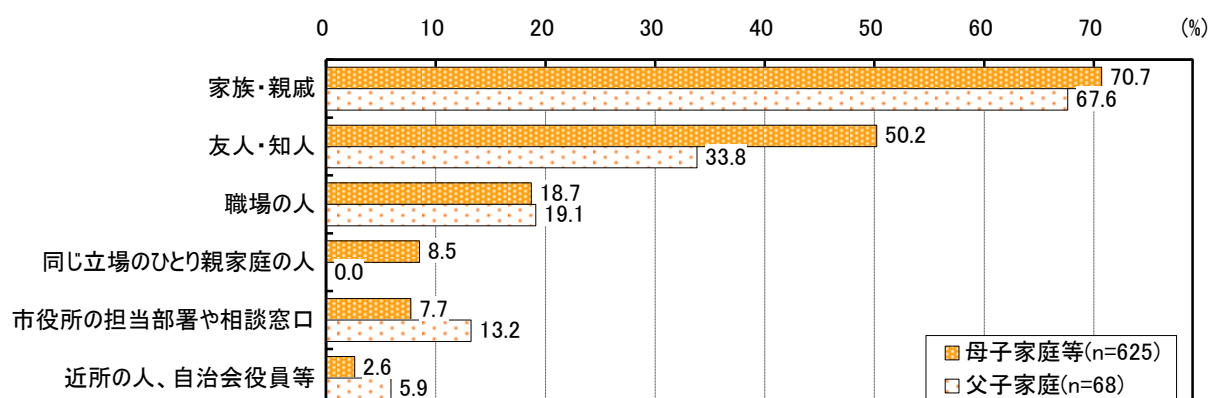
⑪子どものことで困っていること（母子家庭等・父子家庭のいずれかで15%を超えるもの）

母子家庭等・父子家庭とも、学習や進路のことや子どものしつけ、食事・栄養について困っている人が多く見られます。



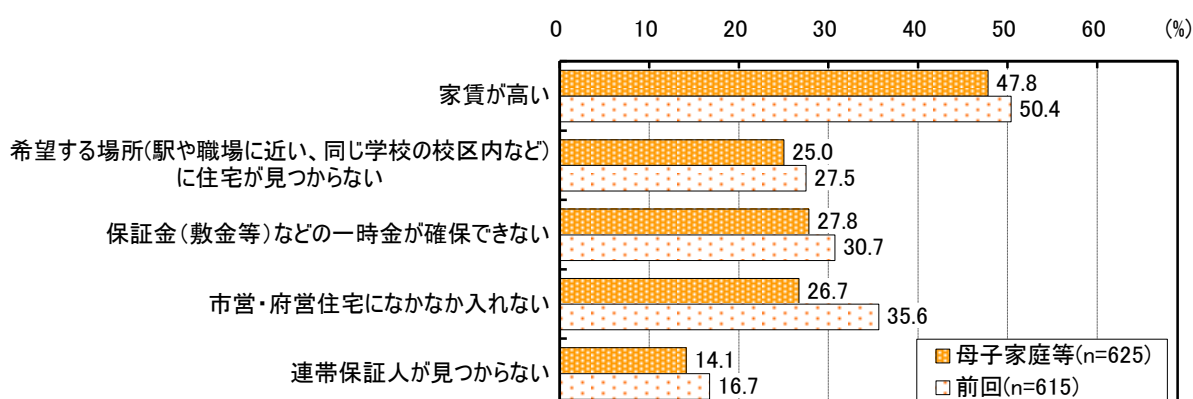
⑫困ったときの相談先（母子家庭等・父子家庭のいずれかで5%を超えるもの）

母子家庭等・父子家庭とも「家族・親戚」、「友人・知人」、「職場の人」の順で多くなっています。また、「相談先がない」との回答は父子家庭の13.2%、母子家庭等の12.0%を占めており、前回調査より割合が高くなっています。



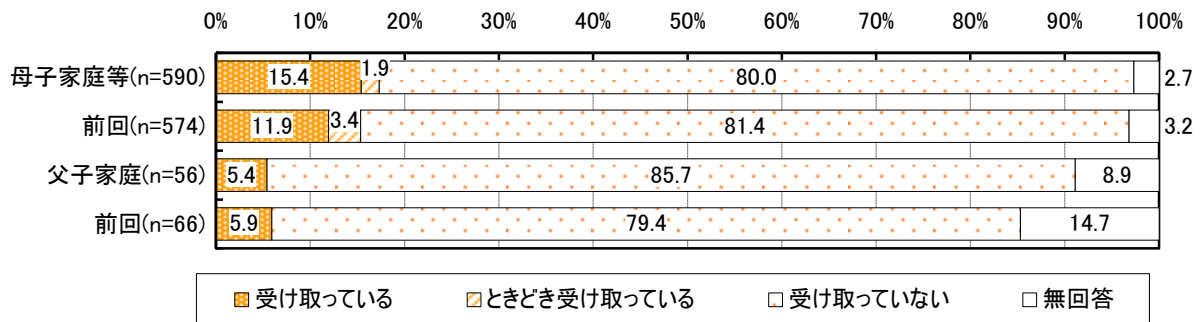
⑬住居を探したり入居するときに困ったこと（母子家庭等で10%を超えるもの）

「家賃が高い」が47.8%と半数近くを占めています。前回調査と比べると、「市営・府営住宅になかなか入れない」は35.6%から26.7%へ減少しています。



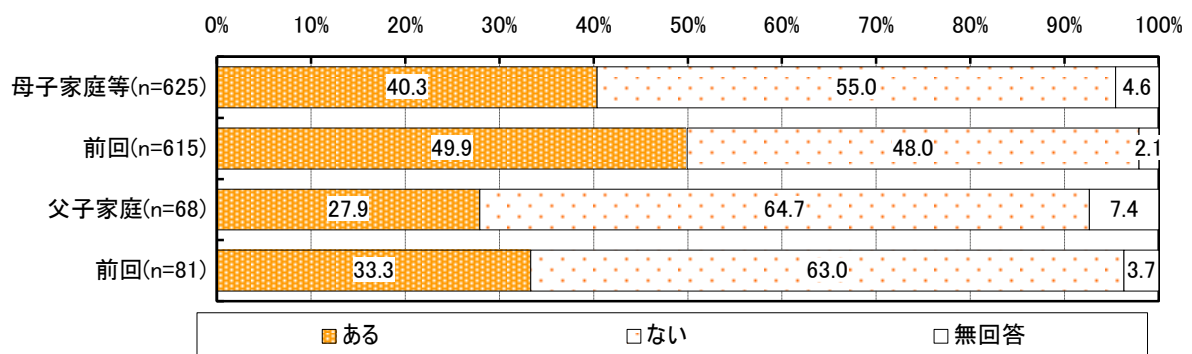
⑭養育費の受け取り状況

離別した配偶者から養育費を何らかの形で受け取っている家庭は、母子家庭等の17.3%と前回調査より若干増加しています。



⑮ひとり親家庭であるために嫌な思いをした経験

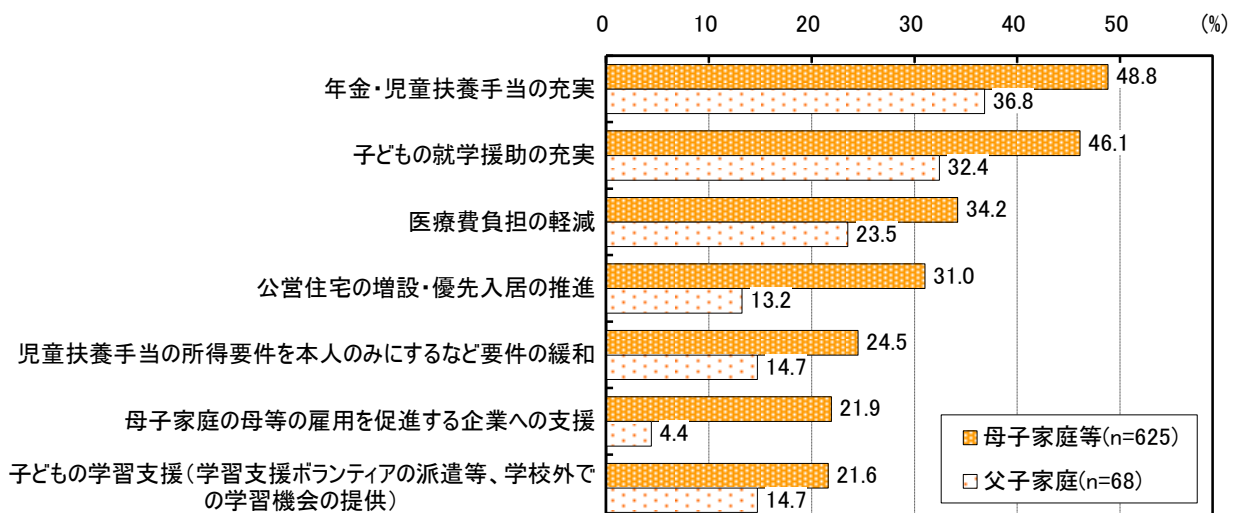
嫌な思いをした経験があるという人は、母子家庭等の40.3%、父子家庭の27.9%見られますが、前回調査より減少しています。



⑯ひとり親家庭等の自立や生活の安定を図るための支援策として望むこと

(母子家庭等・父子家庭のいずれかで20%を超えるもの)

ひとり親家庭に関わる支援策として、年金・児童扶養手当や子どもの就学援助の充実、医療費負担の軽減など経済的支援に関するものが最も高い関心が寄せられています。



「第3次門真市ひとり親家庭等自立促進計画」では、計画推進のポイントとなる項目を「施策の進捗状況を測る指標」として掲げました。これに関して、今回のアンケート調査の結果を整理すると、次のとおりとなります。

項 目	評価の 目安		指 標	結 果	評価
①母子・父子自立支援員のことを知っている人の割合	増加	母子家庭等	35.1%	32.2%	×
		父子家庭	17.3%	16.2%	×
②母子寡婦福祉会のことを知っている人の割合	増加	母子家庭等	12.7%	22.9%	○
		父子家庭	4.9%	7.4%	○
③困ったときの相談先がないという人の割合	減少	母子家庭等	10.7%	12.0%	×
		父子家庭	12.3%	13.2%	×
④正社員・正規職員として働いている人の割合	増加	母子家庭等	28.3%	37.1%	○
		父子家庭	56.8%	69.1%	○
⑤年間総収入額が200万円未満である人の割合	減少	母子家庭等	56.3%	48.1%	○
		父子家庭	19.7%	14.7%	○
⑥子育てにいらだちを感じている人の割合	減少	母子家庭等	13.5%	16.4%	×
		父子家庭	13.6%	26.5%	×
⑦離別した人のうち養育費を受け取っている人の割合	増加	母子家庭等	15.5%	15.4%	△
		父子家庭	3.0%	5.4%	○
⑧ひとり親家庭であるために嫌な思いをした経験のある人の割合	減少	母子家庭等	49.9%	40.3%	○
		父子家庭	33.3%	27.9%	○

※評価 ○：策定時（の調査値）より改善 △：策定時と変わらず ×：策定時より悪化

▶ 2 支援にあたっての基本的な考え方

(1) 基本理念

ひとり親家庭等の社会的な自立と 子どもの健やかな育成に向けて

ひとり親家庭等が社会における多様な家族形態の一つであるという基本的人権の考え方を基本として、地域社会や企業等と一体となって、子育てと生計をひとりで担っているひとり親家庭の親が、自らの力を発揮し、安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることができるまちづくりをめざします。

とりわけ、子どもたちが頑張っている親の背中を見て育つように、親自体の子育て意識や職業意識などを高められるよう、親育ちの相談・支援を図ります。

また、子どもたちが心身ともにすくすくと健やかに育ち、教育や就職機会などの面で差別や偏見を持たれることなく、希望を持って生活できるまちづくりをめざします。

(2) 基本的な視点

① ひとり親家庭等への理解の促進と人権の尊重

ひとり親になる原因として離婚が増えているなかで、母子家庭や父子家庭、寡婦であることを特別視する社会的な傾向は依然として残っています。経済的な要因、家庭内での暴力など、外部からはうかがい知れない原因はさまざまであり、離婚等により、ひとり親家庭や寡婦が差別を受けたり、不利益を被るようなことがあってはなりません。

ひとり親家庭等をはじめ、すべての市民が平等で幸せな生活を送ることは基本的人権であり、市民一人ひとりが尊厳を持つかけがえない存在として、あらゆる人権が尊重され、差別がなく、人々がともに支えあうような社会を築いていくことが重要です。

このため、ひとり親家庭等に対する社会的な理解を促進するとともに、人権尊重の視点に立った施策の推進に努めます。

② 生活全般にわたる自立の促進・支援

ひとり親家庭の親と子が、社会的に自立し、将来に希望を持ち生きがいに満ちた生活を送るためには、就労や住まいの確保をはじめ、親子それぞれの健康の保持・増進、安心して子育てができる環境の整備、子どもの教育支援、地域社会との関係づくりなど、生活全般にわたるさまざまな課題を解決し、ひとり親家庭の自立を総合的に促進・支援することが必要です。

同時に、ひとり親家庭の親がその能力を発揮しながら、自らの生き方を主体的に選び決定できるよう、親自身の精神的な自立を促進するとともに、さまざまな制度や情報、地域の支援等を十分に活用し、自立し充実した生活を送ることができるよう、支援する必要があります。

このため、学校や地域社会、企業や事業所、行政、関係機関等が連携して、社会全体でひとり親家庭の自立を支援する仕組みづくりやひとり親家庭に対する相談・指導、教育・啓発に努めます。

③ 子どもが健やかに育つ環境づくり

子どもは未来の「社会」を担う主人公であり、次代を形づくるさまざまな能力や可能性を秘めています。これらの力が存分に発揮されるためには、親や地域の人々とふれあい、温かい笑顔に包まれながら、子どもたちが心豊かな時代を過ごし、のびのびと健やかに育つことが何よりも重要です。

ひとり親家庭の子どもたちが、その家庭状況によって差別されることなく、基本的人権が尊重されるとともに、すべての子育て家庭において子どもたち一人ひとりの意思や能力、可能性が最大限に尊重されるような施策の展開を図っていく必要があります。

このため、ひとり親家庭等の自立支援は、親が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、地域社会、学校、企業や事業所、行政、関係機関等のさまざまな主体の協働と連携により、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つよう、その環境づくりに努めます。

▶ 3 基本方針と施策の展開

(1) ひとり親家庭への相談体制の充実と養育費の確保に向けた支援

① 情報提供・相談支援の充実

就業をはじめ、子育て、健康に関することなど、ひとり親家庭等の多様な不安や悩み、相談に対応するため、相談支援体制の充実に引き続き努めるとともに、各種制度やサービス等の円滑な利用に向けたわかりやすい情報提供に努めます。

また、大阪府をはじめ支援機関等に適切につなぐ相談機能の充実に努めるとともに、母子寡婦福祉会をはじめ、ひとり親家庭等の福祉、自立支援を目的とした団体等の活動支援や連携強化を進め、地域と一体となった支援体制の構築を図ります。

主な取組

	個別施策	取組内容
1	情報提供の充実	ひとり親家庭等が、支援制度やサービス等を必要な時に利用することができるよう、広報紙やパンフレット、ホームページなどを活用し、各種制度・サービス、相談窓口等の周知を行います。 また、児童扶養手当やひとり親家庭医療証の更新時等のさまざまな機会を活用することなどにより、事業の周知や制度等の利用促進に努めます。
2	母子・父子自立支援員による相談事業の推進	ひとり親家庭となる前に、関係機関、団体等と連携し、悩みや不安などの相談にきめ細かに対応するとともに、離婚等によりひとり親家庭になった後の生活設計についての助言など、各種支援制度及びサービス等に関する情報提供や利用にあたっての支援・調整を行います。 また、大阪府やハローワーク等関係機関・団体等と連携するとともに、母子・父子自立支援員が就労支援や養育費等の相談にきめ細かに対応するため、事例や対応方法等の研修に参加し、スキルアップを図ります。
3	各種相談事業の推進	家庭児童相談をはじめ、行政各部門や関係機関・団体で実施する相談事業の周知を図るとともに、連携強化に努めます。 また、門真市母子寡婦福祉会において、毎月実施している相談事業の周知に努めます。
4	身近な地域での見守り・支援の推進	ひとり親家庭等の相談支援の充実を図るため、身近な地域の相談窓口となる民生委員児童委員や主任児童委員、社会福祉協議会の校区福祉委員会、門真市母子寡婦福祉会等の活動等との連携強化に努めます。

②養育費の確保及び面会交流に向けた支援

ひとり親家庭等の子どもが養育費を得られるよう、養育費の支払いについて広く啓発を行うとともに、養育費の確保に向けた相談・支援の充実を図ります。また、面会交流を円滑かつ継続的に行うための手続きについて適切な助言、相談等を行います。

主な取組

	個別施策	取組内容
1	養育費に関する広報・啓発活動の推進	ひとり親家庭等及び離婚を考える親が養育費に関する理解を深め、適切な対応が行えるよう、国の養育費相談支援センター等と連携し、児童扶養手当現況届の提出時などさまざまな機会を捉え、養育費に関する情報提供を行うとともに、養育費を確保することの大切さを説明していきます。
2	養育費の確保に向けた相談支援	母子・父子自立支援員が実施する相談において、離婚に際して養育費の確保を行うための取り決めや、離婚後の履行確保など、適切な相談支援に努めます。また、そのために、研修等を通じて知識・技能の向上に努めることで、相談機能の強化を図ります。 養育費の取り決めやその履行確保など、法律に関する問題については、弁護士による無料法律相談を実施します。また、婚姻関係の維持または解消、婚姻解消後の子どもの監護に関する紛争については、民間調停を行う公益社団法人家庭問題情報センターの情報提供に努めます。
3	養育費の受け取りを支援する取組の実施	ひとり親家庭が養育費の不払いにより生活に困窮することを防ぐため、大阪府及び関係機関と連携し、養育費の受け取りを支援する取組のあり方について検討した上で適切な実施に努めます。
4	面会交流に向けた相談支援	面会交流は子どもの成長にとって重要なものであることから、母子・父子自立支援員が実施する相談において、適切な助言や情報提供が行えるよう、相談機能の強化を図ります。

(2) ひとり親家庭における就労支援の充実

ひとり親家庭等が安定的な収入を得て、自立した生活を送ることができるよう、関係機関や関係団体等と連携し、就労相談や求人情報等の提供を行います。

また、職業能力を向上するための訓練をはじめ、資格取得のための支援、就労機会創出のための支援など、関係機関や企業・事業所との連携・協力を強化し、就労支援体制の充実を図ります。

主な取組

	個別施策	取組内容
1	就労に向けた相談支援及び情報の提供	ひとり親家庭等の就労を促進するため、ハローワーク、大阪府のひとり親家庭等在宅就業支援センター、大阪府母子寡婦福祉連合会の母子家庭等就業・自立支援センター、守口門真商工会議所など関係機関・団体との連携に努め、求職や雇用に関する情報提供を図るとともに、相談者一人ひとりに対応したきめ細かな相談支援に努めます。 母子・父子自立支援員による相談支援を行うとともに、児童扶養手当受給者を対象に生活保護受給者等就労支援事業制度を活用し、きめ細かで継続的な就労・自立支援を行います。
2	就労・能力開発のための支援	ひとり親家庭等が就労に必要な知識や技能の習得を図るため、関係機関等と連携し、各種講座やセミナー等の周知啓発を行うとともに、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センター等が実施する職業訓練や講習会等について情報提供を行います。 また、資格取得や職業能力開発にあたって経済的支援を図るため、「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金」、「ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金」、「ひとり親高卒程度認定試験合格支援給付金」の利用を促進するとともに、技能習得期間中における生活安定のため、母子及び寡婦福祉資金貸付金（生活資金）の無利子貸付について、情報提供と相談に努めます。
3	保護者の学び直しの支援	ひとり親家庭の親の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていけるよう、高卒認定試験合格のための講座の受講費用の一部や、高卒認定試験の受験費用の一部を支給する事業を実施します。
4	就労機会創出のための支援	企業説明会や面接会等を開催するにあたり、ハローワークや守口門真商工会議所、女性サポートステーション W E S S、門真市企業人権推進連絡会など関係機関・団体と連携を図ります。また、ひとり親家庭等の親や子の就職の機会均等を保障するため、公正な選考採用が徹底されるよう、企業啓発を推進します。 母子家庭の母や寡婦が新たに事業を開始し自立できるよう、母子寡婦福祉資金貸付金制度の周知を図るとともに、適正な貸付業務を実施します。

（３）ひとり親家庭への経済的支援

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進ならびに児童の福祉の増進を図るため、経済的支援に関する各種制度について情報提供を行うとともに、生活困窮者自立支援制度など他の自立支援策との連携を図りながら、適正な給付・貸付業務の推進を図ります。

主な取組

	個別施策	取組内容
1	各種制度の周知と適正な利用促進	ひとり親家庭等の経済的支援に関する制度の周知に努めるとともに、自立に向けた準備期間中の支援であることの趣旨の徹底と適正な利用促進を図ります。
2	児童扶養手当の適正な給付	児童扶養手当制度に関する情報提供を行うとともに、適正な給付業務を実施します。また、必要に応じて、届出等の機会において母子・父子自立支援員との生活面等の相談を行います。 支給開始後５年を経過または支給要件該当後７年を経過した受給資格者が対象となる一部支給停止措置については、一部支給停止適用除外に該当するよう就労に向けた支援等を行います。
3	母子寡婦福祉資金の貸付	母子寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を行うとともに、適正な貸付業務を実施します。
4	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減と健康の保持増進を図るため、医療費の自己負担の一部を助成します。

（４）ひとり親家庭への生活支援

①生活や子育てに対する支援

ひとり親家庭等の親が安心して、子育てや家事と就労の両立ができ、子どもの健やかな育成が図れるよう、多様な子育て支援事業の提供、日常生活の支援、親と子の健康づくりに向けた各種事業の推進、住まいの確保など、生活全般における支援体制の充実に努めます。

主な取組

	個別施策	取組内容
1	子育て支援事業における優先的配慮	本計画に基づき、幼児期の教育・保育事業（幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業）、地域子ども・子育て支援事業（時間外保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、地域子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等）の提供体制の確保と充実に努めます。 ひとり親家庭等の親が就労や職業訓練等を十分に行うことができるよう、幼児期の教育・保育事業の利用にあたっての優先的配慮に努めます。
2	日常生活の支援	ひとり親家庭等の親が病気になったり、技能習得のための講習会の受講、就職活動等、一時的に生活援助や保育、子どもの預かりを必要とする場合に家庭生活支援員の派遣を行う母子家庭等日常生活支援事業について、大阪府と連携してヘルパーの確保を図るなど体制の充実に努めます。 また、18歳未満の子どものいる母子家庭で、子どもの福祉の向上を図る必要があり、施設等の利用を希望する場合、子育てや生活の自立が図れるよう支援します。
3	健康づくり・食育の推進	関係機関との連携を強化し、健康診査、健康相談等の保健事業をきめ細かく実施していくとともに、各種健康（検）診の重要性の周知・啓発、受診しやすい環境づくりを進めます。 また、栄養・食生活やこころの健康等に関する正しい知識・情報の周知・啓発など、「門真市健康増進計画・食育推進計画～健康かどま21～」に基づき、ひとり親家庭等の親子を含め、市民の健康づくり・食育の推進を図ります。
4	住まいの確保	ひとり親家庭等のうち住宅について困っている人の居住の安定確保を図るため、市営住宅の「子育て世帯」優先枠の中で支援を図るとともに、府営住宅の母子世帯や高齢者世帯、障がい者世帯等を対象とした「福祉世帯向け」の特別枠について周知を図ります。 また、ひとり親家庭等の民間賃貸住宅への入居制約の解消に向け、家主や宅地建物取引業の事業者に対する啓発を行います。

②子どもが健やかに育つ環境づくり

ひとり親家庭等の子どもたちがその置かれている環境にかかわらず健やかに成長するよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、教育の機会均等を図るとともに、学習意欲の向上のための支援や居場所づくりなど、子ども自身への支援に取り組みます。

主な取組

	個別施策	取組内容
1	子どもの就学支援	経済的な理由により就学が困難な子どもたちの就学を確保するため、就学援助事業を引き続き実施します。 子どもたちの高校等への進学を支援するため、門真市奨学金事業を推進するとともに、修学資金や就学支度金（母子寡婦福祉資金）などの貸付制度に関する情報の提供、就学支援に関する相談等を行います。
2	学習支援の推進	児童・生徒の学習習慣の定着を図ることをめざし、放課後や土曜日等における学習支援事業を実施します。 ひとり親家庭等の生活保護世帯で、希望する家庭に対して、子どもの健全育成と将来の生活の安定を図るため、教育経験者等専門員による子どもの生活指導や進路指導を行います。
3	子どもの居場所づくりの推進	放課後子ども教室や放課後児童クラブの開設を通じて、希望するすべての児童の放課後の安全で安心な居場所づくり、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。 親の経済状況や生活状況等により、生活習慣の中に学習を取り入れることが困難になった子どもたちに、公民協働等により学習の機会や生活の場等を提供し、支援することを検討します。
4	次代の親としての教育の推進	次代の親となる子どもたちが、子育ての意義や家庭の大切さ、生命の尊さなどを理解できるよう、福祉施設等における体験学習やボランティアの機会の充実を図るとともに、中高生と乳幼児がふれあう機会などの充実に努めます。

(5) ひとり親家庭等を支えるまちづくり

ひとり親家庭等が社会を構成する一つの家族形態として尊重され、就職差別や住居制約等により人権侵害されることのないよう、あらゆる人権が尊重される社会の実現をめざすべく人権教育・啓発を進めます。

主な取組

	個別施策	取組内容
1	人権教育・啓発の推進	ひとり親家庭等が、結婚や離婚、未婚に対する偏見や差別により人権侵害を受けることのないよう、人権教育及び啓発を進めます。 離婚の一因ともなるDVが人権侵害であることの認識を高めることができるよう、周知啓発を図るとともに、女性を対象とした相談対応の充実を図ります。
2	事業者に対する啓発の推進	ひとり親家庭等の雇用に関する人権問題への事業主や従業員の関心を高め、雇用の促進を図れるよう、関係機関や関係団体等と連携し、企業に対する公正な選考採用に関する啓発などの取組を進めます。
3	児童虐待の防止	子どもを虐待から守るため、関係機関や学校・園、地域等が連携し、見守りや通報等、地域ぐるみの虐待防止に努めます。また、学校・園の教職員一人ひとりが平素から教育・保育活動や家庭訪問等を通して、児童や家庭へのかかわりを深め、虐待の未然防止、早期発見に努めます。
4	地域で支える子育て支援	ひとり親家庭等をはじめ、保護者が楽しく子育てできるよう、また子どもが安心してのびのび暮らせるよう、地域住民や団体、企業、商店、福祉施設等が地域ぐるみで子どもの育ちや子育てに積極的にかかわり、支援する地域づくりを進めます。 親子同士の交流をはじめ地域の高齢者などさまざまな人々とのふれあいを通して、生活の知恵や子育てに関する適切な知識が得られるよう、民生委員児童委員・主任児童委員や社会福祉協議会、地域の諸団体、子育て応援施設等とともに、地域における子育て支援活動を促進します。



計画の推進

▶ 1 推進体制

本計画は、本市の子ども・子育て支援策を総合的・一体的に進める計画であり、施策・事業も多岐にわたっています。このため、計画の推進にあたっては、子どもの育成や子育て支援に関係する部門のみならず全庁的な体制のもとに計画の推進を図ります。

また、計画に掲げる取組については、専門的かつ広域的な取組も含まれることから、国や府、関係機関等と連携しながら推進します。

▶ 2 進行管理

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、計画を立て（Plan）、実施（Do）、その進行状況を定期的に把握し点検・評価（Check）した上で、その後の取り組みに反映する（Act）、というPDCAサイクルの考え方に基づき、進行状況の点検や評価を行うとともに、事業の見直しを行います。

具体的には、各分野の施策や、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施状況を定期的に整理し、それをもとに「門真市子ども・子育て会議」において点検・評価を行い、結果を公表するとともに、必要に応じて計画内容の見直しを行うこととします。

